



# 学 生 便 覧

令 和 6 年 度

( 2 0 2 4 )

西日本工業大學



西日本工業大学のシンボルマークは、まず西日本を institute の i のドットの円で、また INSTITUTE と TECHNOLOGY の頭文字の I と T をシンメトリックに配された正方形で、倫理と調和の精神と人のかたちに描いた。これを宇宙に浮かぶ地球の中心に構成して、世界へ積極的に大きくはばたく、責任ある人間育成の教学の理念を具現した。

(デザイン 大高 猛)



## 2024年度 学 年 暦

前 期		後 期	
月日・曜日	行 事	月日・曜日	行 事
4月3日(水)	入学式	9月19日(木) ・20日(金)	履修ガイダンス・後期履修 申告
4月4日(木) ～8日(月)	オリエンテーション 履修ガイダンス・前期履修 申告	9月24日(火)	後期授業開始
4月9日(火)	前期授業開始	10月15日(火)	振替授業 [10/14(月)授業]
5月9日(木)	振替授業 [5/6(月)授業]	11月2日(土) ～5日(火)	大学祭
5月29日(水)	開学記念日	11月6日(水)	振替授業 [11/4(月)授業]
6月8日(土)	春季学生大会	12月7日(土)	秋季学生大会
7月16日(火)	振替授業 [7/15(月)授業]	12月26日(木) ～1月5日(日)	冬期休業
7月30日(火) ～8月1日(木)	前期定期試験	1月15日(水)	振替授業 [1/17(金)授業]
8月6日(火)	前期終了科目成績発表	1月17日(金)	共通テスト準備 (休講)
8月7日(水) ～10日(土)	前期追再試験	1月23日(木) ～25日(土)	後期定期試験
8月11日(日) ～9月18日(水)	夏期休業	1月30日(木)	後期終了科目成績発表
8月22日(木)	前期成績確定	1月31日(金) ～2月6日(木)	後期追再試験
9月12日(木)	秋季大学院修了式・入 学式	2月7日(金) ～4月2日(水)	春期休業
		2月20日(木)	後期成績確定
		3月20日(木)	卒業証書・学位記授与 式

# calendar2024

○ = 振替え授業         = 試験

## 4

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

## 5

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

## 6

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

## 7

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

## 8

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

## 9

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

## 10

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

## 11

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

## 12

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

# calendar2025

## 1

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

## 2

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	

## 3

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

# 目 次

建学の精神	1
人材養成目標	1
アドミッション・ポリシー	1
カリキュラム・ポリシー	2
ディプロマ・ポリシー	2
沿 革	3
1 西日本工業大学学則	7
付1 科目番号のナンバリングについて	23
別表1 教育課程表	
全学共通科目	
教養教育科目	24
工学部	
(1) 学部共通科目	26
(2) 専門教育科目	
(総合システム工学科 機械工学系)	28
(総合システム工学科 電気情報工学系)	30
(総合システム工学科 土木工学系)	32
デザイン学部	
(1) 学部共通科目	34
(2) 専門教育科目	
(建築学科)	35
(情報デザイン学科)	36
別表2 入学検定料・学費	37
2 西日本工業大学履修に関する規程	38
3 西日本工業大学学位規則	44
4 西日本工業大学教職課程規程	46
5 西日本工業大学特別奨学生規則	56
付1 西日本工業大学特別奨学生に関する細則	59
6 西日本工業大学奨学生規則	61
付1 西日本工業大学奨学生(就学サポート)に関する細則	63
付2 西日本工業大学奨学生(継続サポート)規則実施細則	65
7 西日本工業大学スポーツ特別奨学生規則	67
8 西日本工業大学スポーツ特別奨学生資格審査に関する細則	69
9 卒業後の取得資格	71
10 西日本工業大学学生規程	74

11	西日本工業大学学生懲戒規程	78
12	西日本工業大学総合体育館管理規則	81
13	西日本工業大学クラブハウス管理・使用規程	83
14	西日本工業大学駐車場使用規程	85
15	西日本工業大学図書館利用規程	87
16	西日本工業大学情報科学センター利用規程	92
17	西日本工業大学情報システム利用規程	94
18	西日本工業大学授業料その他諸納入金規程	99
19	実験・実習における安全確保について	103
20	西日本工業大学未来工房利用規程	105
21	奨学制度について	107
22	諸証明書の発行出願について	110
23	諸願い届一覧表及び書式	111
付1	課外活動	120
付2	課外活動諸会則	121

## 大学院

	教育研究上の目的	133
	人材養成像	133
	ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）	133
	カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）	134
	アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）	135
1	西日本工業大学大学院学則	136
別表1	教育課程表	143
別表2	入学検定料・学費	144
2	西日本工業大学大学院工学研究科履修に関する規程	145
3	西日本工業大学大学院授業料その他諸納入金、学費減免等規程	149
4	西日本工業大学大学院特別奨学生規則	151
付1	西日本工業大学大学院特別奨学生に関する細則	152
	西日本工業大学施設配置図（おばせキャンパス）	154
	（小倉キャンパス）	168

### ○建学の精神

「人間性に支えられた高度な工業技術者を広く学術の研鑽を通じて育成する」

### ○基本理念（建学のモットー）

「人を育て技術を拓く（ひらく）」

### ○教育目標

「豊かな人間性の錬成とすぐれた工業技術者の育成」

### ○教育方針

- ・ 学生の個性を伸ばすきめ細かな教育の実現
- ・ 産業界を支える自立した実務型技術者の育成
- ・ 国際社会で、職場で尊敬され、頼りにされる技術者の育成  
(基本教科の確実な修得・コンピュータに強い技術者の育成・個性化への対応)

## ■人材養成目標

建学の理念に沿って、次の人材を養成することを目標としている。

- (1) 豊かな人間性と社会人基礎力に富む技術者
- (2) 自信・気力・創意工夫力に富む人材
- (3) 産業界を支える自立した実務型技術者・研究者・経営者・起業家
- (4) 地域社会、地域産業に貢献する技術者

## ■アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）

本学は、「人を育て技術を拓く」を基本理念として掲げ、「豊かな人間性の錬成と優れた工業技術者の育成」を教育目標とし、責任感、誠実さ、協調性などの徳育に重点を置いた人間性教育を基本姿勢としています。この方針に基づき、次のような入学者を求めます。

- (1) 本学の建学の精神・教育目標、教育方針をよく理解し、基礎的学力を有する人。
- (2) 多面的な考え方や基礎的なコミュニケーションができる学修意欲に富む人。
- (3) 多様な人々と協働しながら主体的にものごとに取り組むことができる人。
- (4) それぞれの学科の目指す目標に沿った資質向上、自己の研鑽に努めることができる人。



## ■カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

カリキュラムを以下の方針に基づいて編成する。

### (1) 教養教育科目

豊かな人間性を有し、倫理感、社会性を育むために、主に、初年次教育、キャリア教育、一般教養教育及び専門基礎教育から成る全学共通の教養教育科目を配置する。

### (2) 社会人基礎力養成科目

社会人基礎力を育むために、学生が主体性をもって協働して学ぶ能動的授業科目を配置する。

### (3) 専門総合教育科目

自信・気力・創意工夫力を高め、主体的な課題解決力を養うために、各学科専門科目群にゼミナール、卒業研究などの科目を配置する。

### (4) 学部共通科目・専門教育科目

産業界を支える技術者として、ものづくりやデザインなどに関する基礎知識・実用技術などを修得するために、学部共通科目群、専門教育科目群を配置する。

## ■ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

所定のカリキュラムを履修し、次の資質・能力を身につけると共に、必要な単位を修めた学生に学士（工学）の学位を授与する。

### (1) 豊かな人間性と社会人基礎力

豊かな人間性を有し、倫理観、社会性に富む技術者、デザイナーとして、主体性をもって多様な人々と協働しながら課題や目標に取り組むことができる。

### (2) 創意工夫力・問題解決力

人間社会における諸問題を多面的に考え、創意工夫しながら、粘り強く課題解決に取り組むことができる。

### (3) 専門的知識・技術の活用力及び実務型技術者としての実践力

産業界を支える技術者として、ものづくりやデザインなどに関する基礎知識・実用技術などを課題解決に活用することができる。また、新たな技術を開拓・応用しながら成長していくことができる。

## 沿 革

- 昭和11年 5月 九州工学校設立 設立者 小堺 秀次（夜間部土木科，電気科）  
初代校長 山田 正隆
- 昭和19年 3月 個人から（財）九州工学校に設置者変更
- 昭和23年 7月 九州高等工学校に校名変更
- 昭和27年12月 学校法人九州工業学園並びに九州工業高等学校設立認可  
理事長 花田 二百
- 昭和32年 6月 筑紫工業高等学校設立認可（福岡県筑紫郡太宰府町）
- 昭和38年 4月 花田理事長辞任  
理事長 有田 一壽 就任
- 昭和42年 1月 西日本工業大学設立認可 初代学長 嘉村 平八 就任  
（工学部四年制，機械工学科，電気工学科）  
場所 福岡県京都郡苅田町大字新津1633
- 昭和42年 4月 西日本工業大学開学
- 昭和42年 6月 西日本工業大学学長 嘉村 平八 病没  
理事長 有田 一壽 学長事務取扱
- 昭和42年10月 二代学長 大倉 三郎 就任
- 昭和42年12月 昭和43年より土木工学科，建築学科増設認可
- 昭和43年 4月 機械，電気，土木，建築の四学科となる
- 昭和44年 4月 教育職員免許状修得（正規の課程）のための認定申請許可  
（高2普 工業・中1普 職業）
- 昭和45年 2月 第一種電気事業主任技術者認定校
- 昭和45年 4月 教育職員免許状修得（聴講生の課程）のための認定申請許可
- 昭和45年 4月 図書館竣工
- 昭和46年 4月 8号館（F棟），3階・4階増築およびH棟水理実験室竣工  
電気工学科に電子，電力コース設置
- 昭和47年 6月 開学五周年記念式典挙行
- 昭和47年 8月 厚生会館（K棟）竣工
- 昭和48年 8月 I棟講義室および実験室竣工
- 昭和52年 4月 三代学長 有田 一壽 就任
- 昭和52年10月 有田一壽学長併任を解く 四代学長 許斐 貢 就任
- 昭和53年 1月 教育職員免許状修得（正規の課程）のための認定申請許可  
（高2普・中1普 数学）
- 昭和53年 3月 開学十周年記念式典および総合体育館落成式典挙行
- 昭和53年 4月 学校法人西日本工業学園と改称し，九州工業高等学校・筑紫工業高等学校を学園分離
- 昭和53年 4月 情報処理センター設置（H I T A C M - 150）
- 昭和53年 4月 特待生制度創設
- 昭和55年 3月 情報処理センター第一期工事竣工
- 昭和55年10月 地盤工学研究所設置
- 昭和58年 4月 電気工学科に情報コース設置

- 昭和58年10月 情報処理センター第二期工事竣工
- 昭和59年3月 学友会部室新築移転
- 昭和60年4月 学生談話室改装工事竣工  
ブックセンター設置
- 昭和61年4月 土木工学科に経営管理コース設置  
建築学科に住居インテリアコース設置
- 昭和61年3月 大型電算機H I T A C M-150をF A C O M M-360に更新
- 昭和61年8月 事務局改装工事竣工  
厚生会館改装工事竣工
- 昭和61年9月 学内グラウンド整備及び東門（含む道路）設置工事竣工
- 昭和62年3月 20周年記念事業竣工（正門設置，庭園整備等）
- 昭和62年4月 機械工学科にC A M E，M E Sコース設置
- 昭和62年10月 開学二十周年記念式典挙行
- 昭和63年4月 五代学長 井上 順吉 就任
- 昭和63年12月 クラブハウス竣工
- 平成2年4月 教育職員免許状修得（正規の課程・聴講生の課程）再課程認定申請許可  
（高1種・中1種 数学，高1種 工業）
- 平成2年4月 研究センター設置
- 平成4年1月 臨時定員増認可（平成4年度から平成11年度までの間）  
機械工学科130名，電気工学科140名，建築学科110名
- 平成4年4月 情報処理センターを情報科学センターに名称変更
- 平成4年4月 機械工学科C A M Eコース・M E Sコースを機械工学コース・電子機械工学コースに変更
- 平成4年10月 開学二十五周年記念事業竣工（有朋館・空調設備等）
- 平成4年10月 開学二十五周年記念式典挙行
- 平成5年4月 六代学長 岡部 淳一 就任  
土木工学科に建設情報コース・環境情報コース・管理情報コースを設置
- 平成8年3月 キャンパスネットワーク稼働
- 平成8年12月 編入学定員設定認可  
機械工学科4名・電気工学科5名・土木工学科2名・建築学科2名
- 平成9年4月 各学科コースの再編成  
機械工学科：機械工学コース・生産システム工学コース  
機械／経営システム工学コース  
電気工学科：電気システムコース・電子システムコース  
情報システムコース  
土木工学科：土木工学コース・都市システム工学コース  
建築学科：建築学コース・建築／都市デザインコース
- 平成9年8月 開学三十周年記念事業竣工（有隣館）
- 平成9年10月 開学三十周年記念式典挙行
- 平成10年4月 七代学長 坂田 弘 就任  
生涯学習センター設置

- 平成11年3月 総合実験・実習センター竣工
- 平成11年4月 理事長 有田 一壽 病没  
理事長 入江 伸明 就任
- 平成11年11月 エネルギー棟竣工
- 平成11年12月 入学定員の増加（機械工学科100名，電気工学科110名，建築学科100名）及び平成15年度までの臨時入学定員の設定に係る学則変更認可
- 平成12年3月 教育職員免許状修得（高1種・中1種 数学，高1種 工業）  
再課程認定申請許可
- 平成12年4月 機械工学科コースの再編成  
機械コース，電子機械コース，交通機械コース
- 平成13年4月 土木工学科コースの再編成  
建設・構造コース，環境・防災コース，都市・交通コース
- 平成13年5月 研究棟竣工
- 平成14年3月 教育職員免許状修得（電気工学科：高1種・中1種 数学，高1種 工業，高1種 情報）再課程認定申請許可
- 平成14年4月 八代学長 坂本 正史 就任
- 平成15年4月 学科名称の変更（機械システム工学科，電気電子情報工学科，環境都市デザイン工学科）  
建築学科コース制の廃止
- 平成16年4月 情報デザイン学科（CG&CADコース，メディアデザインコース，ユニバーサルデザインコース）を設置  
大学院工学研究科修士課程（生産・環境システム専攻）を開設  
入学定員の変更（機械システム工学科90名，電気電子情報工学科90名，環境都市デザイン工学科60名，建築学科75名）  
小倉サテライトキャンパス開設
- 平成17年3月 教育職員免許状修得課程認定申請許可  
（情報デザイン学科：高1種（情報），大学院：専修免（工業））
- 平成17年4月 機械システム工学科コース名称変更，交通機械コースを航空自動車コース  
環境都市デザイン工学科コースの再編成，建設防災コース・環境デザインコース
- 平成18年3月 教育職員免許状修得課程認定申請許可（情報デザイン学科：高一種（情報），建築学科：高一種（工業））
- 平成18年4月 小倉キャンパス開校，デザイン学部開設（情報デザイン学科，建築学科）  
入学定員の変更（機械システム工学科110名，環境都市デザイン工学科40名）  
機械システム工学科コースの増設，デジタルエンジニアリングコース
- 平成19年4月 学科名称の変更（環境都市デザイン工学科を環境建設学科）
- 平成19年5月 開学四十周年記念式典挙行
- 平成20年2月 理事長 入江 伸明 病没
- 平成20年3月 理事長 鹿田 磨樹 就任
- 平成21年4月 九代学長 菊池 重昭 就任  
大学院・地域連携センター開設  
工学部学科の改組

- 総合システム工学科  
 (機械工学系, 電気工学系, 情報システム系, 環境建設系) (定員165名, 3年次編入4名)
- デジタルエンジニアリング学科  
 (デジタルデザインコース, 自動車・ロボットコース) (定員75名, 3年次編入2名)
- 情報デザイン学科コースの再編成  
 メディアデザインコース, プロダクトデザインコース, キャリアデザインコース
- 平成23年4月 総合システム工学科 系の名称変更, 電気工学系を電気電子工学系  
 建築学科コースの再編成  
 建築デザインコース, 住居・インテリアデザインコース, 環境設備デザインコース,  
 建築構造デザインコース
- 情報デザイン学科コースの再編成  
 メディアデザインコース, プロダクトデザインコース, 環境デザインコース, キャリアデザインコース
- 平成24年11月 おばせキャンパス本館 (A棟) 竣工
- 平成25年3月 学園創立60周年・開学45周年記念事業「おばせキャンパスリニューアル事業」完了
- 平成26年4月 十代学長 西尾 一政 就任
- 工学部の改組  
 デジタルエンジニアリング学科募集停止  
 総合システム工学科の再編成  
 (機械工学系, デジタルエンジニアリング系, 電気電子工学系, 情報システム系,  
 環境建設系)
- 入学定員の変更 (総合システム工学科240名, 3年次編入6名)
- 平成27年4月 総合システム工学科 系の名称変更, デジタルエンジニアリング系を機械設計工学系,  
 建築学科及び情報デザイン学科のコース制廃止
- 平成28年4月 総合システム工学科 系の再編成 (機械工学系, 機械設計工学系, 設備保全工学系,  
 電気電子工学系, 知能制御工学系, 情報工学系, 土木環境工学系)
- 入学定員の変更 (情報デザイン学科55名, 3年次編入2名)
- 平成28年11月 開学50周年記念事業「おばせキャンパス整備工事」完了
- 平成29年4月 総合システム工学科 系の再編成  
 (機械工学系, 電気情報工学系, 土木工学系)
- 入学定員の変更 (総合システム工学科230名, 情報デザイン学科45名)
- 平成29年5月 開学五十周年記念式典挙行
- 平成31年4月 十一代学長 片山 憲一 就任
- 令和4年4月 入学定員の変更 (総合システム工学科220名, 情報デザイン学科55名)
- 令和5年4月 十二代学長 鶴田 隆治 就任
- 入学定員の変更 (総合システム工学科210名, 建築学科85名)
- 令和6年4月 入学定員の変更 (建築学科75名 情報デザイン学科65名)

# 1 西日本工業大学学則

## 第1章 目 的

### (目 的)

第1条 西日本工業大学（以下「本学」という。）は、工業に関する専門の学術と一般の学芸とを教授研究し、かつ、人格の育成と陶冶を図り、もって文化の向上に寄与することを目的とする。

### (自己点検・評価)

第1条の2 前条の目的及び社会的使命を達成し、本学の教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を受けるものとする。

## 第2章 組 織

### (学部、学科及び入学定員)

第2条 本学に次の学部及び学科を置く。

工学部

総合システム工学科

デザイン学部

建築学科

情報デザイン学科

2 前項の学科の入学定員、3年次編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員	3年次編入学定員	収 容 定 員
工 学 部	総合システム工学科	210名	6名	852名
デザイン学部	建 築 学 科	75名	2名	304名
	情報デザイン学科	65名	2名	264名

### (学部、学科の教育研究上の目的)

第2条の2 学部及び学科における教育研究上の目的は、次のとおりとする。

#### (1) 工学部

本学の建学の理念に基づき、工学に関する理論及び技術を教授研究し、科学技術の発展や持続可能な社会形成に寄与し、幅広い教養と専門性を修得した人材を養成することを目的とする。

総合システム工学科

本学の建学の理念、学部の目的に基づき、総合システム工学に関する理論及び技術を教授研究し、持続可能な社会形成に寄与し、高度な専門性を修得した人材を養成することを目的とする。

#### (2) デザイン学部

本学の建学の理念に基づき、デザインに関する理論及び技術を教授研究し、科学技術の発展や健康で明るい社会形成に寄与し、幅広い教養と専門性を修得した人材を養成することを目的とする。

## 建築学科

本学の建学の理念、学部の目的に基づき、建築に関する理論及び技術を教授研究し、良好な社会環境・人間環境の形成に寄与し、幅広い教養と専門性を修得した人材を養成することを目的とする。

## 情報デザイン学科

本学の建学の理念、学部の目的に基づき、情報デザインに関する理論及び技術を教授研究し、良好な社会環境・人間環境の創造に寄与し、幅広い教養と専門性を修得した人材を養成することを目的とする。

### (学部、学科の人材養成に関する目的)

第2条の3 学部及び学科における人材養成に関する目的は、次のとおりとする。

#### (1) 工学部

工学に関する理論的及び技術的知識と情報技術能力、実務的技術能力を修得した、幅広い教養を備えた人間性豊かな専門性に富む人材を養成する。

##### 総合システム工学科

総合システム工学に関する理論的及び技術的知識と情報技術能力、実務的技術能力を修得し、幅広い視野を持つ総合性を備えた人間性豊かな高度専門職業人を養成する。

#### (2) デザイン学部

豊かな人間性と幅広い教養を備え、デザインに関する理論及び技術的知識と情報技術能力、実務的技術能力を修得した専門性に富む人材を養成する。

##### 建築学科

建築に関する理論的及び技術的知識と情報技術能力、実務的技術能力を修得し、幅広い教養を備えた人間性豊かな専門性に富む人材を養成する。

##### 情報デザイン学科

豊かな人間性と幅広い教養を備え、情報デザインに関する理論的及び技術的知識と情報技術能力、実務的技術能力を修得した専門性に富む人材を養成する。

### (大 学 院)

第2条の4 本学に大学院を置く。

2 大学院に関し、必要な事項は別に定める。

### 第3章 附属・附設機関

#### (附属図書館)

第3条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館に関し、必要な事項は別に定める。

#### (附属教育研究施設)

第4条 本学に附属教育研究施設として、情報科学センター、地域・産学連携センター及び総合実験実習センターを置く。

2 情報科学センターに関し、必要な事項は別に定める。

3 地域・産学連携センターに関し、必要な事項は別に定める。

4 総合実験実習センターに関し、必要な事項は別に定める。

**(総合体育館)**

第5条 本学に総合体育館を置く。

2 総合体育館に関し、必要な事項は別に定める。

**第4章 職員組織**

**(職員組織)**

第6条 本学に次の職員を置く。

- (1) 学 長
- (2) 教 授
- (3) 准 教 授
- (4) 講 師
- (5) 助 教
- (6) 助 手
- (7) 事務職員
- (8) 技術職員
- (9) その他必要な職員

2 必要に応じ副学長を置くことができる。

**(事務組織)**

第7条 事務組織に関し、必要な事項は別に定める。

**第5章 教授会等**

**(学務研究協議会等)**

第8条 本学に、全学的な教育研究に関する事項を審議するため、以下の審議機関を置く。

- (1) 学務研究協議会（以下、「会議」という。）
- (2) 人事委員会

2 組織及び運営については、別に定める学務研究協議会規則及び人事委員会規則による。

3 会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 大学及び大学院の運営に関する事項
- (2) 教育事業計画に関する事項
- (3) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (4) 学生の入学、卒業その他学生の在籍に関する方針及び学位授与に関する方針に係る事項
- (5) 学則その他重要な規則の制定及び改廃に関する事項
- (6) 学生の賞罰に関する事項
- (7) 学長の諮問に関する事項
- (8) その他必要な事項

**(教授会)**

第8条の2 本学に、次の各号に掲げる教授会を置く。

- (1) 全学教授会



(2) 工学部教授会

(3) デザイン学部教授会

2 教授会は、専任の教授及び准教授をもって構成する。ただし、必要に応じてその他職員を加えることができる。

3 教授会の運営については、別に定める教授会規則による。

#### (教授会の審議事項)

第8条の3 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学に関する事項

(2) 学生の卒業に関する事項

(3) 学位の授与に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 第1項の各号に規定する審議については、次の教授会にて行うものとする。

(1) 第1項第1号に規定する事項 全学教授会

(2) 第1項第2号に規定する事項 工学部教授会及びデザイン学部教授会

(3) 第1項第3号に規定する事項 工学部教授会及びデザイン学部教授会

(4) 第1項第4号に規定する事項 全学教授会並びに工学部教授会及びデザイン学部教授会

### 第6章 学年、学期及び休業日

#### (学 年)

第9条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

#### (学 期)

第10条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 必要がある場合には、学長は、前項に定める学期の開始日及び終了日を変更することができる。

3 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

#### (休 業 日)

第11条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 開学記念日（5月29日）

(4) 春期休業日

(5) 夏期休業日

(6) 冬期休業日

2 前項第4号から第6号の休業日については、学長が別に定める。

- 3 必要がある場合は、学長は、本条第1項の休業日を臨時に変更することができる。
- 4 本条第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

## 第7章 修業年限及び在学年限

### (修業年限)

第12条 本学の修業年限は、4年とする。

### (在学年限)

第13条 学生は、8年を超えて在学することができない。ただし、第20条第1項、第21条第1項及び第22条第1項の規定により入学した学生は、第20条第2項、第21条第2項及び第22条第2項により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

## 第8章 入学、転科、休学、復学、退学及び除籍

### (入学の時期)

第14条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、教育上支障がないと認めるときは、学期の始めとすることができる。

### (入学資格)

第15条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして、認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学検定に合格した者を含む。）
- (8) 大学において、個別の入学審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

### (入学の出願)

第16条 本学に入学を志願する者は、入学志願書・調査書に、所定の入学検定料と写真を添えて、指定の期日までに願出しなければならない。

- 2 入学検定料は、別表2のとおりとする。ただし、特別に認められた場合は、その一部を免除することがある。
- 3 納付済の入学検定料は、理由の如何にかかわらず返還しない。

### (入学者の選考)

第17条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

### (入学手続及び入学許可者の手続)

第18条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受け、入学をしようとする者は、所定の期日までに、入学金その他の納付金を添えて保証人連署の誓約書(本学所定の様式)を提出しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。
- 3 入学を許可された者は、本学在学中、修学及び課外活動についてこの学則によるほか、別に定める履修に関する規程及び学生規程に従わなければならない。
- 4 入学許可者の保証人は、父母又は近親者で独立の生計を営む成年者でなければならない。
- 5 保証人が死亡するか、又はこれを変更する必要が生じたときは、新保証人として連署して保証人(保護者)異動届を提出しなければならない。

### (社会人・外国人留学生)

第19条 社会人及び外国の国籍を有する者で、本学に入学を志願する者があるときは、特別の選考のうえ、入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生の入学については、別にこれを定める。
- 3 帰国子女の入学等については、本条の前2項の規定を準用する。
- 4 社会人入学生の入学については、別にこれを定める。

### (転入学)

第20条 他大学の学生で、本学の2年次以上に転入学を希望する者があるときは、欠員のある場合限り、選考のうえ、入学を許可することがある。

- 2 転入学の時期は学年の始めとし、入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学年数については、教授会の議を経て学長が決定する。ただし、教育上支障がないと認めるときは、学期の始めとすることができる。
- 3 転入学の選考等については、第16条、第17条、第18条及び第19条の規定を準用する。

### (編入学)

第21条 次の各号の一に該当する者で、本学に編入学を志願する者があるときは、選考のうえ、3年次に入学を許可する。

- (1) 大学を卒業した者
  - (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
  - (3) 他の大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
  - (4) 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができる者
  - (5) その他前各号と同等以上の学力があると認められた者
- 2 編入学の時期等については、第20条第2項の規定を準用する
  - 3 編入学の選考等については、第16条、第17条、第18条及び第19条の規定を準用する。

## (再 入 学)

第22条 病気その他やむを得ない事由により、本学を退学した者で同一学科に再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、審査のうえ、入学を許可することがある。

2 再入学の時期等については、第20条第2項の規定を準用する。

## (転 科)

第22条の2 本学学生で転科を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、転科を許可することがある。

2 その他転科に関する必要な事項は、別にこれを定める。

## (転 学)

第22条の3 本学学生で他の大学への入学又は転学を希望する者は、学長に願い出て、許可を受けなければならない。

## (休 学)

第23条 病気その他やむを得ない事由により、3ヵ月以上修学することができないときは、学長の許可を得て休学することができる。

2 休学を希望する者は、その事由を詳記（病気の場合は医師の診断書を添付する。）し、保証人連署のうえ、学長に願い出てその許可を受けなければならない。

3 病気のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

4 休学中の授業料その他諸納入金は徴収しない。

## (休 学 期 間)

第24条 休学期間は、引き続き1年、通算2年を超えることができない。ただし、特別の場合は、通算4年まで認めることがある。

2 休学期間は、第13条に規定する在学年限に算入しない。

## (復 学)

第25条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

## (退 学)

第26条 病気その他やむを得ない理由により、退学しようとするときは、その理由を詳記（病気の場合は医師の診断書を添付する。）し、保証人連署のうえ、学長に願い出てその許可を受けなければならない。

## (除 籍)

第27条 次の各号の一に該当する者は、学務研究協議会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 授業料その他納付金の滞納が長期にわたる者
- (2) 第13条に定める在学年限を超えた者
- (3) 第24条に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 長期間にわたり所在不明の者

## 第9章 教育課程及び履修方法

### (教育課程)

第28条 本学の教育課程は、別表1に掲げる「教育課程表」のとおりとする。

### (授業科目の編成及び履修方法等)

第29条 教育課程における授業科目は、教養教育科目、学部共通科目、専門教育科目及び教職科目とに区分し、各授業科目は、これを必修科目、選択必修科目及び選択科目に分けて体系的に各年次・学期に配列して編成するものとする。

- 2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。
- 3 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることがある。
- 4 卒業に必要な単位数のうち、前項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。
- 5 各授業科目の授業は、十分な教育効果をあげることができるよう、15週その他の本学が定める適切な期間を単位として行うものとする。
- 6 履修方法等その他必要な事項については、履修に関する規程として別にこれを定める。

### (単位の算出基準)

第30条 各授業科目の単位算出基準は、45時間の学修を必要とする内容の構成をもって1単位とすることを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。ただし、卒業研究及び学外実習に係る授業科目については、学修の成果を評価して単位数を定めるものとする。

### (単位の認定)

第31条 単位の認定は、科目担当教員が試験、論文又は平常の履修状況等本学が定める適切な方法によってこれを行う。

- 2 授業科目の成績判定は、試験等本学が定める適切な方法によって行う。
- 3 成績の評価は、秀・優・良・可・不可・履修放棄の6種の標語をもって表し、秀・優・良・可を合格とし、不可・履修放棄を不合格とする。

### (他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第32条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることができる。

- 2 本学は、学生が前項の規定により履修した授業科目について、修得した単位が60単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。
- 3 前2項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学において修得した単位についても適用する。

### (大学以外の教育施設等における学修)

第32条の2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学省が定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、当該単位を

本学において修得したものとして認定することができる。

- 2 前項の規定による単位の認定は、第32条第2項及び前条により、本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えない範囲で行うものとする。

#### (入学前の既修得単位等の認定)

第32条の3 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前の大学又は短期大学における学修を本学における授業科目の履修とみなし、当該単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を本学において修得したものとして認定することができる。

- 2 前項により修得したものとみなす単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、当該大学において修得した単位以外のものについては、第32条第2項及び前条第2項により、本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えない範囲で行うものとする。

#### (単位の決定)

第32条の4 第32条第3項、第32条の2及び前条の規定により、本学において修得したものとみなす単位の認定については、学長がこれを決定する。

第33条 単位の認定は、別に定める履修に関する規程に従って履修した科目でなければこれを受けることができない。

第34条 単位の認定は、学費を完納した者でなければこれを受けることができない。

#### (教員の免許状授与の所要資格の取得)

第35条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所定の単位を修得しなければならない

- 2 本学の学科において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

学 部	学 科	教員の免許状の種類(免許教科)	
工 学 部	総 合 シ ス テ ム 工 学 科	高等学校一種免許状	工業
		中学校一種免許状	数学
		高等学校一種免許状	数学
		高等学校一種免許状	情報
デザイン 学 部	建 築 学 科	高等学校一種免許状	工業
	情報デザイン学科	高等学校一種免許状	情報

- 3 前項の教育職員免許状を取得するための必要事項は別に定める。

### 第10章 卒業及び学位の授与

#### (卒 業)

第36条 第29条第6項で定める履修に関する規程に基づいて履修し、合計124単位以上修得した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

#### (卒業証書及び学位の授与)

第37条 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授け、学士(工学)の学位を授与する。

## 第11章 賞 罰

### (表 彰)

第38条 優秀な学業成績又は模範となる行為のあった学生は表彰する。

2 表彰に関する規程は、別にこれを定める。

### (懲 戒)

第39条 学生が、本学の諸規則及び諸指示を守らないときは、学務研究協議会の議を経て学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

## 第12章 厚生施設

### (学 生 寮)

第40条 本学に学生寮を置く。

2 学生寮に関する規則は、別に定める。

## 第13章 研究生、科目等履修生、委託生及び特別課程の履修生

### (研 究 生)

第41条 本学において、特定の専門事項について研究することを願ひ出る者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

### (入学資格者)

第42条 研究生として入学を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者とする。

### (入学の出願手続)

第43条 研究生として入学を志願する者は、所定の入学願書に次の各号に掲げる書類及び選考料を添え、指定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 健康診断書
- (3) 最終出身学校の成績証明書
- (4) 志願者が就職中の者であるときは勤務先の所属長の承諾書
- (5) 志願者が外国の国籍を有する者であるときは、日本語能力証明書及び在留カード等の身分を証明できるもの

2 前項の入学願書には、指導教員についての希望を記載することができる。

### (入学の時期)

第44条 研究生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別の必要があり、教育研究上支障がないときは、入学の時期を後学期の初めとすることができる。

### (在学期間)

第45条 研究生の在学期間は、1年以内とする。ただし、引き続き在学を希望する者に対しては、さらに在学期間を延長することができる。

### (講義・実験等への出席)

第46条 研究生は、指導教員及び授業科目担当教員の承諾を得て、講義、実験及び演習等に出席することができる。

### (研究報告書)

第47条 研究生は、在学期間の終了時に研究事項を記載した報告書を提出しなければならない。

### (入学金及び研究料)

第48条 研究生は、別に定める入学金及び研究料を納付しなければならない。ただし、前年度に引き続き研究生となる者に対しては、入学金を免除する。

### (科目等履修生)

第49条 本学において、特定の一又は複数の授業科目の履修を願い出る者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することがある。

### (入学の時期)

第50条 科目等履修生の入学の時期は、学期の始めとする。

### (入学資格者)

第51条 科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 高等学校、高等専門学校、短期大学又は大学を卒業した者
- (2) 高等学校卒業程度以上の学力があると認められる者
- (3) 単位互換協定に基づき受講する者
- (4) 前各号に掲げられる者のほか、高大連携に基づく高校生の入学を認めることがある。

### (入学の出願手続)

第52条 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の入学願書に次の各号に掲げる書類及び選考を添え、指定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 健康診断書
- (3) 最終出身学校の成績証明書
- (4) 志願者が就職中の者であるときは、勤務先の所属長の承諾書
- (5) 志願者が外国の国籍を有する者であるときは、日本語能力証明書及び在留カード等の身分を証明できるもの

### (入学者の選考及び入学許可)

第53条 前条の志願者及び第41条における研究生の志願者については、選考のうえ、学長が入学を許可することがある。

### (在学期間)

第54条 科目等履修生の在学期間は、入学の際に履修を許可された科目の授業が終了する学期末までとする。



### (試験等)

第55条 科目等履修生は、履修した科目につき試験を受けることができる。

2 試験に合格した者については、所定の単位を授与し、願いにより単位取得証明書を交付する。

### (入学金及び履修料)

第56条 科目等履修生は、別に定める入学金及び履修料を納付しなければならない。ただし、前学期に引き続き科目等履修生となる者に対しては、入学金を免除する。

### (委託生)

第57条 官公庁その他の団体（以下「委託者」という。）が履修する科目を定めて委託生を願い出た場合には、選考のうえ、委託生として入学を許可することがある。

### (在学期間)

第58条 委託生の在学期間は、1年以内とする。ただし、引き続き在学を希望する者に対しては、さらに在学期間を延長することができる。

### (授業料諸費用)

第59条 委託生の授業料諸費用は、委託者から徴収する。ただし、前年度に引き続き委託生となる者の委託者に対しては、入学金を免除する。

### (入学時期)

第60条 委託生の入学時期は、学年の始めとする。

### (試験等)

第61条 委託生は、履修した科目につき試験を受けることができる。

2 試験に合格した者については、所定の単位を授与し、願いにより単位取得証明書を交付する。

### (特別課程の履修生)

第61条の2 本学は、文部科学大臣の定めるところにより、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 本学の学生が前項に規定する特別の課程を履修することが教育上有益であると認めるときは、当該課程を履修させることができる。

3 第1項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

### (学則の準用)

第62条 特別の規定がない限り、本学則のうち、第11条、第27条、第39条及び第64条の規定は、研究生、科目等履修生、委託生及び特別課程の履修生に準用する。

## 第14章 学 費

### (学 費)

第63条 学生は、その他の学費を納入しなければならない。ただし、特別に認められた場合は、その一部を免除することがある。

2 入学金、授業料及び教育充実費の額は、別表2のとおりとする。

3 納入時期その他の取扱いについては、別にこれを定める。

### (既納の入学金等)

第64条 納入済の入学金、授業料その他の学費は、返還しない。ただし、特別に認められた場合は、

その一部を返還することがある。

## 第15章 社会貢献

### (社会貢献)

第65条 本学は、教育基本法及び学校教育法に定めるところによる社会貢献に資するため、次の各号に掲げる事項を推進する。

- (1) 地域社会及び自治体との連携
- (2) 産業界等との連携
- (3) 国内外の教育研究機関等との連携及び国際交流
- (4) 公開講座等地域社会に対する学習機会の提供

## 第16章 特別奨学生

### (特別奨学生等)

第66条 人物、学力共に優秀な学生に対しては、選考のうえ、特別奨学生として授業料の減免又は奨学金を支給する。適用を受ける奨学生は、次のとおりとする。

- (1) 特別奨学生選抜入学試験を受けて採用された者については、特別奨学生として適用する。
- (2) 在学中の学業成績によって選考された者は、学業奨励生として適用する。
- 2 スポーツ技能が特に優れ、人物及び修学態度が良好で、本学の課外活動の振興に著しく寄与すると判断される学生に対しては、選考のうえ、スポーツ特別奨学生として、授業料の減免又は奨学金を支給する。
- 3 人物、学力共に優秀な学生で、経済的理由により就学困難な学生に対しては、奨学生として授業料の減免又は奨学金を支給する。
- 4 特別奨学生（学業奨励生を含む）、スポーツ特別奨学生及び奨学生制度に関する必要な事項は、別にこれを定める。

## 附 則

- 1 本学則は、昭和42年4月1日から施行する。
- 2 本学則は、昭和44年4月1日から改正施行する。
- 3 本学則は、昭和45年4月1日から改正施行する。
- 4 本学則は、昭和46年4月1日から改正施行する。
- 5 本学則は、昭和47年4月1日から改正施行する。
- 6 本学則は、昭和48年4月1日から改正施行する。
- 7 本学則は、昭和52年4月1日から改正施行する。
- 8 本学則は、昭和53年4月1日から改正施行する。
- 9 本学則は、昭和55年4月1日から改正施行する。
- 10 本学則は、昭和56年4月1日から改正施行する。
- 11 本学則は、昭和57年4月1日から改正施行する。
- 12 本学則は、昭和58年4月1日から改正施行する。
- 13 本学則は、平成2年4月1日から改正施行する。

- 14 本学則は、平成3年4月1日から改正施行する。
- 15 この学則は、平成3年10月24日に改正施行する。
- 16 この学則は、平成3年11月21日に改正施行する。
- 17 この学則は、平成4年4月1日から改正施行する。ただし、第2条の規定にかかわらず、機械工学科・電気工学科・建築学科については、平成4年度から平成11年度までの間の入学定員を次のとおりとする。

学 科	入学定員
機 械 工 学 科	130名
電 気 工 学 科	140名
建 築 学 科	110名

- 18 この学則は、平成5年4月1日から改正施行する。ただし、平成4年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第28条、第29条、第30条及び第36条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 19 この学則は、平成5年12月1日から改正施行する。
- 20 この学則は、平成6年4月1日から改正施行する。
- 21 この学則は、平成6年5月27日から改正施行する。
- 22 この学則は、平成7年4月1日から改正施行する。
- 23 この学則は、平成8年4月1日から改正施行する。
- 24 この学則は、平成9年4月1日から改正施行する。
- 25 この学則は、平成10年4月1日から改正施行する。ただし、平成10年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第66条の適用については、なお従前の例による。
- 26 この学則は、平成11年4月1日から改正施行する。
- 27 この学則は、平成12年4月1日から改正施行する。ただし、第2条の規定にかかわらず、機械工学科、電気工学科及び建築学科については、平成12年度から平成15年度までの間、各年度の入学定員を次のとおりとする。

学 科 \ 年 度	入 学 定 員			
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
機械工学科	124名	118名	112名	106名
電気工学科	134名	128名	122名	116名
建築学科	108名	106名	104名	102名

- 28 この学則は、平成12年4月1日から改正施行する。ただし、平成11年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第66条の適用については、なお従前の例による。
- 29 この学則は、平成13年4月1日から改正施行する。ただし、平成12年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第28条、第29条、第30条及び第36条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 30 この学則は、平成14年4月1日から改正施行する。ただし、平成12年度以前に入学した学生に対

する学則第35条第2項の適用は、なお従前の例によるものとする。

- 31 この学則は、平成15年4月1日から改正施行する。ただし、第2条の規定にかかわらず、機械工学科・電気工学科・土木工学科については、平成15年3月31日に当該学科に在学するものが当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。
- 32 この学則は、平成16年4月1日から改正施行する。ただし、平成15年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第29条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 33 この学則は、平成17年4月1日から改正施行する。
- 34 この学則は、平成17年12月22日から改正施行する。
- 35 この学則は、平成18年4月1日から改正施行する。ただし、平成17年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第28条、第29条及び第35条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 36 この学則は、平成19年4月1日から改正施行する。
- 37 この学則は、平成20年4月1日から改正施行する。
- 38 この学則は、平成21年4月1日から改正施行する。ただし、第2条の規定にかかわらず、機械システム工学科・電気電子情報工学科・環境建設学科については、平成21年3月31日に当該学科に在学するものが当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。
- 39 この学則は、平成23年4月1日から改正施行する。
- 40 この学則は、平成22年12月27日から改正施行する。
- 41 この学則は、平成24年4月1日から改正施行する。
- 42 この学則は、平成25年4月1日から改正施行する。
- 43 この学則は、平成25年4月25日から改正施行する。
- 44 この学則は、平成25年7月25日から改正施行する。
- 45 この学則は、平成25年9月26日から改正施行する。
- 46 この学則は、平成25年10月24日から改正施行する。
- 47 この学則は、平成26年4月1日から改正施行する。ただし、第2条の規定にかかわらず、デジタルエンジニアリング学科については、平成26年3月31日に当該学科に在学するものが当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。
- 48 この学則は、平成27年4月1日から改正施行する。ただし、平成26年度以前に入学した学生に対する学則第28条、第29条及び第36条の規定の適用については、なお従前の例によるものとする。
- 49 この学則は、平成28年4月1日から改正施行する。ただし、平成27年度以前に入学した学生に対する学則第63条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 50 この学則は、平成29年4月1日から改正施行する。ただし、平成28年度以前に入学した学生に対する学則第28条及び第29条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 51 この学則は、平成30年4月1日から改正施行する。ただし、平成29年度以前に入学した学生に対する学則第28条及び第35条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 52 この学則は、平成31年4月1日から改正施行する。ただし、平成30年度以前に入学した学生に対する学則第28条及び第63条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 53 この学則は、令和2年4月1日から改正施行する。ただし、令和元年度以前に入学した学生に対

する学則第28条の規定の適用については、なお従前の例による。

54 この学則は、令和3年4月1日から改正施行する。ただし、令和2年度以前に入学した学生に対する学則第28条の規定の適用については、なお従前の例による。

55 この学則は、令和3年5月20日から改正施行する。

56 この学則は、令和4年4月1日から改正施行する。ただし、令和3年度以前に入学した学生に対する学則第28条の規定の適用については、なお従前の例による。

57 この学則は、令和5年4月1日から改正施行する。ただし、令和4年度以前に入学した学生に対する学則第28条の規定の適用については、なお従前の例による。

58 この学則は、令和6年4月1日から改正施行する。ただし、令和5年度以前に入学した学生に対する学則第28条及び第63条（別表2備考3但し書きを除く。）の規定の適用については、なお従前の例による。

# 科目番号のナンバリングについて

## 1. ナンバリングについて

- (1) 授業科目の学修段階や順序等の体系性を明示する。
- (2) 学生がレベルや専門性を勘案して授業科目を履修できるようにする。

## 2. ナンバリングの設定

- (1) 教育課程表の各授業科目の「科目番号」の5文字を以下のように定義する。
- (2) 左から1番目の文字：教養教育科目，学部科目，大学院科目
- (3) 左から2番目の文字：学部の共通科目，学科・系，大学院の専門科目
- (4) 左から3番目の文字：授業のレベルを表す（1～3, 0及び9）
- (5) 左から4～5番目の文字：連番

## 3. 具体例

科目名 工学概説

科目番号 EX101

以下のナンバリング定義表より，科目「工学概説」は，工学部で開講される初級レベルの学部共通科目である。

### ナンバリング定義表

平成 29 年度以降

(2)左から1番目の文字

学部・学科	E	工学部
	1	総合システム 工学科
	2	
	3	
	D	デザイン学部
	C	教養教育科目
M	大学院	

(3)左から2番目の文字

共通	D	人間・社会科学群
	E	語学群
	F	総合教育群
	T	教職科目
学科・系	N	特別講義（NIT教育）
	X	学部共通科目
	M	機械工学系
	E	電気情報工学系
	C	土木工学系
	A	建築学科
大学院	D	情報デザイン学科
	C	共通科目
	S	生産システム
	E	環境システム

(4)左から3番目の文字

レベル	1	初級レベル
	3	中級レベル
	5	上級レベル
種別	0	認定科目
	9	企業実習・ゼミ・卒業研究

別表1

## 教育課程表

全学共通科目

教養教育科目

区分	科目番号	授業科目	単位数	種別	授業時数								備考	
					1年		2年		3年		4年			
					前	後	前	後	前	後	前	後		
基礎 スキル 目	CD101	スタートアップセミナーⅠ	1	◎	2									
	CD102	スタートアップセミナーⅡ	1	◎		2								
	CD001	連携講座(基礎スキル)			( 随 時 )									
総 合 共 通 科 目	CE101	総合人間科学	2	◎	(2)	(2)								
	CE102	総合社会科学	2		(2)	(2)								
	CE103	体育Ⅰ	1				2							
	CE104	体育Ⅱ	1					2						
	CE105	福岡地域学	2		(2)	(2)								
	CE106	日本国憲法	2				(2)	(2)						
	CE111	社会生活とリベラルアーツの基礎	2		(2)	(2)								
	CE501	ものづくりと倫理	2						2					
	CE302	キャリアプランⅠ	1	◎				2						
	CE303	キャリアプランⅡ	1	◎					2					
	CE502	キャリアデザインⅠ	1							2				
	CE503	キャリアデザインⅡ	1								2			
	CE001	自主研究			( 随 時 )									
CE002	連携講座(総合共通)			( 随 時 )										
専 門 基 礎 科 目	CF101	経営学概論	2		(2)	(2)								
	CF102	情報リテラシー	2	◎	(2)	(2)								
	CF301	コミュニティ論	2								2			
	CF001	COCプロジェクト	2~6		( 随 時 )									
基 礎 学 系 目	CG111	英語Ⅰ	2	○ <sup>1</sup>	2									
	CG112	英語Ⅰ	2	○ <sup>1</sup>	2									
	CG113	英語Ⅱ	2	○ <sup>2</sup>		2								
	CG114	英語Ⅱ	2	○ <sup>2</sup>		2								
	CG306	TOEICⅠ	2				2							
	CG307	TOEICⅠ	2				2							
	CG303	TOEICⅡ	2					2						
	CG501	英会話Ⅰ	2						2					
	CG502	英会話Ⅱ	2							2				
	CG105	中国語Ⅰ	2				2							
	CG304	中国語Ⅱ	2					2						
	CG115	韓国語	2				2							
	CG107	日本語Ⅰ	2	(◎)	2									留学生対象科目
CG108	日本語Ⅱ	2	(◎)	2									留学生対象科目	
CG109	日本語演習Ⅰ	1	(◎)	2									留学生対象科目	
CG110	日本語演習Ⅱ	1	(◎)	2									留学生対象科目	
CG001	連携講座(専門基礎)			( 随 時 )										

## 備考

- 1 種別欄の◎印は必修，○印は選択必修，無印は選択を示す。
- 2 選択必修科目の○<sup>1</sup>，○<sup>2</sup>については，そのそれぞれ2単位を修得しなければならない。
- 3 日本語Ⅰ・Ⅱ，日本語演習Ⅰ・Ⅱは，外国人留学生を対象として開講する科目であり，学則第32条の2の規定に基づく科目である。
- 4 入学段階で日本語能力試験N1合格を有しない留学生は，英語を選択，日本語を必修として履修しなければならない。
- 5 COCプロジェクトについては，履修状況に応じて，COCプロジェクトⅠ，COCプロジェクトⅡ，COCプロジェクトⅢとしてこの順にそれぞれ2単位を付与し，最大6単位とする。
- 6 自主研究は，学則第32条の2の規定に基づく科目である。
- 7 連携講座（基礎スキル），連携講座（総合共通），連携講座（専門基礎）は，単位互換協定に基づく受講者に対する振替認定科目であり，学則第32条の規定に基づく科目である。





区分	科目番号	授業科目	単位数	種別	授業時数								備考		
					1年		2年		3年		4年				
					前	後	前	後	前	後	前	後			
学部 共通 科目	EX132	スポーツ工学Ⅰ	2	○ <sup>1</sup>	2										
	EX133	スポーツ工学Ⅱ	2	○ <sup>2</sup>		2									
	EX318	スポーツ工学Ⅲ	2	○ <sup>3</sup>			2								
	EX512	ボランティア・フィールドワークⅠ	2						2						
	EX513	ボランティア・フィールドワークⅡ	2							2					
	EX908	総合システムゼミナール	2	◎						2					
	EX909	卒業研究Ⅰ	3	○ <sup>4</sup>								随時			
	EX910	プロジェクト演習Ⅰ	2	○ <sup>4</sup>								随時			
	EX911	卒業研究Ⅱ	3	○ <sup>5</sup>									随時		
	EX912	プロジェクト演習Ⅱ	2	○ <sup>5</sup>									随時		

#### 備考

- 1 種別欄は、それぞれの科目について必修・選択必修・選択の指定を示すものであり、◎印が必修、○印が選択必修、無印が選択を示す。
- 2 習熟度に応じて、線形代数学Ⅰ・Ⅱ，微分積分学Ⅰ・Ⅱ，統計学及び基礎物理学は2つのクラス（1つはS）に分ける。
- 3 選択必修科目の○<sup>1</sup>，○<sup>2</sup>，○<sup>3</sup>については、そのそれぞれ2単位を修得しなければならない。
- 4 選択必修科目の○<sup>4</sup>，○<sup>5</sup>については、そのそれぞれ2単位以上を修得しなければならない。
- 5 企業実習については、履修（実習）状況に応じて、企業実習Ⅰ～企業実習Ⅳとしてこの順にそれぞれ1単位を付与する。
- 6 プロジェクト演習Ⅰおよびプロジェクト演習Ⅱは、卒業研究に係る授業科目である。



## 備考

- 1 コース別種別欄（生産は生産技術コース，ロボはロボット・メカトロニクスコース，情Aは情報・AIコース，数Dは数理・データサイエンスコースの略）は，それぞれの科目について各コースの必修・選択の指定を示すものであり，○印が選択必修，無印が選択を示す。
- 2 選択必修科目の○については，16単位以上を修得しなければならない。
- 3 コースの振り分けは，2年前期に行う。



区分	科目番号	授業科目	単位数	コース別種別				授業時数								備考	
				生産	ロボ	情A	数D	1年		2年		3年		4年			
								前	後	前	後	前	後	前	後		
専門 教育 科目	2E570	過渡解析Ⅱ	2										2				
	2E572	電力伝送システムⅡ	2										2				
	2E574	画像処理	2										2				
	2E575	ソフトウェア工学	2								2						
	2E576	コンピュータネットワーク	2										2				
	2E577	人工知能	2										2				
	2E594	電気電子工学演習Ⅱ	4	○	○	○	○							4			
	2E581	データベース	2											2			
	2E582	電力発生工学	2													2	
	2E585	電気法規及び施設管理	2														2
	2E587	知能制御工学演習Ⅰ	4	○	○	○	○						4				
	2E588	情報工学演習Ⅰ	4	○	○	○	○						4				
	2E590	知能制御工学演習Ⅱ	4	○	○	○	○							4			
	2E591	情報工学演習Ⅱ	4	○	○	○	○							4			

#### 備考

- 1 コース別種別欄（生産は生産技術コース，ロボはロボット・メカトロニクスコース，情Aは情報・AIコース，数Dは数理・データサイエンスコースの略）は，それぞれの科目について各コースの必修・選択の指定を示すものであり，○印が選択必修，無印が選択を示す。
- 2 選択必修科目の○については，16単位以上を修得しなければならない。
- 3 コースの振り分けは，2年前期に行う。



区分	科目番号	授業科目	単位数	コース別種別		授業時数								備考		
				防災工学	地球開発	環境共生	国土政策	1年		2年		3年			4年	
								前	後	前	後	前	後		前	後
専門教育科目	3C551	土木工学実験Ⅰ	2	○ <sup>1</sup>		○ <sup>1</sup>					4					
	3C552	土木工学実験Ⅱ	2	○ <sup>1</sup>		○ <sup>1</sup>					4					
	3C327	データサイエンス演習	2						2							
	3C553	土木工学設計	2											2		
	3C336	国土政策・環境共生演習	2			◎			2							
	3C105	環境ボランティア	1						(随時)							
	3C332	地球開発・防災工学演習	2	◎					2							

#### 備考

- 1 コース別種別欄は、それぞれの科目について各コースの必修・選択の指定を示すものであり、◎印が必修、○印が選択必修、無印が選択を示す。
- 2 授業時数を括弧書きしている科目は、前期又は後期に開講することを示す。
- 3 選択必修科目の○<sup>1</sup>、○<sup>2</sup>については、そのそれぞれ2単位を修得しなければならない。
- 4 コースの振り分けは、2年前期に行う。



デザイン学部

(1) 学部共通科目

区分	科目番号	授業科目	単位数	種別	授業時数								備考							
					1年		2年		3年		4年									
					前	後	前	後	前	後	前	後								
学部 共通 科目	DX107	デザイン学概説	2	◎	2															
	DX108	工学概説	2						2											
	DX301	メディア文化論	2					2												
	DX314	人間工学	2					2												
	DX304	映像メディア論	2						2											
	DX501	インテリアデザイン	2							2										
	DX508	まちづくり学	2								2									
	DX113	データサイエンス入門	2	◎		2														
	DX114	デザインのための幾何学	2			2														
	DX109	美術史	2							2										
	DX111	デザイン心理学	2			2														
	DX309	生活と環境	2							2										
	DX311	北九州学	2							2										
	DX505	会計学入門	2								2									
	DX507	ビジネスと経済	2									2								
	DX112	経済学概論	2			2														
	DX902	企業実習	1~4									(随時)								
	DX315	データサイエンス基礎	2								2									
	DX316	S D G s	2								2									
	DX317	デザインと数学	2									2								
DX509	デザインサイエンス	2										2								

備考

- 1 種別欄は、それぞれの科目について必修・選択の指定を示すものであり、◎印が必修、無印が選択を示す。
- 2 企業実習については、履修（実習）状況に応じて、企業実習Ⅰ～企業実習Ⅳとしてこの順にそれぞれ1単位を付与する。





別表2

## 入学検定料・学費

① 入学検定料 30,000円				
② 学 費				
年次	学費種別 入 学 金	授 業 料	教育充実費	合 計
1 年 次	200,000円	820,000円	420,000円	1,440,000円
2 年 次		820,000円	420,000円	1,240,000円
3 年 次		820,000円	420,000円	1,240,000円
4 年 次		820,000円	420,000円	1,240,000円
備 考				
<p>1 大学入学共通テスト利用一般選抜の場合は、入学検定料を15,000円に減額する。</p> <p>2 同一入学試験（対象：一般選抜・大学入学共通テスト利用一般選抜）内で併願した場合、2出願目からの入学検定料を10,000円に減額する。</p> <p>3 修業年限を超えて在籍した場合は、当該学年の4年次の学費を徴収する。ただし、その学費については、修業年限を超えてもなお学費の免除がある場合を除き、免除が無い場合の額とする。</p>				

## 2 西日本工業大学履修に関する規程

### (目 的)

第1条 この規程は、西日本工業大学学則（以下「学則」という。）第29条第6項の規定に基づき、履修方法等について必要な事項を定めるものとする。

### (学 科 目)

第2条 各授業科目は、必修科目、選択必修科目及び選択科目の3種類とする。

2 必修科目の単位数をもって学則第36条の卒業単位数に不足する単位数は、選択必修科目及び選択科目によって補うものとする。

### (履 修 範 囲)

第3条 各学科の教育課程は、学則別表1によるものとする。ただし、必修科目以外の授業科目については、自らの判断及び計画に基づいて、時間割及び本規程の履修条件によって受講できる範囲内で履修することができる。

2 学則別表1に規定している他学部、他学科、他系の教育課程（以下、「他教育課程」という。）の授業科目の履修及び単位認定は次の各号による。

- (1) 履修を希望する学生は、各学期の始めにガイダンス担当教員の履修指導を受け、当該授業科目担当教員の許可を得る。
- (2) 他教育課程の単位認定のうち、卒業に必要な単位は、第23条に定める卒業に要する単位から授業科目区分毎の最低修得単位の合計を差し引いた14単位を上限とする。

### (履 修 条 件)

第4条 学生は、次の履修条件を守らなければならない。

- (1) 各学期に履修登録できる単位数の上限は24単位とする。  
なお、前学期のG P A（Grade Point Average）が3.0を超えた学生は、6単位追加した単位数を上限として履修登録できるものとする。この場合、追加単位の次学期への繰り越しはできない。
- (2) 前号で定める上限履修単位数を超えて、更に特定の授業科目の受講を希望する場合は、卒業要件の単位数に算入しない授業科目として履修登録することにより、前号の例外として取り扱う。
- (3) 3ヵ年以上在学し、学納金を完納して、1・2年次の必修科目を含んで100単位以上を修得しなければ卒業研究に着手することはできない。
- (4) 上学年次の学科目を履修することはできない。
- (5) 同一曜日・時限に複数の授業科目を履修することはできない。
- (6) 前年度までに不合格となった学科目を再履修することなく試験のみ受けることは原則としてできない。
- (7) 授業科目の履修条件にG P Aが設定されている場合には、原則、これに従うものとする。
- (8) 各学科において履修条件の細則がある場合は、これに従うものとする。

### (履 修 申 告)

第5条 学生は、各学期に履修しようとするすべての授業科目について、担当教員の履修許可を得なければならない。

2 履修許可は、履修申告手続によって行われるものとし、手続方法は、次のとおりとする。

- (1) 学生は、各学期初めに行われる各学科の履修ガイダンスに出席しなくてはならない。
- (2) 学生は、各自の履修計画に基づいて、Webによる履修申告入力を行い、ガイダンス担当教員の確認により履修登録が確定する。
- (3) 科目によっては、施設・設備などの問題から履修人数に制限がかかることがある。履修申告時期終了後に無作為抽選を行い、抽選結果を掲示する。落選者は訂正期間中に他の授業科目を履修申告できるものとする。
- (4) 履修登録確定後の登録内容の変更及び追加・取り消しはできないが、選択科目の場合、前期は6月10日、後期は11月30日までに限って所定の手続きを経て履修中止申告を行うことができる。

#### (授 業)

第6条 授業は、原則として月曜日から金曜日、毎日4時限をもって行うが、教職課程科目の授業は、原則として5時限目に行うものとし、補講・特別講義等は原則として土曜日に行うものとする。授業時間は、次表のとおりとする。

1時限	休憩	2時限	休憩	3時限	休憩	4時限	(休憩)	(5時限)
9:00	10分	10:40	50分	13:00	10分	14:40	(10分)	(16:20
10:30		12:10		14:30		16:10		17:50)

第7条 授業は、次の場合休講とする。

- (1) 大学行事を行う場合（掲示にて連絡する。）
- (2) 授業科目担当教員にやむを得ない理由が生じ、授業が行えない場合（掲示にて連絡する。）
- (3) 授業開始時刻から30分を経過しても授業科目担当教員から指示がなく、授業が開始できない場合
- (4) JR鹿児島本線（博多・門司港間）又はJR日豊本線（宇佐・小倉間）において事故等により全面的に運行を停止した場合。ただし、午前7時において全面的に運行を停止している場合は、午前中の授業を休講とし、午前10時において全面的に運行を停止している場合は、午後の授業を休講とする。
- (5) 地震、台風等の自然災害、或いは不測の事態が発生した場合

第8条 休講等により授業回数が不足した場合は、補講を行う。補講の日程等は、当該授業中又は掲示にて連絡する。

#### (試 験)

第9条 試験は、定期試験（期末試験）、追試験、再試験及び平常試験の4種類とし、次の内容のものとする。

- (1) 定期試験（期末試験）は、学期末の試験期間中に行う試験をいう。
- (2) 追試験は、定期試験（期末試験）の受験資格を有しながら、次のやむを得ない理由により定期試験（期末試験）を受験できなかった場合に行う試験をいう。
  - ア 病気で受験できなかった場合（ただし、医師の診断書が必要）
  - イ 二親等以内の親族の死亡による忌引きの場合（ただし、往復の日時を含め最短日数とする。）

ウ 公共交通機関が運休又は遅延した場合（ただし、遅延の場合は、当局の発行した遅延証明書が必要）

エ 大学が認めた就職試験を受験した場合、及び大学が認めた企業説明会、インターンシップ等に参加した場合（ただし、各学科の就職指導委員の承認が必要）

オ 本学が認めた課外活動に参加する場合（ただし、学生委員会の承認が必要）

この場合において、理由発生当日を含めて3日以内に必要書類を添付して、大学所定の欠試験（追試験）を学務課に提出し、当該授業科目担当教員に許可された場合に限って受験することができる。

(3) 再試験は、成績発表によって不合格となった科目の内、再試験の判定を受けた者に行う試験をいう。

再試験は、成績発表後、その学期内に行われ（この間に再試験の判定を受けた者に対する補講を行うことがある。）その実施方法、日時は担当教員が成績発表時に掲示する。

(4) 平常試験は、担当教員が必要と認めた場合、授業科目の履修期間中に定めて行う試験をいう。

第10条 試験は、筆記試験を原則とするが、報告書・論文等の審査をもって試験とみなすこともある。

2 前条第1号から第3号の試験の場合、筆記試験の時間は、原則として60分又は90分とする。

3 前条第2号及び第3号の試験における試験料は、別にこれを定める。ただし、学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18条）に定める感染症に罹患したことに伴い、前条第2号の試験を受験する場合は、その試験料を免除する。

第11条 各試験の期間及び時間割については、以下のとおりとする。

(1) 定期試験（期末試験）の期間は、学年暦に示されたとおりとし、時間割は、原則として試験開始1週間前に掲示にて発表する。

(2) 試験時間割で試験科目に重複がある場合は、定められた期日までに学務課に届出、重複受験処置の指示を得ること。指示は、掲示にて行う。

第12条 各授業科目の受験資格は、次のとおりとする。

(1) 履修許可済の授業科目であること。

(2) 原則として、授業回数の3分の2以上出席していること。

第13条 学生は、試験中、次のことを遵守しなければならない。

(1) 学生証は、必ず携行し、試験中は、机上の見やすい場所に置くこと。学生証を忘れた場合は、学生支援課、小倉キャンパス事務室にて仮学生証・（当日のみ有効）の発行を受けること。

(2) 試験監督者の指示に従うこと。

(3) 不正行為及び私語や疑わしい行為をしないこと。

(4) 物品（筆記具・消しゴム・ナイフ等）の貸借をしないこと。

(5) 持ち込みを許可されていない携帯電話端末などの電子機器を利用し、計算・通信など疑わしい行為をしないこと。

(6) 遅刻は、試験開始後20分以内は認めるが、試験時間は延長しない。

(7) 試験場からの退室は、試験開始後30分を経過しないと許可しない。

(8) 当該科目の試験終了学生は、答案提出後直ちに試験場から退室しなくてはならない。

第14条 前条第3号でいう不正行為については別に定める。

第15条 不正行為を行った学生の懲戒については別に定める。

第16条 試験監督者の指示に従わない場合、或いは、私語や疑わしい行為をした場合は、担当教員が当該科目を零点とする。

第17条 試験場に限らず、採点の際に不正行為・疑わしい行為があったと認められる場合は、第16条に準じて処置する。

#### (成績、評価及び単位認定)

第18条 学業の成績評価は、第9条及び第10条に定める試験の成績や修学状況を考慮して行う。

第19条 授業科目の成績の評語、及びG P (Grade Point, 評価により与えられる数値。)は、別表1のとおりとする。

2 再試における成績評価は、良 (B) をもって最高とする。

3 当学期の学費が完納されなければ単位認定は行わない。

4 学生の総合的な成績は、G P A (Grade Point Average) を用いて評価する。G P Aは、次の式により計算するものとし、その数に小数点以下第二位未満の端数があるときは、小数点以下第三位の値を四捨五入するものとする。

$$G P A = \frac{(G P \times \text{単位数}) \text{の総和}}{\text{履修登録単位数}}$$

5 他大学で修得した単位等の認定科目、卒業要件に算入しない教職関係科目 (教育の基礎的理解に関する科目等) については、G P Aの計算の対象には含めない。

第20条 成績について問い合わせがある場合は、当該科目を履修した学期内に限って、担当教員に申し出ることができる。

第21条 合格した学科目については、その科目の修了を認め所定の単位を認定する。

2 いったん卒業要件単位として認定された科目については、成績が不本意であっても再度履修することはできない。

#### (学修指導及び退学勧告)

第22条 別表2に定める標準的な累計取得単位数を下回り、かつ、半期G P A 1.0未満の場合には、ガイダンス担当教員から指導を受けなければならない。

2 前項の指導を3学期連続 (休学期間を除く) 行ったにもかかわらず成業の見込みがない場合には、学長は、今後の進路も含め、本人に退学を勧告することができる。

#### (卒業に要する最低修得単位数)

第23条 本学における卒業に要する最低修得単位数は、別表3のとおりとする。

#### (教職課程)

第24条 教職課程の履修については、この規程に準じて行うものとし、授業科目等については、別に定める。

#### (雑 則)

第25条 追試験料及び再試験料については、別に定める。ただし、追試験料については、第9条第2号のオに該当する場合において減額又は免除することがある。



第26条 履修申告処理及び成績処理の詳細については、別に定める。

第27条 この規程を施行するために必要があるときは、内規として細則を定めることができる。

## 附 則

- 1 この規程は、従前の修学規程を全部改正し、平成5年4月1日から施行する。ただし、この規程の施行の際、平成4年度以前に入学した学生については、第4条履修条件及び第23条卒業に要する最低修得単位数の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとし、改正前の修学規程細則を適用する。
- 2 この規程は、平成9年4月1日から改正施行する。ただし、この規程の改正施行の際、平成5年度から平成8年度までに入学した学生については、第23条別表1の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
- 3 この規程は、平成9年7月3日から改正施行する。
- 4 この規程は、平成12年4月1日から改正施行する。
- 5 この規程は、平成13年4月1日から改正施行する。ただし、この規程の改正施行の際、平成9年度から平成12年度までに入学した学生の第3条、第4条、第22条及び第23条の規定の適用については、なお従前の例によるものとする。
- 6 この規程は、平成15年4月1日から改正施行する。ただし、この規程の改正施行の際、平成14年度以前に入学した学生については、なお従前の例によるものとする。
- 7 この規程は、平成16年4月1日から改正施行する。ただし、この規程の改正施行の際、平成15年度以前に入学した学生については、なお従前の例によるものとする。
- 8 この規程は、平成17年4月1日から改正施行する。
- 9 この規程は、平成18年4月1日から改正施行する。
- 10 この規程は、平成20年4月1日から改正施行する。
- 11 この規程は、平成21年4月1日から改正施行する。
- 12 この規程は、平成22年5月26日から改正施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 13 この規程は、平成24年10月1日から改正施行する。
- 14 この規程は、平成25年4月1日から改正施行する。
- 15 この規程は、平成26年4月1日から改正施行する。
- 16 この規程は、平成27年4月1日から改正施行する。ただし、平成26年度以前に入学した学生に対する第3条、第4条及び第23条の適用は、なお従前の例によるものとする。
- 17 この規程は、平成28年4月1日から改正施行する。
- 18 この規程は、平成29年4月1日から改正施行する。
- 19 この規程は、平成31年4月1日から改正施行する。
- 20 この規程は、令和2年4月1日から改正施行する。
- 21 この規程は、令和4年4月1日から改正施行する。
- 22 この規程は、令和5年4月1日から改正施行する。
- 23 この規程は、令和5年12月14日から改正施行する。

別表1（第19条関係）

種 別	評 語	点 数	理 由	Grade Point
合 格	S（秀）	100点～90点	到達目標を超えたレベルに達している	4点
	A（優）	89点～80点	到達目標に達している	3点
	B（良）	79点～70点	到達目標に概ね達している	2点
	C（可）	69点～60点	最低限の目標に達している	1点
不 合 格	E（不可）	59点以下	目標に達していない	0点
	F（履修放棄）	0点	受験資格を満たさなかった場合	0点
認 定		—	他大学等で修得した単位	—

別表2（第22条関係）

学年	学期	累計取得単位数
1年	前期	17単位
	後期	34単位
2年	前期	51単位
	後期	68単位
3年	前期	85単位
	後期	100単位
4年	前期	—
	後期	—

別表3（第23条関係）

授 業 科 目 区 分		最低修得単位数	合 計
教養教育科目	基礎スキル科目	2	124
	総合共通科目	8	
	専門基礎科目	10	
学 部 共 通 科 目		90	
専 門 教 育 科 目			

### 3 西日本工業大学学位規則

#### (目 的)

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）、西日本工業大学学則及び西日本工業大学大学院学則により、西日本工業大学（以下「本学」という。）における学位の授与について必要な事項を定めることを目的とする。

#### (学 位)

第2条 本学において授与する学位は、学士及び修士とし、授与する学位の種類は次のとおりとする。

##### (1) 学士の学位

工学部 学士（工学）

デザイン学部 学士（工学）

##### (2) 修士の学位

工学研究科 修士（工学）

#### (学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位の授与は、本学の課程を修了し、卒業を認定された者に対し行うものとする。

#### (修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位の授与は、本学大学院の修士課程を修了した者に対し行うものとする。

#### (論文の提出)

第5条 前条に規定する学位の授与に係る論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「論文等」という。）は、所定の期日までに工学研究科長を経て学長に提出するものとする。

2 論文は、審査願に1編1通を提出するものとする。ただし、参考として、他の論文を添付することができる。

3 審査のため必要があるときは、論文の副本又は訳文、模型、標本等の提出を求めることができる。

#### (論文の審査及び最終試験)

第6条 学長は、前条の規定により、論文を受理したときは、工学研究科委員会にその審査を付託するものとする。

2 工学研究科委員会は、論文の審査を付託されたときは、研究科の研究指導を担当する教員の中から3名以上の審査委員を選定し、当該論文の審査及び最終試験を行わせるものとする。

3 工学研究科委員会は、論文の審査に当たって必要があるときは、他の大学院又は研究所等の協力を得ることができる。

4 論文の審査は、論文を提出した者の在学中に終了するものとする。

#### (最終試験)

第7条 最終試験は、論文を中心として、及びこれに関連する事項について口頭又は筆答により行うものとする。

#### (論文の不返還)

第8条 受理した論文は、返還しない。

#### (審査委員の審査結果の報告)

第9条 審査委員は、論文の審査及び最終試験の確認を終了したときは、論文審査要旨に最終試験の成績を添え、工学研究科委員会に報告するものとする。

#### (学位授与の審議)

第10条 工学研究科委員会は、前条の報告に基づき、論文の審査及び最終試験の合否について議決する。

2 前項の議決に当たっては、工学研究科委員会の構成員（海外渡航中及び休職中の者を除く。第15条において同じ。）の3分の2以上が出席し、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

#### (審議結果の報告)

第11条 修士の学位の授与に関する議決を行ったときは、工学研究科長は、論文の審査及び最終試験の結果を文書により学長に報告するものとする。

#### (学位記の授与)

第12条 学長は、卒業の認定の報告に基づき、学士の学位を授与すべき者に学位記を授与する。

2 学長は、前条の報告に基づき、学位を授与すべき者に学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知するものとする。

#### (学位の名称)

第13条 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、「西日本工業大学」と付記するものとする。

#### (専攻分野の名称)

第14条 第2条に規定する学位を授与するに当たって、専攻分野として工学の名称を付記するものとする。

#### (学位授与の取り消し)

第15条 本学において修士の学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又は学位の名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、工学研究科委員会の議を経て学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 工学研究科委員会において、前項の議決を行うときは、工学研究科委員会の構成員の3分の2以上が出席し、出席委員の4分の3以上の賛成を必要とする。

#### (学位記等様式)

第16条 学位記及び学位申請関係書類の様式は、別に定める。

#### (雑 則)

第17条 この規則に定めるもののほか、学位の授与の実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

1 この規則は、平成17年4月28日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

2 この規則は、平成19年4月1日から改正施行する。

3 この規則は、平成25年12月26日から改正施行する。

## 4 西日本工業大学教職課程規程

第1条 この規程は、学則第35条第3項の規定に基づいて、定めるものである。

第2条 学則第35条第2項の免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則の定めるところにより、必要な単位数を修得するとともに、幅広く深い教養を身に付けるよう努めなければならない。

2 教養科目の授業科目、単位数及び種別等は、別表1のとおりとする。

3 教育の基礎的理解に関する科目等の授業科目、単位数及び種別等は別表2のとおりとする。

4 教科及び教科の指導法に関する科目の授業科目、単位数及び種別等は、次のとおりとする。

(1) 中学校一種免許状（数学）及び高等学校一種免許状（数学）は、別表3のとおりとする。

(2) 高等学校一種免許状（工業）について、総合システム工学科においては、別表4のとおりとする。また、建築学科においては、別表5のとおりとする。

(3) 高等学校一種免許状（情報）について、総合システム工学科においては、別表6のとおりとする。また、情報デザイン学科においては、別表7のとおりとする。

5 大学が独自に設定する科目の必要な単位数は、次のとおりとする。

(1) 中学校一種免許状（数学）は、別表3の選択科目の中から2単位以上修得しなければならない。

(2) 高等学校一種免許状（数学）は、別表2及び別表3の選択科目の中から10単位以上修得しなければならない。

(3) 高等学校一種免許状（工業）について、総合システム工学科においては、別表4の高等学校一種免許状（工業）として24単位を修得するとともに、別表2及び別表4の選択科目の中から10単位以上修得しなければならない。また、建築学科においては、別表2及び別表5の選択科目の中から10単位以上修得しなければならない。

(4) 高等学校一種免許状（情報）について、総合システム工学科においては、別表2及び別表6の選択科目の中から10単位以上修得しなければならない。

また、情報デザイン学科においては、別表2及び別表7の選択科目の中から10単位以上修得しなければならない。

第3条 前条に定めるもののほか、中学校一種免許状（数学）を取得するためには、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）及び小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成9年文部省令第40号）に定める介護等の体験を行わなければならない。

第4条 教育の基礎的理解に関する科目等並びに教育職員免許状取得のために開講される教科及び教科の指導法に関する科目は、当該学科の卒業に必要な単位数に算入しない。

第5条 教育の基礎的理解に関する科目等並びに教科及び教科の指導法に関する科目の単位を修得した者は、本人の請求により、修得した授業科目及び単位の証明を求めることができる。

第6条 教育の基礎的理解に関する科目等並びに教育職員免許状取得のために開講される教科及び教科の指導法に関する科目を履修する者は、所定の期間内に別に定める受講料を納入しなければならない。

## 附 則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から改正施行する。ただし、平成11年度以前に入学した学生については、この規程にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
- 2 この規程は、平成13年4月1日から改正施行する。ただし、平成12年度以前に入学した学生については、この規程にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
- 3 この規程は、平成14年4月1日から改正施行する。ただし、平成12年度以前に入学した学生については、この規程にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
- 4 この規程は、平成15年4月1日から改正施行する。ただし、平成14年度以前に入学した学生については、この規程にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
- 5 この規程は、平成16年4月1日から改正施行する。ただし、平成15年度以前に入学した学生については、この規程にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
- 6 この規程は、平成17年4月1日から改正施行する。
- 7 この規程は、平成18年4月1日から改正施行する。ただし、平成17年度以前に入学した学生については、この規程にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
- 8 この規程は、平成19年4月1日から改正施行する。ただし、平成18年度以前に入学した学生については、この規程にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
- 9 この規程は、平成20年4月1日から改正施行する。ただし、平成19年度以前に入学した学生については、この規程にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
- 10 この規程は、平成21年4月1日から改正施行する。ただし、平成20年度以前に入学した学生については、この規程にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
- 11 この規程は、平成22年4月1日から改正施行する。ただし、平成21年度以前に入学した学生については、この規程にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
- 12 この規程は、平成23年4月1日から改正施行する。ただし、平成22年度以前に入学した学生については、この規程にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
- 13 この規程は、平成25年4月1日から改正施行する。ただし、平成24年度以前に入学した学生については、この規程にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
- 14 この規程は、平成26年4月1日から改正施行する。ただし、平成25年度以前に入学した学生については、この規程にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
- 15 この規程は、平成27年4月1日から改正施行する。ただし、平成26年度以前に入学した学生については、この規程にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
- 16 この規程は、平成28年4月1日から改正施行する。ただし、平成27年度以前に入学した学生については、この規程にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
- 17 この規程は、平成28年11月17日から改正施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 18 この規程は、平成30年4月1日から改正施行する。ただし、平成29年度以前に入学した学生については、この規程にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
- 19 この規程は、平成31年4月1日から改正施行する。ただし、平成30年度以前に入学した学生については、この規程にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

- 20 この規程は、令和2年4月1日から改正施行する。ただし、令和元年度以前に入学した学生については、この規程にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
- 21 この規程は、令和3年4月1日から改正施行する。ただし、令和2年度以前に入学した学生については、この規程にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
- 22 この規程は、令和4年4月1日から改正施行する。ただし、令和3年度以前に入学した学生については、この規程にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
- 23 この規程は、令和5年4月1日から改正施行する。ただし、令和4年度以前に入学した学生については、この規程にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
- 24 この規程は、令和6年4月1日から改正施行する。ただし、令和5年度以前に入学した学生については、この規程にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

別表1

教育職員免許法施行規則に規定された科目及び最低修得単位数		本学における授業科目, 単位数等													備考			
		科目番号	授業科目	単位数	種別				授業時数									
					中数	高数	高工	高情	1年		2年			3年		4年		
									前	後	前	後		前		後	前	後
日本国憲法	2	CE106	日本国憲法	2	◎	◎	◎	◎			(2)	(2)						
体育	2	CE103	体育Ⅰ	1	◎	◎	◎	◎			2							
		CE104	体育Ⅱ	1	◎	◎	◎	◎			2							
外国語コミュニケーション	2	CG501	英会話Ⅰ	2	○	○	○	○						2				1科目選択必修
		CG502	英会話Ⅱ	2	○	○	○	○						2				
数理, データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	CF102	情報リテラシー	2	○	○	○	○	(2)	(2)								1科目選択必修
		EX117	データサイエンス	2	○	○	○	○			2							
		DX113	入門	2	○	○	○	○			2							

## 備考

種別欄（中数は中学校一種免許状（数学），高数は高等学校一種免許状（数学），高工は高等学校一種免許状（工業），高情は高等学校一種免許状（情報）の略）は，それぞれの教育職員免許状取得のために必要な科目を示し，◎印は必修，○印は選択必修を示す。



別表2

教育職員免許法施行規則に規定された科目及び最低修得単位数			本学における授業科目, 単位数等													備考				
			科目番号	授業科目	単位数	種別				授業時数										
						中数	高数	高工	高情	1年		2年		3年			4年			
										前	後	前	後	前	後		前	後		
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	10	CT101	教職概論	2	◎	◎	◎	◎		2									
			CT102	教育学概論	2	◎	◎	◎	◎	2										
			CT103	教育心理学	2	◎	◎	◎	◎	2										
			CT301	教育制度学	2	◎	◎	◎	◎			2								
			CT307	特別支援教育	2	◎	◎	◎	◎			2								
			CT501	教育課程論	2	◎	◎	◎	◎						2					
第四欄	道徳, 総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導, 教育相談等に関する科目	中学10 高校8	CT517	道徳教育の指導法	2	◎									2					
			CT309	特別活動・総合的な探究の時間の指導法	2	◎	◎	◎	◎				2							
			CT106	教育方法・情報通信技術活用論	2	◎	◎	◎	◎	2										
			CT303	生徒・進路指導論	2	◎	◎	◎	◎			2								
			CT306	教育相談	2	◎	◎	◎	◎				2							
第五欄	教育実践に関する科目	中学5 高校3	CT511	教育実習Ⅰ	2	◎		-	-									(集中)		
			CT512	教育実習Ⅱ	2	◎	◎	◎	◎										(集中)	
			CT513	教育実習指導	1	◎	◎	◎	◎										0.5:0.5	
		2	CT514	教職実践演習(中・高)	2	◎	◎	◎	◎										2	

## 備考

種別欄（中数は中学校一種免許状（数学），高数は高等学校一種免許状（数学），高工は高等学校一種免許状（工業），高情は高等学校一種免許状（情報）の略）は，それぞれの教育職員免許状取得のために必要な科目を示し，◎印は必修，無印は選択，-印は免許状取得の単位とはならないことを示す。

別表3 総合システム工学科

教育職員免許法施行規則 に規定された科目及び最 低修得単位数		本学における授業科目, 単位数等										備 考	
		科目 番号	授 業 科 目	単 位 数	種 別		授 業 時 数						
					中 数	高 数	1 年	2 年	3 年	4 年			
							前 後	前 後	前 後	前 後			
第 二 欄	代 数 学	EX123	線形代数学 IS	2			2						
		EX125	線形代数学 IIS	2				2					
		EX501	代 数 学 I	2	◎	◎				2			
		EX502	代 数 学 II	2	◎	◎					2		
	幾 何 学	EX503	幾 何 学 I	2	◎	◎				2			
		EX504	幾 何 学 II	2	◎	◎					2		
	解 析 学	EX127	微分積分学 IS	2	◎	◎	2						
		EX129	微分積分学 IIS	2	◎	◎		2					
		EX315	複素関数論	2	◎	◎				2			
		EX303	常微分方程式	2					2				
	「確率論, 統計学」	EX313	統計学 S	2						2			
		EX508	確率・統計 I	2	◎	◎					2		
		EX509	確率・統計 II	2	◎	◎						2	
	コンピュータ	2E159	基礎プログラミング I	2				2					
		1M162	情報リテラシー応用	2					2				
		EX305	数値解析	2	◎	◎					2		
各教科の指導法 (情報通信技術 の活用を含む。)	CT502	数学科教育法 I	2	◎	◎				2				
	CT503	数学科教育法 II	2	◎	◎					2			
	CT504	数学科指導法 I	2	◎							2		
	CT505	数学科指導法 II	2	◎								2	

備考

種別欄（中数は中学校一種免許状（数学），高数は高等学校一種免許状（数学）の略）は，それぞれの教育職員免許状取得のために必要な科目を示し，◎印は必修，無印は選択を示す。

別表4 総合システム工学科

教育職員免許法施行規則に規定された科目及び最低修得単位数		授 業 科 目	
第 二 欄	工業の関係科目	必修	工学概説
		選択	基礎物理学S, 物理学, システム工学, 非破壊検査概論  ものづくり演習I, ものづくり演習II, 計測工学, 機械工作I, 機械工作II, 読図, 設備保全概説, CAD I, CAD II, 機械製図演習, デジタルエンジニアリング, 材料力学, 材料力学演習, 機械力学, 機械力学演習, デジタルものづくり演習, 機械保全演習I, 機械保全演習II, 機械材料, 機械要素I, 流体力学, 流体力学演習, 熱力学, 熱力学演習, 制御工学, 機構学, 機械工学演習, 機械設計・製図, シーケンス制御, 機械要素II, エルゴノミクス概論, 実践スクリプトプログラミング, 加工技術演習, 自動車工学  電子計算機概論, 基礎電気回路I, 基礎電気回路II, 基礎プログラミング演習, 電気情報基礎演習I, 電子回路I, メカトロニクス, 基礎プログラミングII, 電気回路I, 電気磁気学I, エネルギー変換, 電気情報基礎演習II, 電子回路II, 電気回路II, 電気磁気学II, 電力工学, アルゴリズム設計, 過渡解析I, パワーエレクトロニクス, 高電圧工学, 電気機器, 電力伝送システムI, 電気電子工学演習I, 電気電子材料, 情報工学演習I, 知能制御工学演習I, 過渡解析II, 電力伝送システムII, 人工知能, 電気電子工学演習II, 知能制御工学演習II, 情報工学演習II, 電気法規及び施設管理
			24
	職業指導	必修	職業指導I (CT515・2単位・3年次前期開講), 職業指導II (CT516・2単位・3年次後期開講)
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	必修	工業科教育法I (CT506・2単位・3年次前期開講), 工業科教育法II (CT507・2単位・3年次後期開講)	

別表5 建築学科

教育職員免許法施行規則に規定された科目及び最低修得単位数		授 業 科 目	
第 二 欄	工業の関係科目	必修	工学概説, 建築製図, 建築デザイン基礎, 建築力学Ⅰ, 建築力学Ⅱ, 建築環境工学Ⅰ
		選択	建築構法デザイン, 建築計画Ⅰ, 建築設計Ⅰ, 建築設計Ⅱ, 西洋建築史, 建築設備Ⅰ, 建築施工, 日本建築史, 建築環境工学Ⅱ, 建築計画Ⅱ, 建築法規, 建築設備Ⅱ, 建築力学Ⅰ演習, 建築力学Ⅱ演習, 建築力学Ⅲ, 耐震工学, 建築材料実験, 建築構造実験, 木質構造, 鉄筋コンクリート構造, 鉄骨構造Ⅰ, 鉄骨構造Ⅱ, 建築材料概説, 都市地域計画, 建築測量学演習, 空間デザイン, 建築材料, 近代建築史
	職業指導	必修	職業指導Ⅰ (CT515・2単位・3年次前期開講), 職業指導Ⅱ (CT516・2単位・3年次後期開講)
	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	必修	工業科教育法Ⅰ (CT506・2単位・3年次前期開講), 工業科教育法Ⅱ (CT507・2単位・3年次後期開講)

別表6 総合システム工学科

教育職員免許法施行規則に規定された科目及び最低修得単位数		本学における授業科目, 単位数等												
		科目番号	授業科目	単位数	種別 高情	授 業 時 数								備考
						1 年		2 年		3 年		4 年		
						前	後	前	後	前	後	前	後	
情報社会(職業に関する内容を含む)・情報倫理	EX310	情報メディア論	2	◎				2						
	CT305	情報と職業	2	◎				2						
コンピュータ・情報処理	2E371	プログラミング	2	◎				2						
	2E575	ソフトウェア工学	2	◎					2					
	2E560	コンピュータ工学	2	◎					2					
	2E364	電気電子計測	2					2						
	2E559	論理設計	2						2					
情報システム	2E553	情報構造	2						2					
	2E581	データベース	2	◎						2				
	2E558	システムソフトウェア	2	◎					2					
情報通信ネットワーク	2E359	コミュニケーション技術	2	◎			2							
	2E576	コンピュータネットワーク	2	◎						2				
	2E551	電子情報通信システムI	2						2					
	2E569	電子情報通信システムII	2							2				
マルチメディア表現・マルチメディア技術	2E158	マルチメディア工学	2	◎	2									
	2E574	画像処理	2							2				
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	CT508	情報科教育法I	2	◎					2					
	CT509	情報科教育法II	2	◎						2				

備考

種別欄の高情は高等学校一種免許状(情報)を示し, ◎印は必修, 無印は選択を示す。

別表7 情報デザイン学科

教育職員免許法施行規則に規定された科目及び最低修得単位数		本学における授業科目, 単位数等														
		科目番号	授業科目	単位数	種別 高情	授 業 時 数								備考		
						1 年		2 年		3 年		4 年				
						前	後	前	後	前	後	前	後			
第 二 欄	情報社会(職業に関する内容を含む)・情報倫理	DX301	メディア文化論	2	◎			2								
		DD101	情報デザイン概論	2			2									
		CT305	情報と職業	2	◎				2							
	コンピュータ・情報処理	DD104	コンピュータ概論	2	◎			2								
		DD116	プログラミングⅠ	2	◎			2								
		DD326	プログラミングⅡ	2				2								
		DD338	プログラミングⅢ	2					2							
		DD535	プログラミングⅣ	2						2						
	情報システム	DD502	データベース論	2	◎				2							
		DD532	情報システム	2	◎					2						
	情報通信ネットワーク	DD302	ネットワークとセキュリティ	2	◎			2								
	マルチメディア表現・マルチメディア技術	DD117	WebデザインⅠ	2	◎		4									
		DD332	WebデザインⅡ	2				4								
		DD114	写真・映像基礎	2			2									
		DD123	グラフィックデザインⅠ	2	◎		4									
		DD333	映像デザイン	2	◎			2								
		DX304	映像メディア論	2					2							
		DD329	グラフィックデザインⅡ	2				4								
		DD340	デザイン演習Ⅲ	2				4								
		DD341	デザイン演習Ⅳ	2					4							
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	CT508	情報科教育法Ⅰ	2	◎					2						
		CT509	情報科教育法Ⅱ	2	◎						2					

## 備考

種別欄の高情は高等学校一種免許状(情報)を示し, ◎印は必修, 無印は選択を示す。

## 5 西日本工業大学特別奨学生規則

### (趣 旨)

第1条 この規則は、西日本工業大学学則（以下「学則」という。）第66条第4項の規定に基づき、特別奨学生制度に関する必要な事項を定める。

### (目 的)

第2条 特別奨学生制度は、優秀な学生に学費減免して学修活動を支援することにより、本学を代表して将来社会に貢献できる有為な高度工業技術者を養成することを目的とする。

### (対 象)

第3条 特別奨学生及び学業奨励生の資格は、次の各号の一に該当するものであることとする。ただし、国費外国人留学生は除く。

- (1) 特別奨学生は、入試要項に定める特別奨学生選抜入学試験（ものづくり奨学生・デザイン奨学生選抜入試を含む）を受験した成績上位者とする。なお、特別奨学生資格の有効期間は4年間とする。
- (2) 学業奨励生は、2年次以降、教育課程毎の前学期の成績優秀者とし、有効期間は半期とする。

### (特 典)

第4条 特別奨学生（学業奨励生を含む）は、授業料の全額、半額又は4分の1を納付免除（又は、奨学金として支給）する。

2 学業奨励生は、授業料の全額、半額又は4分の1を納付免除（又は、奨学金として支給）する。

### (定 員)

第5条 特別奨学生は、資格4年間の授業料全額免除換算20名以内とする。

2 学業奨励生は、授業料全額免除換算24名以内とする。

### (選 考)

第6条 特別奨学生は、特別奨学生選抜入学試験の受験者の中から入試審議会で選考し、学長が決定する。特別奨学生の選考に関する基準は、別に定める。

2 学業奨励生は、各学科の推薦を受けた候補者の中から教務委員会で選考し、学長が決定する。

3 学業奨励生の選考における成績の基準は、次の各号のとおりとする。ただし、2年次前期及び4年次後期の選考は、通算成績にて行う。

- (1) 前半期に履修した授業科目の成績が、全額免除者においてはG P A3.0以上であること、半額免除者及び4分の1免除者についてはG P A2.5以上であること。
- (2) 3年次終了時に卒業研究着手条件をすべて満たしていること。

4 入学試験において特別奨学生に選考された者は、定められた期限内に入学の手続きをした時から資格を有するものとする。

### (資格の停止又は喪失)

第7条 特別奨学生（学業奨励生を含む）が次の各号の一に該当する場合は、資格の停止又は喪失を教務委員会の審査を経て、学長が決定することがある。ただし、学長は必要に応じて学務研究協議会で審議し決定することができる。

- (1) 退学あるいは修学を途中で放棄した場合
- (2) 学業成績が著しく低下した場合（学業成績に関する基準は別に定める。）
- (3) 学則による懲戒処分を受けた場合
- (4) その他、特別奨学生及び学業奨励生としてふさわしくない行為があった場合

2 前項各号に該当する場合は、当該年度の授業料免除額の全額または一部を納付させることがある。

#### （資格有効期間の特例）

第8条 留学等の理由により休学した場合、第3条第1号の資格の有効期間に関わらず、在学期間が4年を超える場合でも、申請により資格を認めることがある。

#### （所 管）

第9条 この規則に関する事務は、入試広報課が所管する。

#### （規則の改廃）

第10条 この規則の改廃は、学務研究協議会の議を経て、学長が決定する。

ただし、第4条の特典及び第5条の定員に関する規定については、理事長の承認を必要とする。

#### 附 則

- 1 この規則は、従前の西日本工業大学特別奨学生規則及び特別学業奨学生規則を全部改正し、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成20年度以前に入学した学生については、この規則に関わらず従前の例によるものとし、改正前の規則を適用する。
- 2 第5条の規定に関わらず、平成21年度特別奨学生選抜入学試験において採用される特別奨学生に、初年度授業料半額免除者（40名以内）を加える。
- 3 この規則は、平成23年9月22日から改正施行する。
- 4 この規則は、平成24年4月1日から改正施行する。ただし、平成24年度以前に入学した学生については、この規則に関わらず従前の例によるものとし、改正前の規則を適用する。
- 5 この規則は、平成24年10月1日から改正施行する。
- 6 この規則は、平成25年4月1日から改正施行する。ただし、平成24年度以前に入学した学生については、この規則に関わらず従前の例によるものとし、改正前の規則を適用する。
- 7 この規則は、平成25年3月27日から改正施行し、平成25年度入学生から適用する。
- 8 この規則は、平成26年4月1日から改正施行する。
- 9 この規則は、平成27年4月1日から改正施行する。
- 10 この規則は、平成28年1月21日から改正施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 11 この規則は、平成28年4月1日から改正施行する。
- 12 この規則は、平成30年9月20日から改正施行する。
- 13 この規則は、平成31年4月1日から改正施行し、2019年9月1日から適用する。
- 14 この規則は、令和元年5月22日から改正施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 15 この規則は、令和2年1月23日から改正施行し、令和元年10月1日から適用する。
- 16 この規則は、令和2年2月20日から改正施行し、令和2年1月1日から適用する。
- 17 この規則は、令和3年10月21日から改正施行し、令和4年度入学生から適用する。



18 この規則は、令和4年5月25日から改正施行する。

# 付 1 西日本工業大学特別奨学生に関する細則

## (目 的)

第1条 この細則は、西日本工業大学特別奨学生規則（以下、「規則」という。）第6条第1項「選考に関する基準」、第7条第1項第2号「学業成績の基準」に関する必要な事項について定める。

## (選考の方法)

第2条 特別奨学生の選考方法は、規則で定める入学試験で、学力試験の成績が上位の者を特別奨学生候補者として入試審議会の議を経て、学長が決定する。

## (選考の基準)

第3条 学長は、入学試験の出題レベル及び採点結果を参考にして、それぞれの教科・科目の基準点を定めて入試審議会に提案する。

## (選考の手順)

第4条 入学試験において、前条の選考の基準を満たした者については、志望学科に関係なく、最上位者から順に特別奨学生の合格候補者として選考する。

## (学業成績の基準)

第5条 特別奨学生規則第7条「資格の停止又は喪失」の第1項第2号に規定する「学業成績が著しく低下した場合」とは、次の基準を満たさない場合をいう。

- (1) 前半期に履修した授業科目の成績のGPAが2.8以上であること、かつ1年次前期から3年次後期の間は、前半期に卒業要件に係わる授業科目の履修申告単位数が、10単位以上であること。
  - (2) 3年次終了時に卒業研究着手条件をすべて満たしていること。
  - (3) ものづくり奨学生においては、前半期に履修した授業科目のうち、工学部が指定する科目のGPAの平均が全額免除は2.5以上、半額・4分の1免除は2.0以上であること。
  - (4) デザイン奨学生においては、前半期に履修した授業科目のうち、デザイン学部が指定する科目のGPAの平均が全額免除は2.5以上、半額・4分の1免除は2.0以上であること。
- 2 前項第1号の基準を満たさないときは、教務委員会の審議を経て教務部長が該当者に警告する。警告を受けた該当者が翌学期も基準を満たさないときは、学長は、その者の特別奨学生の資格を停止する。
- 3 前項において資格を停止された者が、翌学期以降において、前条の第1号の基準を満たした場合は、学科の推薦を受けて教務委員会で審議の上、学長が資格の復活を決定する。ただし、学長は必要に応じて学務研究協議会で審議し決定することができる。
- 4 第1項第2号の基準を満たさないときは、翌年度の資格を取り消す。

## (所 管)

第6条 この細則に関する事務は、入試広報課が所管する。

## (細則の改廃)

第7条 この細則の改廃は、学務研究協議会の議を経て、学長が決定する。

## 附 則

- 1 この細則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この細則は、平成17年4月1日から一部改正施行する。
- 3 この細則は、平成21年12月25日から一部改正施行し、平成21年10月1日から適用する。
- 4 この細則は、平成25年4月1日から改正施行する。ただし、平成25年度以前に入学した学生については、この細則に関わらず従前の例によるものとし、改正前の細則を適用する。
- 5 この細則は、平成26年4月1日から改正施行する。
- 6 この細則は、平成27年4月1日から改正施行する。
- 7 この細則は、平成29年4月1日から改正施行する。ただし、平成28年度以前に入学した学生については、この細則に関わらず従前の例によるものとし、改正前の細則を適用する。
- 8 この細則は、平成30年9月20日から改正施行する。
- 9 この細則は、平成31年4月1日から改正施行し、令和元年9月1日から適用する。
- 10 この細則は、令和2年1月23日から改正施行し、令和元年10月1日から適用する。
- 11 この細則は、令和3年10月21日から改正施行し、令和4年度入学生から適用する。
- 12 この細則は、令和4年10月20日から改正施行し、令和5年度入学生から適用する。

## 6 西日本工業大学奨学生規則

### (趣 旨)

第1条 この規則は、西日本工業大学（以下「本学」という。）学則（以下「学則」という。）第66条4項の規定に基づき、奨学生制度に関する必要な事項を定める。

### (目 的)

第2条 奨学生制度は、優秀な学生で経済的理由により就学困難な者に対し、就学上必要な奨学金を学費減免（又は支給）して学業を継続させることを目的とする。

### (資 格)

第3条 奨学生の資格は、次の各号の一に該当するものであることとする。

- (1) 奨学生（就学サポート）（以下「就学サポート生」という。）は、入試要項に定める奨学生選抜入学試験を受験した者。
- (2) 奨学生（地域サポート）（以下「地域サポート生」という。）は、本学への進学意欲が強く、離島振興法で指定された地域及び沖縄県出身者、又は、学長が経済的理由で就学困難な者と認める者。
- (3) 奨学生（継続サポート）（以下「継続サポート生」という。）は、学生（学則で定められた研究生・科目等履修生・委託生を除く）が、入学後、家庭の事情が急変したため、本人が修学を希望しているにもかかわらず、経済的理由により修学が困難になった者で、別に定める資格審査の基準に適合した者。

### (特典及び定員)

第4条 奨学生の特典及び定員は、次のとおりとする。

- (1) 就学サポート生は、4年間の授業料の半額を納付免除とし、定員を各入学年度毎70名以内とする。
- (2) 地域サポート生は、4年間の授業料の半額を納付免除とし、定員を各入学年度毎20名以内とする。
- (3) 継続サポート生は、半期分の授業料及び教育充実費を納付免除とし、定員を全学年で毎年度延べ10名以内とする。

### (選 考)

第5条 奨学生の選考は、次のとおりとする。

- (1) 就学サポート生は、奨学生選抜入学試験の受験生の中から入試審議会で選考し、学長が決定する。なお、選考に関する基準は、別に定める。
  - (2) 地域サポート生は、本学の各推薦入試等を専願で受験して合格した者の中から、入試広報委員会で選考し、学長が決定する。
  - (3) 継続サポート生は、学生の申請により学生委員会による資格審査で判定された者を学長が決定する。なお、申請及び審査に関する基準は、別に定める。
- 2 奨学生の選考に関し、学長は必要に応じて学務研究協議会で審議し決定することができる。

### (資格の停止又は喪失)

第6条 奨学生が次の各号の一に該当する場合は、資格の停止又は喪失を教務委員会又は学生委員会で審査し、学長が決定する。ただし、学長は必要に応じて学務研究協議会で審議し決定することができる。

- (1) 退学あるいは修学を途中で放棄した場合
- (2) 著しく学業成績が低下した場合（学業成績に関する基準は別に定める。）
- (3) 学則に定める懲戒処分を受けた場合
- (4) その他、奨学生としてふさわしくない行為があった場合

2 前項の各号に該当する場合は、当該年度の奨学金の全額又は一部を返納させることがある。

### (資格有効期間の特例)

第7条 留学等の理由により休学した場合、第3条第1号の資格の有効期間に関わらず、在学期間が4年を超える場合でも、申請により資格を認めることがある。

### (所 管)

第8条 この規則に関する事務は、入試広報課が所管する。

### (規則の改廃)

第9条 この規則の改廃は、学務研究協議会の議を経て、学長が決定する。ただし、第4条の特典及び定員に関する規定については、理事長の承認を必要とする。

## 附 則

- 1 この規則は、西日本工業大学修学支援生規則及び西日本工業大学特別貸与奨学生規程を廃止し、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成24年度以前に入学した学生で修学支援生として適用させている者については、この規定に関わらず従前の例によるものとし、改正前の規則を適用する。なお、就学サポート生及び地域サポート生は、平成25年度入学生の選抜から適用する。
- 2 この規則は、平成24年10月1日から改正施行する。
- 3 この規則は、平成25年3月27日から改正施行し、平成25年度入学生から適用する。
- 4 この規則は、平成25年4月25日から改正施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 5 この規則は、平成27年4月1日から改正施行する。
- 6 この規則は、平成28年4月1日から改正施行する。
- 7 この規則は、平成28年6月23日から改正施行する。
- 8 この規則は、平成29年4月1日から改正施行する。
- 9 この規則は、平成30年3月28日から改正施行し、平成31年度入学生から適用する。
- 10 この規則は、平成30年4月19日から改正施行し、平成31年度入学生から適用する。
- 11 この規則は、平成30年9月20日から改正施行する。
- 12 この規則は、平成31年4月1日から改正施行する。
- 13 この規則は、令和2年1月23日から改正施行し、令和元年10月1日から適用する。
- 14 この規則は、令和3年10月21日から改正施行し、令和4年度入学生から適用する。
- 15 この規則は、令和4年5月25日から改正施行する。

# 付 1 西日本工業大学奨学生(就学サポート)に関する細則

## (目 的)

第1条 この細則は、西日本工業大学奨学生規則（以下、「規則」という。）第5条第1項第1号「選考に関する基準」、第6条第1項第2号「学業成績の基準」に関する必要な事項について定める。

## (選考の基準)

第2条 西日本工業大学奨学生(就学サポート)（以下、「就学サポート生」という。）の選考基準は、入学試験の出題レベル及び採点結果を参考にして、学長が各科目の基準点を定めて入試審議会に提案する。

## (選考の手順)

第3条 入学試験において、前条の選考の基準を満たした者については、志望学科に関係なく、学力試験の合計点の順位に基づき就学サポート生として選考する。

## (学業成績の基準)

第4条 奨学生規則第6条「資格の停止又は喪失」の第1項第2号に規定する「学業成績が著しく低下した場合」とは、次の基準を満たさない場合をいう。

(1) 各学期の審査時において卒業要件修得単位の合計が下表に示す単位以上であること。

1 年		2 年		3 年		4 年	
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
17	34	51	68	85	100	—	—

(2) 3年次終了時に卒業研究着手条件をすべて満たしていること。

2 前項第1号の基準を満たさないときは、教務委員会の審議を経て、教務部長が該当者に警告する。警告を受けた該当者が翌学期も基準を満たさないときは、学長は、その者の奨学生の資格を停止する。

3 前項において資格を停止された者が、翌学期以降において、前条の第1号の基準を満たした場合は、学科の推薦を受けて教務委員会で審議の上、学長が資格の復活を決定する。ただし、学長は必要に応じて学務研究協議会で審議し決定することができる。

4 第1項第2号の基準を満たさないときは、翌年度の資格を取り消す。

## (所 管)

第5条 この細則に関する事務は、入試広報課が所管する。

## (細則の改廃)

第6条 この細則の改廃は、学務研究協議会の議を経て、学長が決定する。

## 附 則

1 この細則は、平成24年11月22日から施行し、平成25年度入学生から適用する。

2 この細則は、平成27年4月1日から改正施行する。

3 この細則は、平成30年9月20日から改正施行する。

- 4 この細則は、平成31年4月1日から改正施行し、令和元年9月1日から適用する。
- 5 この細則は、令和2年1月23日から改正施行し、令和元年10月1日から適用する。
- 6 この細則は、令和3年10月21日から改正施行し、令和4年度入学生から適用する。

## 付2 西日本工業大学奨学生(継続サポート)規則実施細則

### (趣 旨)

第1条 この細則は、西日本工業大学奨学生規則(以下「規則」という。)第5条第3項の規定に基づき、奨学生(継続サポート)(以下「継続サポート生」という。)について必要な事項を定めるものとする。

### (納付免除額及び免除対象期間)

第2条 免除額は、半期分の授業料及び半期分の教育充実費相当額とする。なお、免除対象期間は半期2回分(1年間分を限度)とする。

### (申請書の提出)

第3条 継続サポート生を希望する学生は、奨学生(継続サポート)申請書(以下「申請書」という。)を担当ガイダンス教員(以下「ガイダンス教員」という。)に提出しなければならない。

### (選考及び資格の決定)

第4条 申請書を受理したガイダンス教員は、学生の所属する学科長を経て、学生委員会に資格審査を要請する。

2 前項に定める資格審査の要請があった時は、学生委員会で審議し、学長が決定する。

### (受付及び申請書等)

第5条 継続サポート生の受付は、次の条件で行う。

- (1) 申請者は、本学学生であること。
- (2) 申請は、経済的に急変してから、原則12ヵ月以内であること。
- (3) 申請受付は、前期であれば4月末まで、後期であれば10月末までとする。

2 申請には、以下の書類が必要となる。

- ① 奨学生(継続サポート)申請書(様式1)
- ② 奨学生(継続サポート)資格審査要請書(様式2)
- ③ 申請者の属する世帯の世帯員の前年の所得額証明書と、現在の状況を証明するもの(離職した場合は、離職証明書又は雇用保険受給資格者証等)
- ④ 国の教育ローンの「否決通知」
- ⑤ 出席調査状況表
- ⑥ 学籍簿

※①～④までは申請者が準備する。⑤と⑥については学生支援課が準備する。

### (選考基準等)

第6条 選考にあたっての基準は、以下のとおりとする。

- ① 選考にあたっての順位は、卒業研究着手者を優先する。
- ② 申請年の家計収入見込みが、日本学生支援機構第1種奨学金の収入基準額の1/2以下であること。
- ③ 国の教育ローンを申請し、否決になった者であること。
- ④ 修学の意欲が強く、卒業できる見込みがあること。



(人 員)

第7条 継続サポート生の人員は、毎年度延べ10名以内（目安は前期5名・後期5名）とする。

(所 管)

第8条 この細則に関する事務は、学生支援課が所管する。

(細則の改廃)

第9条 この細則の改廃は、学務研究協議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

- 1 西日本工業大学特別貸与奨学生規程実施細則を廃止し、西日本工業大学奨学生（継続サポート）規程実施細則を制定する。
- 2 この細則は、平成24年4月1日から施行する。
- 3 この細則は、平成24年10月1日から改正施行する。
- 4 この細則は、平成27年4月1日から改正施行する。
- 5 この細則は、平成29年4月1日から改正施行する。
- 6 この細則は、平成30年9月20日から改正施行する。

## 7 西日本工業大学スポーツ特別奨学生規則

### (趣 旨)

第1条 この規則は、西日本工業大学学則第66条第4項の規定に基づき、スポーツ特別奨学生（以下「特別奨学生」という。）に関する必要な事項を定める。

### (目 的)

第2条 スポーツ特別奨学生制度は、特に優れたスポーツ技能を持つ者を確保し、入学後特別奨学生として優遇することにより、入学後の競技力向上と学業の両立を促して社会に有為な人材を養成するとともに、西日本工業大学（以下「本学」という。）のスポーツ活動の振興を図ることを目的とする。

### (特 典)

第3条 特別奨学生は、在学4年間の授業料（教育充実費を除く。）全額、若しくは一部を奨学金として納付免除する。

### (採 用 枠)

第4条 特別奨学生の採用枠は、授業料全額免除30名分の範囲内とする。ただし、学長の裁量で若干の調整を行うことができるものとする。

### (対象競技部等)

第5条 対象とする競技部及び免除対象者枠については、入試広報委員会に諮り、学長が決定する。

### (選 考)

第6条 特別奨学生の選考は、スポーツ特別選抜合格者の中から、スポーツ技能が特に優れ、本学の課外活動の振興に著しく寄与するとして、スポーツ特別奨学生選考委員会（以下「選考委員会」という。）から候補者として推薦された者を入試審議会で諮り、学長が決定する。

### (選考委員会の構成)

第7条 選考委員会は、次に掲げる委員をもって構成し、入試広報部長を委員長とする。

- (1) 入試広報部長
- (2) 学生部長
- (3) 入試広報担当次長
- (4) 学生担当次長
- (5) 当該種目の顧問及び監督（専任教職員）
- (6) 入試広報課長
- (7) 学生支援課長

2 選考委員会は、必要の都度委員長が招集し、次の事項について審議する。

- (1) 特別奨学生の選考に関すること。
- (2) 特別奨学生の減免額に関すること。

3 選考委員会は、構成委員の3分の2の出席により成立する。

### (資格の喪失)

第8条 資格の停止又は取消し等については、別に定める。

(議事の決定)

第9条 選考委員会の議事は、審議を経て、入試広報部長がこれを参酌して決定する。

(所 管)

第10条 この規則に関する事務は、入試広報課が所管する。

(規則の改廃)

第11条 この規則の改廃は、学務研究協議会の議を経て、学長が決定する。ただし、第3条の特典及び第4条の採用枠に関する規定については、理事長の承認を必要とする。

附 則

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 3 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 4 この規則は、平成18年4月1日から改正施行する。
- 5 この規則は、平成22年4月1日から改正施行、平成22年度入学生から適用する。
- 6 この規則は、平成22年4月1日から改正施行する。
- 7 この規則は、平成22年5月26日から改正施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 8 この規則は、平成23年4月1日から改正施行する。
- 9 この規則は、平成24年4月1日から改正施行する。
- 10 この規則は、平成24年10月1日から改正施行する。
- 11 この規則は、平成26年4月1日から改正施行する。
- 12 この規則は、平成26年6月26日から改正施行し、平成27年度入学生から適用する。
- 13 この規則は、平成27年4月1日から改正施行する。
- 14 この規則は、平成27年5月21日から改正施行し、平成28年度入学生から適用する。
- 15 この規則は、平成28年4月1日から改正施行する。
- 16 この規則は、平成29年4月1日から改正施行する。
- 17 この規則は、平成30年9月20日から改正施行する。
- 18 この規則は、平成31年4月1日から改正施行する。
- 19 この規則は、令和2年11月19日から改正施行し、令和2年10月1日より適用する。ただし、令和2年度以前に入学した学生に対する適用については、なお従前の例による。
- 20 この規則は、令和4年5月25日から改正施行する。

## 8 西日本工業大学スポーツ特別奨学生資格審査に関する細則

### (目 的)

第1条 この細則は、西日本工業大学スポーツ特別奨学生規則（以下「規則」という。）第8条で定める資格の停止及び取消しに関する資格審査について必要な事項を定めることを目的とする。

### (資格審査の時期及び対象)

第2条 スポーツ特別奨学生としての継続資格審査は、毎学期末に学生委員会において審議する。

2 1年次後期から奨学生審査を行う。

### (資格の喪失)

第3条 次の各号の一に該当する者は、資格の警告・停止又は取消しを学生委員会の審査を経て、学長が決定する。ただし、学長は必要に応じて学務研究協議会で審議し決定することができる。

- (1) 技能の向上がなく、特別奨学生としての資格がないと認められる者
- (2) 授業の出席率が悪く、学力が低下して成業の見込みがない者
- (3) 退学、あるいは修学行為を途中で放棄した者
- (4) 学則による懲戒処分を受けた者
- (5) 納付免除外の学校納付金の納入義務を怠った者
- (6) 自己の都合により、辞退を申し出た者
- (7) 試合又は練習中以外の事故等によってスポーツ活動を継続することができなくなった者
- (8) スポーツ奨学生として相応しくない者

2 前項各号に該当する場合は、当該年度の授業料免除額の全額又は一部を納付させることがある。

### (資格の有効期間の特例)

第4条 留学等の理由により休学した場合、規則第3条の資格の有効期間に関わらず、在学期間が4年を超える場合でも、申請により資格を認めることがある。

### (資格審査の項目及び評価基準)

第5条 第3条第1項で行う資格審査の結果、次の事項の一つに該当する場合は、学生委員会の議を経て学生部長がスポーツ特別奨学生としての資格停止を警告する。

- (1) 技能の向上がなく、特別奨学生としての資格がないと認められる者  
〔所属するサークルへの貢献状況（技術、成果、練習状況及び修学状況）を顧問及び監督が総合的に評価する。〕

評価基準：顧問及び監督による評価が100点満点の80点を下回る評価を受けた場合

- (2) 授業の出席率が悪く、学力が低下して成業の見込みがない者

（授業への出席状況で評価する。）

評価基準：当該学期の全授業の出席率が80%を下回った場合

ただし、当該サークルの試合等による届出欠席は考慮する

- 2 前項で資格停止の警告を受けた者が、翌学期も奮起せず同様の評価を受けた場合は、次学期の資格を停止する。この場合、次学期の授業料は減免のない通常のコレを支払わなければならない。
- 3 前項の資格停止を受けた者が奮起して、翌学期に評価基準を上回った評価を受けた場合は特別奨

学生としての資格を復活させる。

**(資格審査の資料作成)**

第6条 毎学期末に行う資格審査は、全てのスポーツ特別奨学生を対象に当該サークルの顧問及び監督が個人別の評価票を学生支援課に提出し、同課が授業の出席率を調査して審査資料を作成するものとする。

**(所 管)**

第7条 この細則に関する事務は、学生支援課が所管する。

**(細則の改廃)**

第8条 この細則の改廃は、学務研究協議会の議を経て、学長が決定する。

**附 則**

- 1 この細則は、平成18年4月1日より施行する。
- 2 この細則は、平成22年5月26日から改正施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 3 この細則は、平成23年4月1日より改正施行する。
- 4 この細則は、平成24年10月1日から改正施行する。
- 5 この細則は、平成27年4月1日から改正施行する。
- 6 この細則は、平成29年4月1日から改正施行する。
- 7 この細則は、令和2年11月19日より改正施行し、令和2年10月1日より適用する。
- 8 この細則は、令和5年4月1日から改正施行する。

## 9 卒業後の取得資格

### 1. 総合システム工学科卒業生

- 電気主任技術者（電気事業法第44条第2項）

総合システム工学科卒業生で在学中資格認定科目を取得した者は、申請により免状が交付される。

認定に係る授業科目（◎は必修）

内容区分及び最低修得単位数	資格認定に必要な授業科目
電気・電子理論に関する科目 19単位以上	◎基礎電気回路Ⅰ，◎基礎電気回路Ⅱ，◎電気回路Ⅰ，◎電気磁気学Ⅰ，◎電気磁気学Ⅱ，◎電気電子計測，◎過渡解析Ⅰ，◎過渡解析Ⅱ，電子回路Ⅰ，電子回路Ⅱ
発電，変電，送電，配電並びに電気材料及び電気法規に関するもの 10単位以上	◎電力伝送システムⅠ，◎電力伝送システムⅡ，◎電気法規及び施設管理，◎電力発生工学，◎高電圧工学
電気・電子機器・自動制御，電気エネルギー利用及び情報伝達・処理に関するもの 12単位以上	◎エネルギー変換，◎電力工学，◎電気機器，◎制御工学，基礎プログラミングⅠ，基礎プログラミングⅡ
電気・電子工学実験及び電気・電子工学実習に関するもの 6単位以上	◎電気情報基礎演習Ⅰ，◎電気情報基礎演習Ⅱ，◎電気電子工学演習Ⅰ，◎電気電子工学演習Ⅱ
電気・電子機器設計及び製図に関するもの 2単位以上	電気設計・製図

取得できる免許

免許の種類	学歴または資格	実務の経験	
		実務の内容	経験年数
第一種電気主任技術者免許状	1. 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)もしくはこれと同等以上の教育施設であって、経済産業大臣の認定を受けたものの電気工学に関する学科において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者	電圧5万ボルト以上の電気工作物の工事、維持または運用	卒業後5年以上
第二種電気主任技術者免許状	1. 学校教育法による大学もしくはこれと同等以上の教育施設であって、経済産業大臣の認定を受けたものの電気工学に関する学科において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者	電圧1万ボルト以上の電気工作物の工事、維持または運用	卒業後3年以上

第三種電気主任技術者免許状	1. 学校教育法による大学もしくはこれと同等以上の教育施設であって、経済産業大臣の認定を受けたものの電気工学に関する学科において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者	電圧500ボルト以上の電気工作物の工事、維持または運用	卒業後1年以上
---------------	--	-----------------------------	---------

- 第一級陸上特殊無線技士および第三級海上特殊無線技士  
総合システム工学科電気情報工学系卒業生で次の科目を履修したものは、卒業後の申請により、免状が付与される。
- 第一級陸上特殊無線技士  
電気情報基礎演習Ⅰ，Ⅱ，電気電子計測，電子情報通信システムⅠ，Ⅱ
- 第三級海上特殊無線技士  
電子情報通信システムⅠ，Ⅱ

## 2. 総合システム工学科土木工学系卒業生

- 測量士  
測量に関する所定の科目を修め本学を卒業した者は、測量法の規定による測量士補の、また卒業後1年以上の測量に関する実務経験を以て測量士の無試験登録申請をすることができる。

## 3. 建築学科卒業生

- 1級建築士（建築士法第14条）、2級建築士（建築士法第15条）  
次表の受験資格要件を満たした者は、1級・2級建築士試験の受験資格が得られる。

建築士試験の受験資格要件（指定科目）について

最低修得単位数(単位数)		資格認定に必要な授業科目
二級・木造建築士	一級建築士	科目名
①建築設計製図 (3単位以上)	①建築設計製図 (7単位以上)	建築デザイン基礎，建築設計Ⅰ，建築設計Ⅱ
②～④ 建築計画，建築環境工学又は建築設備 (2単位以上)	②建築計画 (7単位以上)	住宅デザイン，建築計画Ⅰ，建築計画Ⅱ，西洋建築史，日本建築史，近代建築史，インテリアデザイン
	③建築環境工学 (2単位以上)	建築環境工学Ⅰ，建築環境工学Ⅱ
	④建築設備 (2単位以上)	建築設備Ⅰ，建築設備Ⅱ

⑤～⑦ 構造力学, 建築一般構造又は建築材料 (3単位以上)	⑤構造力学 (4単位以上)	建築力学Ⅰ, 建築力学Ⅰ演習, 建築力学Ⅱ, 建築力学Ⅱ演習, 建築力学Ⅲ, 耐震工学
	⑥建築一般構造 (3単位以上)	建築構法デザイン, 鉄筋コンクリート構造, 鉄骨構造Ⅰ, 鉄骨構造Ⅱ, 木質構造, 建築構造実験
	⑦建築材料 (2単位以上)	建築材料概説, 建築材料実験, 建築材料
⑧建築生産 (1単位以上)	⑧建築生産 (2単位以上)	建築施工
⑨建築法規 (1単位以上)	⑨建築法規 (1単位以上)	建築法規
⑩その他 (適宜)	⑩その他 (適宜)	デザイン学概説, 建築製図, 空間デザイン, まちづくり学, 2D・CAD, 建築測量学演習, 都市地域計画
必要単位数合計 (40単位以上)	必要単位数合計 (60単位以上)	



## 10 西日本工業大学学生規程

### 第1章 一般心得

#### (学生の本分)

第1条 学生は、大学の使命と学生の本分をわきまえ、教養を高めるとともに専門の学芸を修得し、民主的で文化的な社会の形成者として、心身ともに健康な国民であらねばならない。

第2条 学生は、学則その他の諸規程を守り、学内外を問わず良識のある公民として行動し、いやしくも大学の名誉又は学生の品位を傷つけるようなことがあってはならない。

### 第2章 団 体

#### (学長の許可)

第3条 学生は、学内において団体を結成しようとするときは学生支援課を通じ学生部長を経て、学長の許可を得なければならない。

第4条 学生が学外で本学名をもって、団体、連盟等に加盟又は加入しようとするときは、学生支援課を通じ学生部長を経て、学長の許可を得なければならない。

第5条 学生は、学外の団体から指導者又は講演者等を招聘しようとするときは、あらかじめ学生支援課を通じ学生部長を経て、学長の許可を得なければならない。

### 第3章 署名運動その他

#### (学生部長の許可)

第6条 学生が学内において示威運動、署名運動、世論調査又は寄附金募集等を行おうとするときは、あらかじめその責任者は学生支援課を経て、学生部長の許可を得なければならない。

### 第4章 学生活動及び合宿

#### (学生活動)

第7条 学生が学内で正課授業以外の活動等を行うときは、その責任者又は代表者は期日の5日前までに所定の申請書類を学生支援課に提出し、学生部長の許可を得なければならない。

2 学生が講演会、競技会、音楽会等を主催し、又は参加しようとするときは、所定の申請書類および計画書・参加学生名簿を添え学生支援課に提出し、学生部長の許可を得なければならない。

また、責任者は活動終了後、直ちに実施結果を報告しなければならない。

#### (合 宿)

第8条 学生が学内施設で合宿を計画するときは、期日の5日前までに所定の学内施設使用願を学生支援課に提出し、許可を得なければならない。

2 施設使用届および使用規程については、別に定める。

### 第5章 掲 示

#### (掲示物)

第9条 学生が掲示しようとするときは、掲示期間と掲示責任者氏名を記載した現物を添えて学生支援課に提出し、許可を得なければならない。

#### (掲 示 場 所)

第10条 掲示は、指示された掲示場以外に掲示をしてはならない。

## 第6章 印刷物

### (印刷物刊行等の手続)

第11条 学生が学内外において印刷物を刊行し、又は配布若しくは販売しようとするときは、これらの責任者は、その趣旨を明らかにした所定の印刷物配布販売願を学生支援課に提出し、許可を得なければならない。

## 第7章 放送

### (放送の手続)

第12条 学内放送を利用する場合は、放送内容をまとめ、学生支援課に提出し、許可を得なければならない。

## 第8章 学生証(身分証明書)

### (学生証)

第13条 学生は、入学時、所定の学生証の交付を受け常に携帯しなければならない。

2 学生証は、身分証明書を兼ねるものとする。

3 学生が学内施設を利用する場合、学生証の提示を求められる事がある。

4 学生証を貸与及び譲渡した学生の懲戒については別に定める。

### (学生証の交付)

第14条 学生が学生証の交付を受けようとするときは、3ヵ月以内に撮影した無帽上半身の写真(ライカ判縦40mm横30mm)を学生支援課に提出しなければならない。

### (再交付の手続)

第15条 学生は、学生証を紛失したときは、直ちに学生支援課に届け出て再交付を受けなければならない。

### (返 還)

第16条 学生は、卒業、退学又は除籍されたときは、学生証を直ちに学生支援課に返還しなければならない。

## 第9章 服 装

### (着用の義務)

第17条 学生は、本学学生としての品位と体面を保持した服装を着用しなければならない。

## 第10章 保 健

### (定期健診)

第18条 定期健康診断は、毎年春1回、本学所定の校医によってこれを実施する。

第19条 学生は、必ず定期健康診断を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由で健康診断を受けられない者は、学生支援課に届け出て、後日改めてこれを受けなければならない

### (予防接種)

第20条 定期健康診断の他に必要に応じて予防接種を行うことがある。

### (学校感染症)

第21条 本学学生が、学校保健安全法施行規則第18条に定める感染症にかかった場合、又はかかった疑いがある場合、学校保健安全法第19条に基づき、学内感染及び感染拡大防止のため、学長は、出

校停止を命じることがある。

- (1) 当該学生は、学生支援課へ連絡をした上で、医師の指示に従い、治療に専念すること。
- (2) 完治後、授業に出席する場合には、「学校保健安全法施行規則第18条に定める感染症届出書」に医師の診断書（出席停止期間が明記されたもの）を添えて、学生支援課へ提出すること。
- (3) 学生支援課は、当該学生が出校停止となった期間に出席できなかった授業科目の担当教員に対し、状況報告および公欠（出席扱い）の指示を行うこと。
- (4) 出校停止となった期間に出席できなかった授業については、履修上不利とならないように調整すること。

## 第11章 諸願届出

### （欠 席）

第22条 学生が病気その他の事由により、欠席するときは、所定の様式によって、学生支援課に届け出なければならない。

2 前項の規定は、学生が外国に渡航を希望する場合について準用する。

### （戸籍等異動の場合の手続）

第23条 学生は、氏名その他戸籍に関し、異動を生じたときは、直ちに学生支援課を経て、学長に届け出なければならない。

### （保証人変更の手続）

第24条 学生の保証人について変更を生じたときは、直ちに学生支援課を経て学長に届け出なければならない。

### （現住所変更の手続）

第25条 学生が現住所を変更したときは、直ちに学生支援課を経て、学生部長に届け出なければならない。

### （自動車等通学者）

第26条 学生が自動車、自動二輪車又は原動機付自転車で通学をする場合は、別に定める教育環境整備要項及び駐車場使用規程によらなければならない。

## 第12章 そ の 他

### （禁 煙）

第27条 学生は、本学敷地内において喫煙をしてはならない。

## 附 則

- 1 この規程は、学則第18条第3項に基づいて定められたものである。したがってこの規程の改正は教授会の議を経て行われる。
- 2 この規程は、昭和52年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、昭和54年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成元年1月26日から施行する。ただし、第36条の改正は昭和63年4月1日から適用し、他の改正規程は平成元年4月1日から適用する。
- 5 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

- 6 この規程は、平成18年4月1日から改正施行する。
- 7 この規程は、平成22年5月26日から改正施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 8 この規程は、平成24年10月1日から改正施行する。
- 9 この規程は、平成28年4月1日から改正施行する。
- 10 この規程は、平成29年4月1日から改正施行する。
- 11 この規程は、令和3年4月1日から改正施行する。
- 12 この規程は、令和5年6月20日から改正施行し、令和5年5月8日から適用する。

## 11 西日本工業大学学生懲戒規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、西日本工業大学学則第39条及び大学院学則第34条に規定する学生の懲戒に関する必要な事項を定める。

### (懲戒の対象行為)

第2条 懲戒対象になる行為は、次のとおりとする。

- (1) 不当な行為により、本学の秩序を乱し、教育研究を妨げる行為
- (2) 学内外における違法行為
- (3) 試験等における不正行為及び論文等作成における社会的倫理に反する行為
- (4) 人権を著しく侵害する行為
- (5) 学則その他本学の規則に反する行為

### (懲戒種類)

第3条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

- (1) 退学（懲戒退学）は、学生としての身分をなく奪し、再入学を認めない。
- (2) 停学は、無期又は6ヵ月以下の有期の期間、学生の教育課程の履修及び課外活動等を停止させる。
- (3) 訓告は、学生の行為を確認し、その将来を、書面をもって戒める。

### (厳重注意)

第4条 学生部長は、前条に規定する懲戒のほか、行為の問題性を自覚させ反省を促すために厳重注意を行うことがある。

### (懲戒の判断基準)

第5条 懲戒の決定にあたっては、原因行為の悪質性、その結果の重大性及び当該行為後の学生の対応を総合的に判断する。なお、懲戒により学生に課せられる不利益は、懲戒目的を達成するために必要な限度に留める。

2 懲戒の判断基準等は、別に定める。

### (事実関係の調査)

第6条 学部長又は学科長は、懲戒に相当すると思われる行為またはその疑いが生じたときは、学生部長に、直ちに書面をもって報告する。

2 学生部長は、学長に報告するとともに、遅滞なく当該学生に対する事情聴取等の調査を行い、事実確認を行う。

3 前項の調査にあたり、事前に学生に対して趣旨を口頭又は文書で告知し、当該事実に関する弁明の機会を与えなければならない。

4 前2項の定めに関わらず、当該行為が悪質であり、影響が大きく、事実が明白と認められる場合には、この限りではない。

### (懲戒手続)

第7条 学生部長は、前条の事実関係が懲戒処分相当と判断した場合には、学生委員会で審議し、そ

の調査及び審議結果に基づき、学務研究協議会に付議する。

#### (出校停止)

第8条 学生部長は、当該行為が懲戒に該当することが明白な場合には、懲戒処分審議前に出校停止を命じることができる。この出校停止期間は、原則、1ヵ月を超えないものとし、この期間は停学期間に通算することができる。

#### (懲戒処分の決定)

第9条 学長は、学務研究協議会の議を経て、当該学生の懲戒処分を決定する。

#### (懲戒処分の告知)

第10条 懲戒処分決定後、懲戒告知書を作成し、当該学生に告知する。ただし、当該学生が懲戒告知書の受け取りを拒否した等の事由により、告知できない場合は、内容証明郵便により送付し、送達日をもって告知したとみなす。

#### (懲戒に関する情報公開)

第11条 前条の当該学生に懲戒を告知後、不祥事の再発防止に資することを目的に、当該学生の所属及び懲戒内容を掲示板に掲示し公表する。当該掲示期間は懲戒告知日の翌日から10日間とし、当該学生の氏名、学籍番号等は公表しないものとする。

#### (再審査)

第12条 懲戒処分を受けた学生は、事実誤認、新事実の発見その他正当な理由がある場合は、懲戒告知日より60日以内に、その証拠となる資料を添えて、学長に文書により再審査を請求することができる。

2 学長は、再審査の必要があると認めた場合には、再び事実関係の調査及び審議を行うことができる。

#### (逮捕・勾留時の対応)

第13条 学生が逮捕・勾留され、大学として本人に接見することができない場合であっても本人が罪状を認めている場合は、慎重に検討し懲戒処分を行うことができる。

2 前項と同様に大学として本人に接見することができない場合で、本人が罪状を否認している場合においても、大学として懲戒処分の手続きを開始するかどうか慎重に検討し、開始することが妥当であると判断した場合は、裁判の推移等を考慮し、懲戒処分を行うことができる。

#### (懲戒処分と学籍異動等)

第14条 学長は、懲戒対象を既に確認している場合でも、当該学生から懲戒処分の決定前に、退学（自主退学）の願いが提出されたときは、これを受理しない。

2 学長は、停学中の学生から休学の願い出があった場合は、これを受理しない。

3 停学期間中の授業料その他学費を納入しなければならない。

#### (停学処分中の指導)

第15条 停学処分を受けた学生の所属する学科は、定期的な面談及び指導を行う。

#### (停学処分の解除)

第16条 無期停学処分の場合には、学科長が停学解除を妥当であると認めたときに、学生部長は、学生委員会で審議し、その調査及び審議結果に基づき、学務研究協議会に付議する。

2 学長は、学務研究協議会の議を経て、当該学生の停学解除を決定する。この場合、停学解除通知書を当該学生に通知しなければならない。

(読 替)

第17条 この規程の大学院学生への適用に当たっては、「学科」を「工学研究科」に、「学生委員会」を「工学研究科委員会」に、「学生部長」を「工学研究科長」に読み替えるものとする。

(所 管)

第18条 この規程に関する事務は、学生支援課が所管する。

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、学務研究協議会の議を経て、学長が決定する。

## 附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成27年4月1日から改正施行する。
- 3 この規程は、平成29年4月1日から改正施行する。

## 12 西日本工業大学総合体育館管理規則

### (目 的)

第1条 この規則は、西日本工業大学総合体育館（以下「総合体育館」という。）の管理運営について必要な事項を定め、その円滑かつ適正な運営を図ることを目的とする。

### (性 格)

第2条 総合体育館は、体育活動を通じて心身の健康を増進させ、集団における人間関係を緊密にし、人間性、社会性の向上を図るための屋内体育施設とする。

### (運 営 管 理)

第3条 総合体育館の運営管理の責任者は、体育館長（以下「館長」という。）とし、学生部長をもって充てる。

2 総合体育館の運営に関する事項については、学生委員会で審議する。

### (使用許可)

第4条 総合体育館を本学の行事及び正課授業以外の目的で使用する場合は、館長に許可を得なければならない。

2 総合体育館を本学の行事、課外活動及び職員の福利厚生以外の目的で使用する場合には、別に定める。

### (開館及び閉館時刻)

第5条 総合体育館の開館時刻は9時とし、閉館時刻は17時とする。ただし、本学学生の課外活動については閉館時刻を22時まで延長することができる。

### (休 館)

第6条 総合体育館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 盆休、年末年始休業日及び開学記念日
- (3) 館長が修理その他必要と認めた期間

2 館長が特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず開館を許可することがある。この取扱いについては、別に定める。

### (体育館での遵守事項)

第7条 総合体育館においては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に清潔及び整頓に心がけること。
- (2) 火気の使用を厳禁とする。
- (3) 節電及び節水に留意すること。
- (4) 施設の備品を破損し、落書等をしないこと。また無断で備品の位置を移動させないこと。
- (5) 靴は必ず脱ぎ、室内用シューズを使用すること。
- (6) 敷地内全面禁煙を遵守すること。
- (7) 学生支援課職員の指示に従うこと。



(使用の中止及び取消し)

第8条 次の各号に掲げる場合には、館長はその使用を中止し、又は許可を取消すものとする。

- (1) 前条の遵守事項を守らないとき及び館長又は学生支援課職員の指示に反したとき。
- (2) 公安を害し、風紀を乱すおそれがあるとき。
- (3) 建物又は附属施設を汚損するおそれがあるとき。
- (4) やむを得ない事情により館長において使用を取り消し、又は中止させる必要が生じたとき。

(弁 償)

第9条 総合体育館使用のため建物附帯設備又は備品を汚損し、若しくは紛失したときは、使用者は損害を弁償しなければならない。

(所 管)

第10条 この規則に関する事務は、学生支援課が所管する。

(規則の改廃)

第11条 この規則の改廃は、学務研究協議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

- 1 この規則は、昭和53年4月27日から施行する。
- 2 この規則は、昭和56年4月30日から施行する。
- 3 この規則は、平成5年12月1日から施行する。
- 4 この規則は、平成22年4月1日から改正施行する。
- 5 この規則は、平成22年5月26日から改正施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 6 この規則は、平成23年7月28日から改正施行し、平成23年3月1日から適用する。
- 7 この規則は、平成24年10月1日から改正施行する。
- 8 この規則は、平成25年4月1日から改正施行する。
- 9 この規則は、平成27年4月1日から改正施行する。
- 10 この規則は、平成29年4月1日から改正施行する。
- 11 この規則は、令和3年4月1日から改正施行する。

## 13 西日本工業大学クラブハウス管理・使用規程

### (目 的)

第1条 この規程は、西日本工業大学クラブハウス（以下「クラブハウス」という。）の管理及び使用について必要な事項を定め、課外活動における体育、文化諸活動の円滑及び充実を図ることを目的とする。

### (管 理)

第2条 クラブハウスの管理は、学生支援課長があたる。

2 学生支援課長は、使用する者に対し、使用の適正な指導にあたるとともに、月1回定期的にクラブハウス内外を巡視点検しなければならない。

### (施設の使用)

第3条 クラブハウスを使用できる者は、本学学生及び教職員とする。ただし、学長が特に許可したものは、この限りでない。

2 クラブハウスを使用する各委員会及び各サークル（以下「各委員会等」という。）は、所定の申請届により学長の許可を受けなければならない。

3 合宿及び会議等で一時使用する場合は、責任者を定め所定の申請届により学長の許可を得なければならない。

### (宿泊時の使用心得)

第4条 宿泊施設を使用する団体は、次に定める各事項を厳守しなければならない。

(1) 門限および消灯については、原則、23時とする。

(2) 入浴施設の利用については、原則、宿泊者のみとし、入浴時間を17時から21時までとする。また、浴室・浴槽の整理および清掃を行うこと。

(3) 火気の使用厳禁とする。

(4) 洗濯は、所定の場所以外では行わないこと。

(5) 敷地内全面禁煙を遵守すること。

(6) 施設利用後、ゴミの分別、整理整頓、清掃を行うこと。

(7) その他、使用にあたっては学生支援課の指示に従うこと。

### (使用時間)

第5条 クラブハウスの使用時間は、8時30分から22時までとする。ただし、3階格闘技道場の使用時間は17時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、所定の時間を延長して使用する場合は、学生支援課に届け出なければならない。

### (火気の使用)

第6条 クラブハウス内では、火気を使用してはならない。ただし、特別の事由がある場合には、学生支援課の許可を受けて使用することができる。

### (遵守事項)

第7条 クラブハウスを使用する者は、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 各室の利用許可は年度当初に更新するものとし、所定の申請届を学生支援課に提出しなければならない。
- (2) 日曜日、国民の祝日、盆休および年末年始の休業日等は、原則として使用できない。ただし、特別の事由がある場合は、学生支援課に申し出て学生部長の許可を得なければならない。
- (3) 施設設備は常に正常な状態で使用すること。
- (4) 利用者は必ず使用場所の清掃を行い、常に清潔にすること。
- (5) クラブハウス内での宗教布教活動および政治活動ならびに営利目的の活動を禁じる。
- (6) 節電および節水に留意すること
- (7) 非常口は、緊急時以外は開錠してはならない。
- (8) その他、利用にあたり学生支援課長の指示に従うこと。

#### (鍵の保管)

第8条 各委員会等が使用する各室の鍵は、各室の責任者及び学生支援課が保管する。

#### (許可の取り消し)

第9条 この規程に違反し、クラブハウスの使用が不適当と認められたときは、その使用を取り消し又は中止させる事がある。

#### (賠償)

第10条 建物及び附帯設備を故意又は過失により破損した場合には、賠償の責を負うことがある。

#### (協議)

第11条 学生支援課長は、クラブハウスの円滑適正な管理を行うため、必要があるときは、各委員会等と協議するものとする。

#### (その他)

第12条 使用上の注意事項については、別に定める。

#### (所管)

第13条 この規程に関する事務は、学生支援課が所管する。

#### (規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、学務研究協議会の議を経て、学長が決定する。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成元年2月23日から施行する。
- 2 この規程は、平成9年7月31日から施行する。
- 3 この規程は、平成18年4月1日から改正施行する。
- 4 この規程は、平成22年5月26日から改正施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 5 この規程は、平成24年10月1日から改正施行する。
- 6 この規程は、平成27年4月1日から改正施行する。
- 7 この規程は、平成29年4月1日から改正施行する。
- 8 この規程は、令和3年4月1日から改正施行する。

## 14 西日本工業大学駐車場使用規程

### (目 的)

第1条 この規程は、本学構内（以下「構内」という。）における自動車、自動二輪車、原動機付自転車及び自転車（以下「車両」という。）の運行及び駐車を規制し、交通の円滑安全並びに教育研究環境の保全を図ることを目的とする。

### (駐車場使用の義務)

第2条 通勤及び通学に車両を使用する者は、構内の駐車については、特別な理由によるもののほか、別表1に定める駐車場を使用しなければならない。

### (使用許可)

第3条 駐車場の使用許可を受けようとする者は、別に定める使用許可願の手続（学生は学生支援課、教職員は総務企画課）を経て、学長の許可を受けなければならない。

2 駐車場の使用許可を受けた者は、許可証の交付を受け、車両の所定の箇所に提示しなければならない。

3 許可証の提示がない者及び違反者に対しては、警告、許可取消、その他嚴重な処置を行う。

### (具備事項)

第4条 駐車場使用手続きにあたっては、次の各号を具備しなければならない。

- (1) 車両の長さが5 m以下、幅が1.8m 以下であること。
- (2) 整備不良車でないこと。

### (使用心得)

第5条 駐車場使用にあたっては、次に掲げる使用心得を守らなければならない。

- (1) 第2条別表1に定められた駐車場以外は使用しないこと。
- (2) 入構及び出構のときは、指定された速度以下で標識の進行方向に運行すること。
- (3) 構内において衝突又は接触その他事故を起したときは、損害の大小にかかわらず速やかに関係部署（学生は学生支援課、教職員は総務企画課）に届け出ること。この場合において、大学は一切責任を負わない。
- (4) みだりに警笛を使用し、又は空ふかし、急ブレーキ音及びタイヤ摩擦音等の騒音を発する運転をしないこと。
- (5) 廃棄物（空瓶、缶、紙屑等）は、所定の屑入れ箱に入れ、みだりに構内に捨てないこと。
- (6) 車内において、風紀を乱す行為をしないこと。
- (7) 災害を起こす恐れのある行為をしないこと。
- (8) 駐車場の使用時間は、午前8時から午後11時までとする。

第6条 駐車中の盗難及び破損等については、大学は一切責任を負わない。

### (所 管)

第7条 この規程に関する事務は、総務企画課が所管する。

### (規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、学長が決定する。

## 附 則

- 1 この規程は、昭和53年9月10日から施行する。
- 2 この規程は、昭和60年2月28日から施行する。
- 3 この規程は、昭和63年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成5年10月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成18年4月1日から改正施行する。
- 6 この規程は、平成22年5月26日から改正施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 7 この規程は、平成24年10月1日から改正施行する。
- 8 この規程は、平成26年7月24日から改正施行する。
- 9 この規程は、平成29年4月1日から改正施行する。
- 10 この規程は、平成31年4月1日から改正施行する。
- 11 この規程は、従前の「西日本工業大学教育環境整備要項」を廃止し、令和2年4月1日から改正施行する。

別表1

名 称	場 所	収容台数	対象者
第1駐車場	総合体育館北側	52	教職員
第2駐車場	総合体育館南側	—	公用車
第3駐車場	A棟本館北側	25	来客者
第4駐車場	情報科学センター東・南側	42	教職員
第5駐輪場	第2体育館西側	20	教職員
第6駐輪場	NITハウス敷地内	50	NITハウス入居学生
第7駐車場	情報科学センター北側	駐車120・駐輪20	学 生
第8駐輪場	西 門 北 側	78	学 生
第9駐輪場	小倉キャンパス本館	56	学 生
第10駐輪場	大学院・地域連携センター	26	学 生

# 15 西日本工業大学図書館利用規程

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この規程は、西日本工業大学図書館規則第6条に基づき、西日本工業大学図書館（以下「図書館」という。）の所属する図書館資料（以下「資料」という。）及び図書館施設等図書館の利用について必要な事項を定め、図書館の円滑な運営を図ることを目的とする。

### (資 料)

第2条 この規程において、次のものを資料という。

- (1) 図書
- (2) 雑誌
- (3) 視聴覚資料
- (4) 電子資料

2 利用対象資料は、図書館で受入、管理された資料とする。

### (利 用 者)

第3条 本学図書館の資料を利用することのできる者は、次に掲げる者に限る。

- (1) 本学学部学生
- (2) 本学大学院学生
- (3) 本学教職員、名誉学長及び名誉教授
- (4) 本学非常勤講師、客員教員及び地域・産学連携センター客員教員
- (5) 本学科目等履修生及び研究生等
- (6) 本学を卒業した者及び退職した教職員
- (7) 本学主催公開講座及びインターンシップ等を受講した者
- (8) 館長が特に利用を許可した者

### (学生証の携行)

第4条 入館の際学生は、必ず学生証を携行しなければならない。

### (開 館 時 間)

第5条 図書館の開館時間は、別表1のとおりとする。

2 館長は、必要に応じて開館時間を伸縮することがある。

この場合は、予めこれを掲示する。

### (休 館 日)

第6条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 本学開学記念日
- (3) 夏期及び冬期休業中の一定期間

2 館長は、必要に応じて臨時休館日を定めることができる。

## (閉館日)

第7条 図書館の閉館日は、次のとおりとする。

### (1) 館内整理日

2 館長は、必要に応じて臨時閉館日を定めることができる。

## 第2章 閲覧サービス

### (携出禁止)

第8条 資料は、閲覧室以外に携出してはならない。

### (退 出)

第9条 資料の利用を終わったとき、又は閲覧室閉室時刻になったときは、直ちに退出しなければならない。その際利用した資料は、必ず元の位置に返納しなければならない。

### (取 扱 い)

第10条 資料は、丁寧に取扱い、もし、汚損又は紛失したときは、直ちに係員に届出なければならない。この場合は、借用者に修理をさせ、又は同一資料をもって償わせ、又は修理料若しくは相当代価を徴収する。

## 第3章 館外貸出

### (館外貸出)

第11条 資料の館外貸出（以下「貸出」という。）は、第3条第1号から第7号に規定する者は、貸出を受けることができる。

### (貸出の手続)

第12条 資料の貸出を受けようとする者は、受付において所定の手続きを得なければならない。

### (貸出冊数及び期間)

第13条 借用者1名の貸出冊数及び期間の限度は、別表2のとおりとする。

### (館長の許可を要するもの)

第14条 辞書、便覧類、製本雑誌及び新着雑誌その他特別の事情のある資料の貸出は、館長の許可を必要とする。

### (冊数、期間の変更)

第15条 試験などで利用の多い期間並びに資料整理の場合には、資料の全部又は一部の利用の冊数及び期間を変更することがある。

### (返納義務及び転貸の禁止)

第16条 帯出した資料は、予定の期限までに必ず返納しなければならない。ただし、返却期日が閉館日の場合は、翌日とする。

2 延滞した場合は、一定期間資料の帯出を禁止することがある。

3 帯出した資料は、他人に転貸してはならない。

### (請求による返納)

第17条 帯出した資料は、期限に至らぬ場合でも、図書館の請求があったときは、直ちにこれを返納しなければならない。

#### (貸出及び返納手続)

第18条 貸出及び返納手続は、閉館30分前までに終了しなければならない。

#### (1ヵ月以上欠席する場合の措置)

第19条 休学、退学又は1ヵ月以上欠席するときは、直ちに帯出資料を返納しなければならない。

#### (3月1日以降の帯出の禁止等)

第20条 卒業予定の学生は、3月1日以降資料を帯出することはできない。また、現に帯出中の資料は、おそくとも2月末日までに返却しなければならない。

### 第4章 施設設備の利用

#### (施設の利用)

第21条 施設設備を利用する者は、所定の手続を経なければならない。

- 2 設備及び機器類は、図書館の指示通りに正しく使用し、確実に処理しなければならない。
- 3 図書館施設の利用に関する事項は、別にこれを定める。

### 第5章 複写サービス

#### (複写の範囲)

第22条 学術研究その他に要するため、著作権法の定める範囲内において文献複写を行う。

#### (複写物の利用)

第23条 複写するときは、著作権法を遵守し、利用者が責任をもって行う。

#### (複写の手続)

第24条 図書の複写を希望する者は、所定の申込用紙に記入の上、カウンターに申込まなくてはならない。

- 2 複写の許可を得た者は、各自で複写機を操作し、複写する。
- 3 複写料金は、利用者が負担する。
- 4 料金等については、館内に掲示する。

### 第6章 相互利用サービス

#### (図書館間相互利用)

第25条 図書館は、他大学図書館等との図書館間相互利用（以下「相互利用」という。）サービスを行う。

- 2 相互利用サービスは、第3条第1号から第7号に規定する者は、相互利用サービスを受けることができる。
- 3 前項の相互利用サービスを希望する者は、所定の申込用紙に記入のうえ、申込まなければならない。

#### (相互利用の範囲)

第26条 相互利用サービスについては、相互利用協定を結んでいる範囲内で次のとおりとする。

- (1) 文献の複写
- (2) 文献の借用
- (3) 他大学図書館等利用のための紹介状の発行



#### (相互利用の料金)

第27条 相互利用に係る料金は、利用者が負担する。

#### (学内の相互貸借)

第28条 学内の相互貸借に関する事項については、西日本工業大学図書館資料の相互貸借利用内規による。

### 第7章 情報検索サービス

#### (情報検索)

第29条 図書館は、外部データベースと接続して、図書館に設置する端末機によるオンライン情報検索サービスを行う。

2 情報検索サービスは、第3条第1号から第7号に規定する者は、情報検索サービスを利用することができる。

3 利用料金は、原則として利用者が負担する。

#### (著作権)

第30条 情報検索サービスの利用に伴う著作権法上の責任は、利用者が負う。

### 第8章 その他

#### (館内規律)

第31条 館内の利用にあたっては、常に、良識と責任をもって行動しなければならない。

2 館内では、静粛を旨とし、喫煙及び飲食を厳禁する。

3 館内掲示に注意するとともに、係員の指示に従い、館内の諸規程を守らなければならない。

#### (図書館の利用禁止)

第32条 館内の諸規程に違反した者は、退出を命じ、又は以後図書館の出入を禁止することがある。

#### (雑則)

第33条 この規程に定めるもののほか、図書館の利用に関する必要な事項は、館長が別にこれを定める。

#### (所管)

第34条 この規程に関する事務は、学務課図書担当が所管する。

#### (規程の改廃)

第35条 この規程の改廃は、学務研究協議会の議を経て、学長が決定する。

### 附 則

1 この規程は、平成18年2月23日に決定し、平成18年4月1日から改正施行する。なお、従前の規程は、平成18年3月31日をもって廃止する。

2 この規程は、平成27年4月1日から改正施行する。

3 この規程は、平成29年4月1日から改正施行する。

4 この規程は、平成31年4月1日から改正施行する。

5 この規程は、令和2年4月1日から改正施行する。

6 この規程は、令和6年4月1日から改正施行する。

本館用

別表1 図書館開館時間

利用規程第5条

	授 業 日	試 験 期 間	授業期間以外
平 日	9：00～18：30	9：00～18：30	9：00～17：00

別表2 館外貸出冊数及び期間

利用規程第3条(1) 本学学部学生

	平 常 貸 出		休暇中特別貸出
種 別	図 書	雑誌・消耗図書	図 書
期 間	15日	7日	当該期間中
冊 数	計10冊		10冊

利用規程第3条(2) 本学大学院生

種 別	図書・消耗図書	雑 誌
期 間	30日	7日
冊 数	計15冊	

利用規程第3条(3) 本学教職員，名誉学長及び名誉教授

種 別	図 書	教室用図書	雑 誌	製本雑誌	視聴覚・消耗図書
期 間	180日	365日	15日	15日	7日
冊 数	計40冊				

利用規程第3条(4)～(7) 該当者

種 別	図 書
期 間	15日
冊 数	5冊

## 16 西日本工業大学情報科学センター利用規程

### (目 的)

第1条 西日本工業大学（以下「本学」という。）学則第4条の規定に基づく附属教育研究施設の情報科学センター（以下「センター」という。）の利用に関する事項を定めることを目的とする。

### (利用者の資格)

第2条 西日本工業大学情報科学センター（以下「センター」という。）を利用することのできる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の専任教職員
- (2) 本学の学生
- (3) その他特に教務部長が認めた者

### (利用時間)

第3条 センターの利用時間は、原則として次のとおりとする。

- (1) 平日 午前9時から、午後5時まで
- (2) 前号の時間外に利用しようとする者は、あらかじめ学務課に申し出て許可を得るものとする。
- (3) 定期点検等計算機システムの維持運営上必要がある場合は、前号にかかわらず利用を停止する。
- (4) 春期・夏期及び冬期の休業期間中の利用時間については、教務部長が別に定める。
- (5) 教務部長が特に必要と認めた場合には、前各号によらないことがある。

### (利用の報告)

第4条 教務部長は、必要に応じて利用者に対して、利用状況等についての報告を求めることができる。

### (禁止行為)

第5条 センターの利用に際して次の行為を禁止する。

- (1) 施設あるいは設備を汚損、破損する行為
- (2) パソコンが設置されている教室での飲食
- (3) 故意にシステムの改変・破壊を行うこと
- (4) 他の利用者の妨げになる行為
- (5) 本学の品位を汚す行為
- (6) 公序良俗に反する行為
- (7) その他、教務委員会の議を経て教務部長が禁止した行為

### (利用の禁止)

第6条 教務部長は、利用者でこの規程に違反した者には、利用の禁止を命ずることができる。

### (雑 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、センター運用に必要な事項については、教務委員会の議を経て教務部長が定める。

### (所 管)

第8条 この規程に関する事務は、学務課が所管する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、学務研究協議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

- 1 この利用規程は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 従前の「西日本工業大学情報科学センター利用規程」は、廃止する。
- 3 従前の「西日本工業大学情報科学センター利用基準」は、廃止する。
- 4 この利用規程は、平成18年10月19日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 5 この利用規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 6 この利用規程は、平成22年5月26日から改正施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 7 この利用規程は、平成24年10月1日から改正施行する。
- 8 この利用規程は、平成27年4月1日から改正施行する。
- 9 この利用規程は、平成31年4月1日から改正施行する。
- 10 この利用規程は、令和6年4月1日から改正施行する。

## 17 西日本工業大学情報システム利用規程

### (目 的)

第1条 この規程は、西日本工業大学（以下「本学」という。）情報システム運用規則（以下「規則」という。）第14条第3項に基づき、本学における情報システムの利用に関する事項を定め、情報セキュリティの確保と円滑な情報システムの利用に資することを目的とする。

### (定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 規則第3条に定める用語とする。
- (2) 教職員等は、本学を設置する法人の役員及び本学に勤務する常勤又は非常勤の教職員（派遣職員を含む）をいう。
- (3) 学生等とは、学部学生、大学院学生、研究生、科目等履修生をいう。
- (4) 利用者は、教職員等及び学生等で、本学情報システムを利用する許可を受けて利用する者をいう。
- (5) 臨時利用者は、教職員等及び学生等以外の者で、本学情報システムを臨時に利用する許可を受けて利用する者をいう。
- (6) 利用者等は、利用者及び臨時利用者のほか、本学情報システムを取り扱う者をいう。
- (7) アカウントは、本学の認証基盤で主体認証を行う情報システムにおいて、主体に付与された正当な権限をいう。アカウントの付与は、識別コードと主体認証情報の配布、主体認証情報格納装置の交付、アクセス制御における許可、またはそれらの組み合わせ等によって行われる。

### (適用範囲)

第3条 この規程は本学構成員および別途定める手続きにより許可を受けて本学情報システムを利用する者に適用する。

### (遵守事項)

第4条 利用者等は、この規程及び本学情報システムの利用に関する手順及び西日本工業学園個人情報保護に関する規程を遵守しなければならない。

### (アカウントの申請)

第5条 本学情報システムを利用する者は、アカウントの交付を受けなければならない。

- 2 来訪者に本学情報システムを臨時的利用させることを目的としてアカウントの交付を受ける場合、申請者は来訪者に本規程を遵守させなければならない。同目的によるアカウントの利用が不要になった場合、申請者は速やかに全学情報システム運用管理者に届け出なければならない。

### (IDとパスワードによる認証の場合)

第6条 利用者等は、アカウントの利用に際して次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者等は、アカウントを利用して、学外から本学情報システムにアクセスする場合には、定められた手順に従ってアクセスしなければならない。
- (2) 自分のアカウントを他者に使用させ、または主体認証情報を他者に開示してはならない。
- (3) 他者の主体認証情報を聞き出し、又は使用してはならない。

- (4) 主体認証情報（パスワード）は適切に管理しなければならない。
- (5) 利用者は、アカウントによる認証接続中の利用者端末において、他の者が無断で画面を閲覧・操作することができないように配慮しなければならない。
- (6) 学外の不特定多数の人が操作（利用）可能な端末を用いてアカウントによる認証接続を行ってはならない。
- (7) アカウントを他の者に使用され、またはその危険が発生した際には、直ちに全学情報システム運用管理者に届け出なければならない。
- (8) 利用者の資格を喪失した際、または利用する必要がなくなった際は、別途定める様式により、全学情報システム運用管理者にアカウント廃止を届け出なければならない。ただし、個別の届出が必要ないと、あらかじめ総括責任者が定めている場合は、この限りでない。
- (9) 識別コードもしくは主体認証情報を失念した場合は、別途定める様式により、全学情報システム運用管理者に識別コード再交付の申請を行うこととする。

#### **（情報機器の利用）**

第7条 利用者等は、様々な情報の作成、利用及び保存等のための情報機器の利用にあたっては、以下の各号に従わなければならない。

- (1) 利用者等は、本学情報ネットワークに新規かつ固定的に情報機器を接続しようとする場合は、事前に接続を行おうとする全学実施責任者に接続の許可を得なければならない。ただし、情報コンセントや無線 LAN からあらかじめ指定された方法により本学情報システムに接続する場合はこの限りではない。
- (2) 利用者等は、前号により許可を受けた情報機器の利用を取りやめる場合には全学実施責任者に届け出なければならない。
- (3) 情報機器において、認証システムおよびログ機能を動作させることが定められている場合には、それらの機能を設定し、動作させなければならない。不正ソフトウェア対策機能が導入されている機器にあっては、その機能が最新の状態でシステムを保護するように努めなければならない。
- (4) 情報機器は既知の脆弱性の影響を被ることのないよう可能な限り最新の状態を保たなければならない。
- (5) 利用者等は、情報漏えいを発生させないように対策し、情報漏えいの防止に努めなければならない。
- (6) 利用者等は、情報機器の紛失および盗難を発生させないように注意しなければならない。
- (7) 情報機器の紛失および盗難が発生した場合は、すみやかに全学実施責任者に届け出なければならない。
- (8) 利用者等は、これらの情報機器の適切な保護に注意しなければならない。

#### **（利用者等による情報セキュリティ対策教育の受講義務）**

第8条 利用者等は、年度講習計画に従って、本学情報システムの利用に関する教育を受講しなければならない。

- 2 学生等は、情報関係授業において、情報セキュリティ対策教育を受講する。
- 3 教職員等は、着任時、異動時に新しい職場等で、本学情報システムの利用に関する教育の受講方

法について部局実施責任者に確認しなければならない。

4 教職員等は、情報セキュリティ対策の教育を受講できず、その理由が本人の責任ではないと思われる場合には、その理由について、部局実施責任者を通じて、全学実施責任者に報告しなければならない。

5 教職員等は、情報セキュリティ対策の講習に参加しなければならない。

#### (情報の取り扱い)

第9条 教職員等は、情報の取扱いに関して、その是非を判断し、情報の持ち出しや公開等についての責任を有する。

#### (制限事項)

第10条 利用者等が、本学情報システムについて以下の各号に定める行為を行おうとする場合には、全学実施責任者の許可を受けなければならない。

- (1) ファイルの自動公衆送信機能を持ったP2Pソフトウェアを教育・研究目的で利用する行為
- (2) 教育・研究目的で不正ソフトウェア類似のコードやセキュリティホール実証コードを作成、所持、使用および配布する行為
- (3) ネットワーク上の通信を監視する行為
- (4) 本学情報機器の利用情報を取得する行為及び本学情報システムのセキュリティ上の脆弱性を検知する行為
- (5) 本学情報システムの機能を著しく変える可能性のあるシステムの変更

#### (禁止事項)

第11条 利用者等は、本学情報システムについて、次の各号に定める行為を行ってはならない。

- (1) 当該情報システム及び情報について定められた目的以外の利用
- (2) 指定以外の方法での学外からの全学アカウントを用いての本学情報システムへのアクセス
- (3) あらかじめ指定されたシステム以外の本学情報システムを本学外の者に利用させる行為
- (4) 守秘義務に違反する行為
- (5) 差別、名誉毀損、侮辱、ハラスメントにあたる行為
- (6) 個人情報やプライバシーを侵害する行為
- (7) 前条に該当しない不正ソフトウェアの作成、所持および配布行為
- (8) 著作権等の財産権を侵害する行為
- (9) 通信の秘密を侵害する行為
- (10) 営業ないし商業を目的とした本学情報システムの利用
- (11) 過度な負荷等により本学の円滑な情報システムの運用を妨げる行為
- (12) 不正アクセス禁止法に反する行為、またはこれに類する行為
- (13) その他法令に基づく処罰の対象となる行為
- (14) 上記の行為を助長する行為

#### (違反行為への対処)

第12条 利用者等の行為が前条に掲げる事項に違反すると被疑される行為と認められたときは、全学実施責任者は速やかに調査を行い、事実を確認するものとする。事実の確認にあたっては、可能な

限り当該行為を行った者の意見を聴取しなければならない。

2 全学実施責任者は、上記の措置を講じたときは、遅滞無く、総括責任者にその旨を報告しなければならない。

3 調査によって違反行為が判明したときは、全学実施責任者は総括責任者を通じて次の各号に掲げる措置を講ずること依頼することができる。

- (1) 当該行為者に対する当該行為の中止命令
- (2) 当該行為に係る情報発信の遮断命令
- (3) 当該行為者のアカウント停止、または削除命令

#### **(電子メールの利用)**

第13条 利用者等は、電子メールの利用にあたっては、規程の遵守のみならずマナーにも配慮しなければならない。

#### **(ウェブの利用および公開)**

第14条 利用者等は、ウェブの利用およびウェブによる情報公開に際し、以下の各号に従わなければならない。

- (1) 利用者等は、ウェブサイトの閲覧に際し、研究、教育及び教育支援等を目的とし必要な範囲で行うものとする。
- (2) 利用者等は、全学実施責任者に許可を得て、ウェブページを作成し、公開することができる。
- (3) 利用者等は、ウェブサーバを運用し情報を学外へ公開する場合は、事前に全学実施責任者に申請し、許可を得なければならない。また、ウェブサーバを公開する利用者は、運用期間中、ウェブサーバの脆弱性対策や情報の改ざんに関する点検を定期的に行わなければならない。
- (4) ウェブページやウェブサーバ運用に関して、規程等に違反する行為が認められた場合には、全学実施責任者は公開の許可の取り消しやウェブコンテンツの削除を行うことができる。

#### **(学外からの本学情報システムの利用)**

第15条 利用者等は、学外からの本学情報システムへのアクセスにおいて、以下の各号にしたがわなければならない。

- (1) 利用者等は、学外からアカウントを使って本学情報システムへアクセスするには事前に指定された方法で利用しなければならない。
- (2) 利用者等は、アクセスに用いる情報システムを許可された者以外に利用させてはならない。
- (3) 利用者等は、全学実施責任者の許可なく、これらの情報システムに要保護情報を複製保持してはならない。

#### **(安全管理義務)**

第16条 利用者等は、自己の管理する情報機器について、本学情報ネットワークとの接続状況に関わらず、安全性を維持する一次的な担当者となることに留意し、次の各号にしたがって利用しなければならない。

- (1) ソフトウェアの状態および不正ソフトウェア対策機能を最新に保つこと。
- (2) 不正ソフトウェア対策機能により不正プログラムとして検知されるファイル等を開かないこと。



- (3) 不正ソフトウェア対策機能の自動検査機能を有効にしなければならない。
- (4) 不正ソフトウェア対策機能により定期的にすべての電子ファイルに対して、不正プログラムが存在しないことを確認すること。
- (5) 外部からデータやソフトウェアを情報機器に取り込む場合又は外部にデータやソフトウェアを提供する場合には、不正ソフトウェアが存在しないことを確認すること。
- (6) 常に最新のセキュリティ情報に注意し、不正ソフトウェア感染の予防に努めること。

**(インシデント対応)**

第17条 利用者等は、本学情報システムの利用に際して、インシデントを発見したときは、CSIRTに報告しなければならない。

**(所 管)**

第18条 この規程の事務は、学務課が行う。

**(規程の改廃)**

第19条 この規程の改廃は、学務研究協議会の議を経て、学長が決定する。

**附 則**

この規程は、従前の西日本工業大学ネットワーク利用規程を廃止し、平成31年4月1日から施行する。

## 18 西日本工業大学授業料その他諸納入金等規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、西日本工業大学学則（以下「学則」という。）に基づき、本学学生、研究生、科目等履修生及び委託生から徴収する授業料その他諸納入金及び手数料について、必要な事項を定めるものとする。

### (入学金等の徴収)

第2条 西日本工業大学学則第63条に定める入学金、授業料、教育充実費のほか、委託徴収金として後援会費、学友会費及び同窓会費等の諸費を徴収する。なお、授業料及び教育充実費は、これを二期に分けて徴収する。

2 前項の授業料その他諸納入金の納入時期並びに委託徴収金の金額及び納入時期は、別表1のとおりとする。

### (退学、停学の場合)

第3条 退学を許可されたときは、その納付期の授業料その他諸納入金は、これを徴収する。停学を命ぜられたときは、停学中の授業料その他諸納入金は、これを徴収する。

### (休学中の場合)

第4条 休学中の授業料その他諸納入金は、これを徴収しない。なお、前期（又は後期）分の授業料その他諸納入金を前もって納入し休学した場合には、授業料その他諸納入金は、復学した時の前期（又は後期）分に充当する。

### (再入学の場合)

第5条 再入学の場合は、再入学年度の入学金を納入しなければならない。

### (除籍を受けた者)

第6条 除籍を受けた者が再入学を願い出るときは、除籍を受けた納期分の納入金で、未払いの分はこれを納入しなければならない。

### (再入学、編入学、転入学)

第7条 再入学、編入学又は転入学をする者の授業料その他諸納入金は、入学を許可された年度の新入生の授業料その他諸納入金を準用する。

### (授業料その他諸納入金の延納)

第8条 授業料その他諸納入金等の延（分）納を受けようとする者は、延（分）納を学長に願い出て許可を受けなければならない。

### (証明書等発行手数料)

第9条 証明書等の発行を受ける者は、所定の手数料を納入しなければならない。

2 証明書等の発行手数料は、別表2のとおりとする。

### (履修料等)

第10条 教職課程の履修者及び科目等履修生の履修料等は、別表3のとおりとする。ただし、特別に認める場合は、履修料等を免除もしくは減免することができる。

2 科目等履修生の履修料は、特別に認める場合は、定額履修料として徴収することができる。

### (研究料等)

第11条 研究生の研究料等は、別表4のとおりとする。ただし、特別に認める場合には、研究料等を免除もしくは一部減免することができる。

### (委託生)

第12条 委託生の授業料諸費用は、別に定める。

### (追試験料, 再試験料)

第13条 追試験料及び再試験料は、別表5のとおりとする。

### (入学検定料等)

第14条 各種の入学検定料等は、次のとおりとする。ただし、特別に認めた場合は、免除することができる。

- (1) 入学検定料 学則別表第2に掲げる額
- (2) 編入(転入)学検定料 30,000円
- (3) 転科選考料 15,000円
- (4) 再入学選考料 30,000円

### (学費返還の特例)

第15条 入学を予定している者が、別に定める返還申出期日までに入学辞退を申し出る場合は、入学金を除く授業料、教育充実費及び委託徴収金を返還する。

### (所 管)

第16条 この規程に関する事務は、財務室が所管する。

### (規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、学務研究協議会の議を経て、学長が決定する。

## 附 則

- 1 この規程は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成4年4月1日から適用する。
- 3 この規程は、平成6年4月1日から適用する。
- 4 この規程は、平成6年5月27日から適用する。
- 5 この規程は、平成8年4月1日から施行する。
- 6 この規程は、平成8年5月28日から施行し、平成9年度入学生から適用する。
- 7 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 8 この規程は、平成11年4月1日から施行する。
- 9 この規程は、平成11年4月1日から施行する。
- 10 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 11 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 12 この規程は、平成17年4月1日から適用する。
- 13 この規程は、平成18年4月1日から適用する。
- 14 この規程は、平成19年4月1日から適用する。

- 15 この規程は、平成20年4月1日から適用する。
- 16 この規程は、平成21年4月1日から改正施行する。
- 17 この規程は、平成22年5月26日から改正施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 18 この規程は、平成23年4月1日から改正施行する。
- 19 この規程は、平成24年10月1日から改正施行する。
- 20 この規程は、平成25年2月28日から改正施行し、平成25年度入学生から適用する。
- 21 この規程は、平成28年4月1日から改正施行する。ただし、平成27年度以前に入学した学生に対する第2条第2項の規定の別表1①〔学費内訳〕の適用については、なお従前の例による。
- 22 この規程は、平成31年4月1日から改正施行する。ただし、平成30年度以前に入学した学生に対する第2条第2項の規定の別表1①〔学費内訳〕の適用については、なお従前の例による。
- 23 この規程は、令和3年4月1日から改正施行する。ただし、令和2年度以前に入学した学生に対する第2条第2項に規定する別表1①〔学費内訳〕の適用については、なお従前の例による。
- 24 この規程は、令和6年4月1日から改正施行する。

#### 別表1

##### ①〔委託徴収金内訳〕

(単位：円)

区 分	後援会費	学友会費	同窓会費	学生教育 研究災害 傷害保険	アルバム代	合 計
委 託 徴 収 金	10,000	10,000	10,000	*3,300	2,800	36,100

※外国人留学生については、入学時に留学生会費1,000円を上記委託徴収金とあわせて徴収する。

##### ②〔学費等納入時期〕

区 分	納 期
前 学 期	4月30日まで
後 学 期	10月31日まで

#### ※注意

- (1) 委託徴収金は毎年前期に徴収する。
- (2) 入学手続に必要な入学金その他納付金の納入時期は、学則第18条第1項に定めるとおりとする。
- (3) \*印は、入学時のみの徴収とする。ただし、修業年限を超えて在籍した場合は、卒業までの期間に応じ学生教育研究災害傷害保険料を徴収する。

別表2

〔証明書等発行手数料〕

(単位：円)

種 別	単 価	取 扱 部 署
卒 業 証 明 書	200	学務課・小倉キャンパス事務室
卒 業 見 込 証 明 書	200	〃
在 学 証 明 書	200	〃
在 籍 証 明 書	200	〃
成 績 証 明 書	200	〃
単 位 取 得 証 明 書	500	〃
免 許 状 取 得 見 込 証 明 書	500	〃
学 生 証 再 発 行	1,000	学生支援課・小倉キャンパス事務室
身 体 検 査 証	200	〃

※各証明書の英文は、300円追加となる。

別表3

〔教職課程の履修者及び科目等履修生の履修料等〕

(単位：円)

区 分	教 職 課 程		科 目 等 履 修 生	
	在 学 生	大 学 院 生	本学卒業生	一 般
選 考 料	—	—	10,000	10,000
入 学 金	—	—	—	50,000
履 修 料 ( 1 単 位 に つ き )	—	1,000	5,000	10,000
履 修 料 ( 全 科 目 )	30,000	—	—	—

※教育実習費は、別途徴収する。

別表4

〔研究生の研究料等〕

(単位：円)

区 分	本 学 卒 業 生	一 般
選 考 料	10,000	10,000
入 学 金	—	50,000
研 究 料 ( 年 間 )	75,000	150,000

別表5

〔追・再試験料〕

(単位：円)

追 試 験 料	1 科 目 に つ き	1,000
再 試 験 料	1 科 目 に つ き	2,000

## 19 実験・実習における安全確保について

1年次から3年次において、基礎的実験・実習から各専門的実験・実習が実施されている。更に、4年次における卒業研究では高度な実験・実習が実施されている。これらの実験・実習においては、予期し得ない事故が起こることが充分考えられる。事故は、実験機器の損傷ばかりでなく、人体の損傷を伴う場合があり、重大な結果を招くことが危惧される。このような、事故を起こさないためには、万全の注意と準備が不可欠である。

以下に、事故を起こさないための基本的な注意事項を示す。実験・実習に携わる学生は充分熟読し、事故の危険を回避していただきたい。

### 1. 実験・実習計画

内容を充分理解し、教員の指導の下、計画を立てる。

### 2. 実験・実習場所

教員の指導の下、場所（実験室、実験台、実習工場など）の設定を行う。特殊な環境での実験・実習については事前に教員と充分相談する。

### 3. 器具・装置の取り扱い

装置の取り扱いを習熟しておき、装置の安全使用限度（温度、圧力、重量、強度、電圧、電流など）を熟知しておく。特に、高温、高圧、高電圧には充分注意する。

### 4. 薬品の取り扱い

使用する薬品の毒性や引火性、爆発性を充分掌握しておく。また、適切な使用場所、保管場所、取り扱い器具の選択を教員の指示に従う。

### 5. 服装

実験時の服装は、危険が伴わない服を着用する。高温や火を扱う実験・実習では、引火時に融着する化学繊維を避け、できるだけ皮膚の露出を少なくする。回転機を扱う実験・実習では、巻き込まれない服装および髪型に心がける。化学薬品を扱う実験・実習では、保護用メガネや保護手袋、防護マスクなどを必要に応じて着用する。

### 6. 装置の整備・点検

安全のため装置や機器の整備は定期的に行う。定期点検・整備以外にも、少しでも危険を感じた場合には、直ちに点検・整備を行う。

### 7. 実験・実習場所の整理・整頓

雑然とした実験・実習室は事故の原因となる。実験・実習室は常に整理・整頓、清掃をしておく。また、実験台上は実験器具、実験機器を整頓し、実験スペースを充分確保する。

### 8. 健康管理

心身が不調の場合には、事故を起こしやすい。身体と精神を常に健康に保つことを心がける。

### 9. 後始末

実験廃液は適切に処理する。最終離室者は、電気、水道、ガスの閉栓を確認する。

### 10. 防災設備と避難経路の確認

消火器や防火扉などの防災設備の設置場所を確認しておく。また、火災など避難が必要な事故が

起きたときのために避難経路を事前に把握しておく。

#### 11. 事故が起きたときの対処

自身に事故が起きた場合には、安全を確認して退避するとともに、指導教員に連絡する。他者に事故が起きた場合には、安全を確認して救出するとともに、指導教員に連絡する。安全が確認できない場合には、無理をして救出を試みず、直ちに指導教員に連絡する。

## 20 西日本工業大学未来工房利用規程

### (目 的)

第1条 西日本工業大学未来工房（以下「未来工房」という。）利用規程は、西日本工業大学（以下「本学」という。）において、未来工房を利用する際に、遵守すべき事項を定めることを目的とする。

### (利用者の資格)

第2条 未来工房を利用することのできる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学生
- (3) その他、特に申し出て学生部長が認めた者

### (利用の範囲)

第3条 未来工房は、次の各号に掲げる場合に利用することができる。

- (1) 本学学生の科学技術活動及び自主的なものづくりの利用
- (2) 本学の正規授業の利用
- (3) 本学教職員の実験研究及び産学官共同実験研究の利用
- (4) その他、学生部長が適当と認めた利用

### (利用時間)

第4条 未来工房の利用時間は、原則として次のとおりとする。

- (1) 平日 午前9時から午後5時まで  
土曜日 午前9時から午後0時30分まで
- (2) 正規の授業以外で前号の時間外に利用しようとする者は、予め学生部長へ申し出て、許可を得るものとする。
- (3) 春期・夏期及び冬期の休業期間中の利用時間については学生部長が別に定める。
- (4) 学生等が科学技術活動等の課外活動のため利用する時間については、別途学生部長へ申し出て時間を延長することができる。
- (5) 学生部長が特に必要と認めた場合には、前各号に拠らないことがある。

### (遵守事項)

第5条 未来工房を利用しようとする者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 正規の授業以外で未来工房を利用しようとする者は未来工房使用願を利用する1週間前までに提出し、許可を得なければならない。
- (2) 施設の備品を破損、落書きをしないこと、また無断で備品の位置を移動させないこと。
- (3) 施設設備・備品等の使用に際しては、事前に学生部長の許可を得て、指導にあたる教職員（以下「指導者」という。）の指示を厳守すると共に安全面に注意を払うこと。特に工作機械の使用については、安全面に最大限の注意を払うこと。
- (4) 始業点検、作業終了時の保守、後片づけ等は指導者の指示により実施すること。
- (5) 学生等の科学技術活動における未来工房内の作業区域の特定、及び使用については、指導者の指示により、各団体はお互いに他の迷惑にならぬように区割り、及び作業に注意を払うこと。



(6) 溶接使用時を除き、火気の使用は原則として認めない。ただし、ものづくり作業の工程において、やむを得ず火気を使用する場合は、指導者の許可を得て、これを行うことができるものとする。

#### (利用の報告)

第6条 学生部長は必要に応じて、利用者に対して、利用状況等についての報告を求めることができる。

#### (利用の禁止)

第7条 学生部長は、この規程に違反した者、又は未来工房の運営に重大な支障を与えた者には、利用の禁止を命ずることができる。

#### (賠償)

第8条 未来工房の建物及び附帯設備を故意又は過失により破損した者は、賠償の責を負うことがある。

#### (雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、未来工房利用について必要な事項は、学生委員会の議を経て、学生部長が定める。

#### (所管)

第10条 この規程に関する事務は、学生支援課が所管する。

#### (規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、学務研究協議会の議を経て、学長が決定する。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成28年6月23日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 この規程は、平成29年4月1日から改正施行する。

## 21 奨学制度について

学生諸君が4年間有意義な学生生活を過ごすためには、食・住をはじめとする諸々の条件を考慮した生活設計を立てておく必要があります。特に経済的に恵まれず、自力で学業を継続させていくことは、本学のような工科系及びデザイン系の学部においては容易なことではありません。アルバイトに追われ、本来の学業に専念できないという状況は、本末転倒で絶対に避けなければならないことです。

このように、経済的に恵まれていない学生に教育の機会を与えるものとして奨学制度が設けられています。奨学生に採用される条件としては、第一に勉学への強い意欲、しかも経済的に恵まれない家庭環境であること、第二にこのような条件の下での努力に対する学生の人物評価、第三に入学後の成績等があげられます。

### ○西日本工業大学継続サポート生

本学に入学後、家庭の事情が急変したため、修学の希望がありながら経済的な理由により修学が困難になった学生に学費を納付免除する制度で、その概要は次のとおりです。

#### (1) 納付免除額及び免除対象期間

免除額は、半期分の授業料及び半期分の教育充実費相当額とし、免除対象期間は半期2回分を上限とする。

#### (2) 申請及び資格の決定

継続サポートを希望する学生は、願書をガイダンス担当教員に提出して下さい。

その後、学生委員会において資格審査が行われ、学長が決定します。

#### (3) 資格の停止等

継続サポート生が休学した場合は、休学の期間中その資格を停止します。

また、継続サポート生が懲戒処分を受けたり、懲戒処分に準ずる行為があった場合はその資格を取り消します。資格を取り消された場合は、納付免除した一部あるいは全部の返還を命ぜられることとなります。

#### (4) 問い合わせ

この制度の詳細については、ガイダンス担当教員あるいは学生支援課職員に問い合わせして下さい。

### ○日本学生支援機構

#### (1) 申請と採用方法

日本学生支援機構の奨学金は、高等学校において申請選考する予約採用と大学に入学して申請選考する在学採用の2つがあります。在学採用は、原則として4月初旬に行う「定期採用」と、家計の急変により奨学金を緊急に必要とする「緊急採用」「応急採用」があります。

#### (2) 申請者の資格

大学に在学し、学業・人物ともに優秀であって、学資の支弁が困難と認められる者であること。

(3) 奨学金の種別及び貸与月額

種 別	貸 与 月 額	成 績 の 原 則 的 基 準	
		新 入 生	2 年 次 生 以 上
第一種奨学金 (無利子奨学金)	54,000円, 40,000円, 30,000円 または20,000円 (自宅通学者)	高校時評定 3.5以上の者	特定の分野において、特に優れた資質能力を有し、特に優れた学習成績を修める見込みがあること。 また、学修に意欲があり、学業を確実に終了できる見込みがあると認められる人。
	64,000円, 50,000円, 40,000円, 30,000円 または20,000円 (自宅外通学者)		
第二種奨学金 (有利子奨学金)	2万円・3万円・4万円・5万円・6万円・ 7万円・8万円・9万円・10万円・11万円・ 12万円の中から学生が選択	学修に意欲があり、学業を確実に終了できる見込みがあると認められる人。	

※ 第二種奨学金は、在学中は無利息、卒業後は3.0%を上限とする利息付です。

(4) 貸与期間

奨学金の貸与期間は、大学の定める正規の最短修業年限（4年間）の終期までで、卒業延期や原級にとどまった場合の期間延長は許されません。また、在学中でも学業成績不振・性向の状況等により廃止・停止・貸与期間短縮等の処置をとられることがあります。

(5) 奨学金の交付

交付は、日本学生支援機構より直接奨学生本人の銀行預金口座に毎月1回当月分が当月の11日前後を目安に振り込まれます。

(6) 異動と届出

奨学生が休学・退学・死亡等身分に異動が生じるとき、連帯保証人等に変更があった場合は、ただちに所定の様式によって学生支援課に届出なければなりません。

(7) 奨学金の返還（貸与型）

奨学金は一部の給付型奨学金を除き、あくまで貸与であり卒業後には返還しなければなりません。この返還金は新たな奨学生に貸与する奨学金の財源となるので、定められた期間に必ず返還しなければなりません。返還の額は、貸与金額に応じて定められ、年賦により卒業後7ヶ月以降より約10年～20年間で返還することになります。

(8) 給付奨学金（高等教育の修学支援新制度）

一定要件を満たす住民税非課税世帯・これに準ずる世帯の学生に対し、次の①及び②が適用されます。

① 授業料・入学金の免除または減額

② 返還不要の給付型奨学金を支給

世帯の所得金額、通学形態等の基準によって減免額及び給付額が異なる。

※詳細は、日本学生支援機構のホームページでご確認ください。

○その他の奨学金

日本学生支援機構のほかには地方公共団体及び民間育英団体奨学会などがあります。募集・出願方法・資格等各奨学団体によって若干異なりますので、出願に当たっては各奨学団体に相談してください。

## 22 諸証明書の発行出願について

1. 諸証明書の発行については、次の順序で手続きをする。

- (1) 証明書発行願（様式第10号）に所要事項を記入するとともに証紙販売機にて手数料合計相当額の証紙を購入し、証紙貼付欄に貼付して学務課、学生支援課、小倉キャンパス事務室へ申し込む。
- (2) 卒業研究着手者が就職のために成績証明書・卒業見込証明書の発行を受ける場合は、就職担当の確認印のあるものに限り発行する。
- (3) 学生証の再発行を受ける場合は、学生支援課、小倉キャンパス事務室にて発行する。

2. 諸証明書発行願の取扱い業務時間

- (1) 事務局の業務時間は次のとおりである。  
平 日 午前9：00～17：00
- (2) 諸証明書の発行に要する期日は次のとおりである。  
平 日 午前の申込……当日の午後に発行  
午後5時の申込……翌日の午前に発行
- (3) 学 割 の 発 行……………翌日に発行
- (4) 通学証明の発行……………即時に発行

3. 諸証明書発行手数料単価

種 別	手数料 単 価	管轄課	種 別	手数料 単 価	管轄課
学 生 証 再 発 行	1,000円	学 小 倉 キ ャ ン パ ス 支 援 課 室	在 学 証 明 書	200円	学 小 倉 キ ャ ン パ ス 事 務 室 課
通 学 証 明 書	無 料		在 籍 証 明 書	200円	
学 割	無 料		卒 業 証 明 書	200円	
定期健康診断証明書	200円		卒 業 見 込 証 明 書	200円	
			成 績 証 明 書	200円	
			単 位 取 得 証 明 書	500円	
			免 許 状 取 得 見 込 証 明 書	500円	

※ 各証明書の英文は、300円追加となる。

4. J R学生運賃割引証（学割）

学割は、片道100kmを超えて乗車、乗船する場合に使用でき、有効期間は発行日から3ヶ月間である。学生1人に対する年間発行枚数は10枚までで、1回に発行する枚数は2枚以内である。また、連続して1週間以内には発行しないので、充分計画をたてて必要枚数だけ発行を願い出ること。ただし、課外活動のため必要とする場合は、各サークルの主務が一括して、課外活動届を添え願い出ること。

また、就職試験のために必要な枚数は、年間発行枚数に含めない。

## 23 諸願い届一覧表及び書式

区 分	事 項
休学願（様式第1号） 保証人の連署を要す。休学は1ヵ年以内であるが2ヵ年連続する者は休学期間延長願を提出すること。	疾病その他やむを得ない事由により3ヵ月以上修学を休止しようとする場合には、医師の診断書または詳細な理由書を添えて願い出て許可を得て休学すること。 (提出先は学務課, 小倉キャンパス事務室)
退学願（様式第2号） 保証人の連署を要す。	事由を詳記して（病気の場合は医師の診断書添付）願い出て許可を受けなければならない。 (提出先は学務課, 小倉キャンパス事務室)
復学願（様式第3号） 保証人の連署を要す。疾病全快者は医師の診断書を添付すること。	休学期間が満了となったとき、および中途に於て事由が消滅し出席するときには願い出なければならない。 (提出先は学務課, 小倉キャンパス事務室)
再入学願（様式第4号）	(提出先は学務課)
改姓（名）届（様式第5号）	戸籍抄本を添えて10日以内に届け出なければならない。 (提出先は学生支援課, 小倉キャンパス事務室)
保証人（保護者）異動届（様式第6号）	保証人（保護者）に変更があった場合は、速やかに届け出なければならない。 (提出先は学生支援課, 小倉キャンパス事務室)
欠席届	各窓口のQRコードよりWEB申請を行うこと。 就職試験・会社訪問 教育実習 課外教育活動・病気・忌引 忌引の日数は次のとおりとする。 配偶者の死亡 10日 祖父母の死亡 3日 父母 〃 7日 兄弟姉妹 〃 3日 子供 〃 5日 伯叔父母 〃 1日 証明できるもの（会葬御礼など）を添付すること。
欠試届（追試願）（様式第8号）	病気その他正当な事由のために試験を欠席した場合に届け出る。 (提出先は学務課, 小倉キャンパス事務室)
証明書発行願（様式第10号）	所定の手続きをとって交付を受けること。 (提出先は学務課, 学生支援課, 小倉キャンパス事務室)

(様式第1号)

# 休学願

年 月 日

西日本工業大学長 殿

本人学 科

学科

学籍番号

氏 名

保証人 住 所

氏 名

この度下記理由により 自 年 月 日 至 年 月 日 の間、休学いたしたいので許可されますよう保証人連署の上お願いいたします。

(理 由)

記

本

(注 理由は詳細に書くこと。)

病気の場合は医師の診断書を添付すること。

ガイダンス担当教員の確認 氏名
-----------------

授業料	年度	期分	納入済 未請求 未納	会計印

(様式第2号)

# 退 学 願

年 月 日

西日本工業大学長 殿

本人 学 科

学科

学籍番号

氏 名

保証人 住 所

氏 名

この度下記理由により退学いたしたいので許可されますよう、保証人連署の上お願いいたします。

記

(理 由)

本

ガイダンス担当教員の確認 氏名

授 業 料	年 度	期 分	納入済 未請求 未 納	会計印



(様式第3号)

# 復学願

年 月 日

西日本工業大学長 殿

本人学 科

学科

学籍番号

氏 名

保証人 住 所

氏 名

自 年 月 日 の間、休学中のところ、この度下記理由により  
至 年 月 日  
年 月 日から復学いたしたいので許可されますよう保証人連署の上お願  
いいたします。

(理 由)

(注 病気の場合は、医師の診断書を添付すること。)

(様式第4号)

# 再 入 学 願

年 月 日

西日本工業大学長 殿

本人 学 科

学科

学籍番号

氏 名

保証人 住 所

氏 名

年 月 日入学しましたが、

の為 年 月 日退学いたしましたところ、

この度下記理由により再入学いたしたいので許可されますよう、保証人連署の上お願いいたします。

(理 由)

見  
記  
本

(注 理由は詳細に書くこと。)

(様式第5号)

改 姓 (名) 届

年 月 日

西日本工業大学長 殿

学 科  
学籍番号  
氏 名

この度、下記の理由により改姓(名)いたしましたので、戸籍抄本添付のうえお届けいたします。

見  
記

ふりがな  
旧 姓 (名)

ふりがな  
新 姓 (名)

(理 由)

本

(注 戸籍抄本を添付すること。)

(様式第6号)

# 保証人(保護者)異動届

令和 年 月 日

西日本工業大学 学長 殿

学 科

学籍番号

氏 名

新保証人(新保護者) 氏 名

この度、下記の理由により保証人(保証人の住所)の異動がありましたのでお届けいたします。また、在学中は学則等諸規則ならびに関連諸規定を遵守し、学生の本分に反しないことを保証人連署の上、誓約いたします。

旧保証人(保護者) 氏 名 .....

新保証人(保護者) 氏 名 .....  
ふりがな

被保証人(学生)との続柄 .....

住 所 .....

電 話 番 号 .....

緊急連絡先 .....

(電話番号と異なる場合のみ)

職 業(勤務先) ..... (任意)

(理 由)

.....  
.....  
.....  
.....

確 認	
財務室	学生支援課

(様式第8号)

就職指導委員	学務課長

年 月 日

## 欠 試 届 (追 試 願)

学籍番号

氏 名

このたび、下記の通り学期末定期試験を受験することができません（でした）ので、追試験を受験させていただきまようお願いいたします。

記

### 1. 欠試理由（具体的に）

---

---

---

---

---

### 2. 欠試教科目

欠	試	日	時限	欠試授業科目名	担当教員名
年	月	日 ( )			
年	月	日 ( )			
年	月	日 ( )			
年	月	日 ( )			
年	月	日 ( )			
年	月	日 ( )			
年	月	日 ( )			
年	月	日 ( )			
年	月	日 ( )			
年	月	日 ( )			

# 証 明 書 発 行 願

申込年月日	年 月 日	※卒業・修了生のみ記入 年度			卒業 科	卒業 修了
学籍番号		英文希望	する	しない	※1通につき、300円の手数料が必要です。	
ローマ字※英文のみ カナ		生年月日			年 月 日	
氏 名		電話番号				
現 住 所	〒					
種 別	手数料 (和文1通)	手数料 (英文1通)	必要枚数	種別合計		
卒業(修了)証明書	200円	500円	枚	円		
卒業(修了)見込証明書	200円	500円	枚	円		
在学証明書	200円	500円	枚	円		
在籍証明書	200円	500円	枚	円		
成績証明書	200円	500円	枚	円		
単位取得証明書 (測量・火薬)	500円	-	枚	円		
単位取得証明書 (電気主任技術者・電気工事士)	500円	-	枚	円		
単位取得証明書 (建築士1級・建築士2級)	500円	-	枚	円		
学生証(再発行)	1,000円	-	枚	円		
定期健康診断証明書	200円	-	枚	円		
その他( )	円	-	枚	円		
手数料合計			枚	円		
通学証明書(定期券)	無料	-	枚	区間	⇔	
※学生割引証(JR・船舶 他)	無料	-	枚	区間	⇔	
必要理由	帰省 旅行 課外活動 奨学金 紛失 その他( )					
備 考						
<p>1. 黒色のボールペンで記入すること</p> <p>2. 該当する項目に必要な事項を記入し、手数料合計額の証紙を貼付欄に貼付して各窓口申し込むこと</p> <p>3. 発行に要する期日は次のとおりである          (イ)午前の申込みは当日の午後発行し、午後の申込みは翌日の午前に発行する。          (ロ)土曜日の申し込みに限り、月曜日に発行する</p> <p>4. 学生割引証に関する注意事項          ※割引証の発行枚数は年間10枚以内とし、1回の申し込みにつき原則として2枚以内とする</p> <p>5. 証明書を受け取る際は、学生証を提示すること</p>						

証 紙 貼 付 欄

## 付1 課外活動

大学の任務は、学術研究を行ない、職業教育を授けるとともに、市民的教養を与え人間形成を行なうことにある。学術研究、職業教育については主として専門教育を含む正課教育において行なわれるが、市民的教養、人間形成については正課教育を通じてのみでは、十分対処できないため、正課外教育活動が必要となる。これが課外活動といわれるものであり、個人の才能の開発、技術の向上、調和のある人間性の涵養、あるいは精神的緊張の解放、身体の実験など種々な効果をもたらすことができる。さらに重要な効果は、集団活動を通じて自己を発見することである。さまざまな集団活動に積極的に参加することによって、その集団経験の成果として人間関係を充実させ、集団の仕事に貢献しうる自己を発見することができる。自己の発見は、自己実現を通じて新しい領域におけるイニシアティブ、リーダーシップを学ぶことができる。またそうした集団経験を通じて、自己統制を推進させることができる。

課外活動には文化系活動、体育系活動など多数あり、そのいずれかに参加することが、学園生活を豊かにみどりあるものとするところでもある。

現在、課外活動としては次のようなものがある。

(学友会公認団体)

学 友 会		
学友会総務委員会	体育会執行委員会	大学祭実行委員会
会計監査委員会	共済会総務委員会	広報委員会
体 育 会		
弓道部	硬式野球部	バレーボール部
ソフトテニス部	卓球部	バドミントン部
サッカー部	陸上競技部	ソフトボール部
ゴルフ部	軟式野球部	バスケットボール同好会
脚猿同好会	e-スポーツ同好会	ダンス同好会
男女混合バレー同好会	ボウリング同好会	硬式庭球同好会
剣道・柔道同好会		
学 術 文 化 会		
軽音楽部	漫画アニメーション研究部	ライセンス研究部
NIT Brass (部)	演劇部	ボードゲーム部
is more (部)	中華文化思想研究会 (同好会)	グラフィック研究会 (同好会)
天文サークル (同好会)	Creators Labo (同好会)	写真 (同好会)
ユージュア部 (同好会)	FOH (同好会)	

(その他団体)

科 学 技 術 活 動		
ソーラーカーチーム (エコデン)	ロボット研究部	おもしろ科学研究会
math 力増す研究部	美夜古たたら研究会	NIT Formula
3D造型部	シビルエンジニアリングクラブ	Engineering Women's Association
県 人 会 活 動		
沖縄県学生会	留学生会	

## 付2 課外活動諸会則

### 学友会会則

#### 第1章 総 則

第1条 本会は、西日本工業大学学友会と称し、本部を大学内に置く。

第2条 本会は、学友会総務委員会、体育会執行委員会、大学祭実行委員会、会計監査委員会、共済会総務委員会、広報委員会の各執行委員会（以下「六委員会」と称する）から構成される。

第3条 本会は、強固なる学生自治と会員相互の親和のもとに、学問の自由を守り学術研究、身体の練磨、全会員の人格的、学問的および体育的な発展向上を図ることを目的とする。

第4条 本会は、次の会員をもって構成される。

- (1) 正会員は、本学在学学生とする
- (2) 特別会員は、本学卒業生および本学教職員とする。

2 西日本工業大学学則第41条に定める研究生、同第49条に定める科目等履修生、同第57条に定める委託生および特別課程の履修生は前項(1)の正会員から除く。

ただし、申し出により「準会員」として入会を認めることができる。

第5条 本会会員は、この会則に定める一切の権利と義務を負う。

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計監査委員長 1名
- (4) 学友会総務委員長 1名
- (5) 広 報 委 員 会 1名
- (6) 大学祭実行委員長
- (7) 共済会総務委員長
- (8) 体育会執行委員長

2 会長は、本学学長とし、本会を代表する。

3 副会長は、本学副学長があたり、会長を補佐し、会長事故の場合これを代行する。

4 学友会顧問は、学生部長、本会所属サークル顧問は教職員とし、顧問は本会、またはサークル運営に関し助言を行う。

第7条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

#### 第2章 学生大会

第8条 学生大会（以下「本大会」と称す）は、正会員の意志を決定する最高議決機関である。

第9条 本大会は、学友会総務委員会が開催日時を決定し、春秋2回の定期学生大会を開催する。

第10条 学友会総務委員会決議、または正会員の5分の1以上の署名をもって要求されたとき、臨時学生大会を開く。



第11条 本大会は、正会員の3分の1以上の出席により成立し、その議決には出席正会員の過半数の賛同を必要とする。ただし、委任状による出席を認め、学生代表が委任状を回収し、議長あてに提出しなければならない。なお、卒業研究等により学生代表が委任状を回収できない場合、各正会員が委任状を学友会総務委員会に提出しなければならない。

第12条 本大会が引続き2回以上流会した場合、学生代表会によって承認、または議決することができる。ただし、この場合その後最初に成立した本大会にこれを報告し、事後承認を得なければならないが、否認された場合その決定事項は無効となる。

第13条 本大会の目的を達成するため、次の役員で議長1名、書記2名を置き、その都度正会員中より選出することを原則とする。

第14条 本大会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 六委員会の運営方針に関すること。
- (2) 六委員会の財務担当者による会計報告および予算・決算及び事業計画に関すること。
- (3) 六委員会の決議事項、処理事項の報告に関すること。
- (4) 六委員会の各執行委員会の次期委員長信任決議および役員の不信任決議に関すること。
- (5) その他、学友会会則に関する重要事項

### 第3章 学生代表会

第15条 学生代表会は、学生代表が参加し、各学年各学科（系）への連絡事項および報告事項の伝達、並びに意見集約の要請等を行う。

第16条 学生代表会は、六委員会の役員、学生代表により構成される。

2 必要に応じて委員長より任命された者は、学生代表会の参加を認める。

第17条 学生代表会は、司会、書記、各1名を学友会総務委員会役員が行うことを原則とする。

第18条 学生代表会は、各学年各学科（系）の学生代表1名以上の参加を必要とし、議決は出席者の過半数とする。ただし、やむを得ず欠席する場合は必要に応じて委任状による出席を認める。

第19条 学生代表会は、学友会総務委員長が司会となり、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 六委員会からの連絡および報告
- (2) 学生代表の活動についての説明
- (3) その他緊急事項の審議、および学生代表からの要請議案等

第20条 学生代表会に関する書類は、学友会総務委員会が保管する。

第21条 学生代表の選出および任務は、以下のとおりとする。

- (1) 学生代表は、各学年各学科（系）より2名以上選出され、その任期は1年間（4月1日から翌年3月31日まで）とする。ただし、ゼミナール学生および卒業研究着手の学生については各研究室よりそれぞれ1名ずつ選出する。
- (2) 学生代表は、学生大会前に各学年各学科（系）の正会員に学生大会の委任状を配布・回収し、学生大会へ出席しなければならない。ただし、卒業研究等により、やむを得ず欠席する場合は代理人を立てることで欠席を認める。
- (3) 学生代表会等での六委員会からの連絡および報告、並びに意見集約は正規授業等を利用して、

各学年各学科（系）の正会員に対して指定した期日に行わなければならない。

(4) その他、学生大会に関する連絡事項および学友会総務委員会の指示に従うこと。

#### 第4章 委員長会議

第22条 委員長会議は、六委員会の委員長によって構成され、必要に応じて学生部長および学生支援課長の出席を認める。その権限は学友会総務委員会委員長に一任する。

第23条 委員長会議は、第3条の目的達成のために各執行委員会の協議、調整の場であり、学友会運営を円滑にするための機関である。

第24条 委員長会議は、定期的に月に1度で開催する。必要に応じて開催する。

2 委員長は、構成員から要請があった場合、委員長会議を開かなければならない。

第25条 委員長会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 各執行委員会からの連絡および報告
- (2) 各委員会での行事についての連絡および協力要請
- (3) その他、委員長会に関わる緊急審議事項および学友会総務委員会からの要請議案等

#### 第5章 学友会総務委員会

第26条 学友会総務委員会は、西日本工業大学学友会総務委員会（以下「学友会総務」と称する）の本部を学内に置く。

2 学友会総務は、学友会における最高執行機関である。

3 学友会総務は、デザイン学部での任務を円滑に行う為、小倉キャンパスに小倉学生室（小倉支部）を置く。

第27条 学友会総務は、次の役員を置く。

- (1) 委員長
- (2) 小倉学生室長
- (3) 副委員長
- (4) 財務長
- (5) 専任委員

2 役員の任期は、就任後一ヶ年とし、再任を認める。

3 役員は次の任務を遂行する。

- (1) 委員長の任務は、本会を統轄しその任務を円滑に行うと共に対外折衝を行い、本会最高責任者となる。
- (2) 小倉学生室長は、デザイン学部で行われるイベント企画を統括し、管理を行う事を任務とする。
- (3) 副委員長の任務は、委員長を補佐し委員長不在のとき、これを代行する。
- (4) 財務長の任務は、学友会総務会計全般および各部署への会計指導を任務とする。
- (5) 専任委員の任務は、委員長のもとに分担された任務を遂行する。また本会の運営を円滑に行うため、適当な方策を採ることを任務とする。

第28条 学友会総務は、次の任務を行う。

- (1) 学生大会に沿った運営に関すること。
- (2) 学生大会に対する活動経過報告
- (3) 主将会議の承認に沿った運営に関すること。
- (4) 各部費に関わる審議および諸事項の決定に関すること。

2 学友会総務の任務は、学生自身の生活を充実させるために、大学当局との接触をもって常に前進して行くことを目標とする。

## 第6章 体育会執行委員会

第29条 体育会執行委員会は、西日本工業大学体育会執行委員会（以下「体育会」と称する）の本部を大学内に置く。

第30条 体育会に次の役員を置く。

- (1) 委員長
- (2) 副委員長
- (3) 財務長
- (4) 専任委員

2 役員任期は、就任後一ヶ年とし、再任を妨げない。

3 役員は次の任務を遂行する。

- (1) 委員長は体育会を総括し、会を代表する。
- (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長不在の時はその任務を代行する。
- (3) 財務長は体育会の会計全般を行い、各部に会計指導を行う。
- (4) 専任委員はそれぞれの任務を遂行する。

第31条 体育会は、次の任務を遂行する。

- (1) 主将会議の承認に沿った運営と活動
- (2) 学生大会に対しての活動経過報告
- (3) 各部部費の審議、および決定
- (4) 課外活動、および他校交流
- (5) 体育会主催のイベントおよび諸行事
- (6) その他、体育会執行委員会に関すること

第32条 体育会の詳細の活動については、別に定める。

## 第7章 大学祭実行委員会

第33条 大学祭実行委員会は、西日本工業大学大学祭実行委員会（以下「大学祭」と称する）の本部を学内に置く。

2 大学祭には、企画会議、模擬店会議を設け、美夜古祭の円滑な運営を図る。

第34条 大学祭は、前条2項に基づき美夜古祭の円滑な運営を図るとともに美夜古祭により学生の生活を謳歌できるよう努めることを目的とする。

第35条 大学祭は、委員長、副委員長、財務局長、企画局長、プロ・コンサート企画局長、警備局長、編集局長、広報局長、器材長、製作・環境長、模擬店長（以下「幹部」と称す。）および各長補佐によって構成される。ただし、大学祭委員長により、必要に応じて役職を定める事ができる。

第36条 大学祭は、次の事業を遂行する。

- (1) 美夜古祭の企画・運営
- (2) 美夜古祭、および大学諸行事、各委員会諸行事
- (3) 課外活動、および他大学との交流の促進
- (4) その他重要事項

2 前条第1項に定める幹部は、次の任務を遂行する。

- (1) 委員長は委員会を統括しその任務を円滑に行い、大学祭の代表者である。
- (2) 副委員長は委員長を補佐し委員長事故のときは、委員長の職務を代行する。
- (3) 財務局長は本会の予算に関する職務を遂行する。
- (4) 企画長は企画会議の決定にもとづき、美夜古祭期間中の円滑な運営に当たる。
- (5) プロ・コンサート企画局長は美夜古祭コンサートを企画運営する。
- (6) 警備局長は美夜古祭における禁止事項を取り締まる。
- (7) 編集局長は美夜古祭のポスター、パンフレット等の作製、協賛活動にあたり指揮をとる。
- (8) 広報局長は他大学との交流を図り、大学祭のPRに関する職務を遂行する。

3 幹部の選出については、次のとおりとする。

- (1) 委員長および副委員長は、選挙によって選出される。
- (2) 各幹部は、前任の幹部推薦により選出される。

第37条 大学祭を円滑に進めるために企画会議を置く。

- (1) 大学祭より貸し出した器材を、故意もしくは、不慮の事故にて損失・損傷等を起こした委員会・サークル・およびその他団体は、大学側および大学祭の指導により、その一切の責任を負わなければならない。
- (2) 美夜古祭にて使用する器材を、正しく使用していない団体には、厳重な罰則を与えることもある。
- (3) 次条1項(1)(2)の規定以外の問題が発生した場合は、その都度、大学祭委員長、又は器材長が問題に対して対処する。

第38条 美夜古祭期間中学内にて発生した事故については、大学祭が責任を負う。ただし、次の場合を除く。

- (1) 駐車場での人身・物損事故
- (2) 明らかに本人に過失がある場合

2 大学祭は事故が発生した場合、大学側にすみやかに届け出なければならない。また、その場合の処理は大学側、大学祭が行う。

3 大学祭は、事故の防止に努めなければならない。

4 その他、必要事項は別に定める。

第39条 幹部の任期は、就任後一ヶ年とし、再任は妨げない。

## 第8章 会計監査委員会

第40条 会計監査委員会は西日本工業大会計監査委員会（以下「会計監査会」と称する）の本部を学内に置く。

第41条 会計監査会は、第3条の目的達成、およびその任務遂行のため、学友会、体育会、大学祭、共済会総務委員会、広報委員会と協力し、専任委員を定め分担して運営にあたる。

2 会計監査会は、会計の一般原則を満たすべく、会計監査会を除く五員会の会計監査を行うことを目的とする。

3 会計の処理は次の原則に従い行われなければならない。

(1) 真実性の原則 一切の記録計算が適正に行われ、事実が事実として有りのままに表示すべしとする。

(2) 正規の簿記の原則 会計取引を適正に処理し得る記帳制度によって会計処理を行うことを要求する。

(3) 明瞭性の原則 計算数字の表現形式を規制するものであって、一切の会計記録・計算・表示が整然明瞭にして概観性と簡潔性を有し、一通りの会計知識を有す者ならば何人でも誤った判断や疑義を生ずることのないよう分類、配列、総合、形式等に特別の考慮を払い、報告する事を要求する

(4) 確証性の原則 会計は、必ず的確な方法や手段によって証明し得るものでなければならず、一切の記録計算は適正な証票書類を基礎としての確な組織により秩序的で整然と処理され、一定の形式によって明瞭に表示されるべく、必要に応じて何時でも直ちに関係書式との照合を可能ならしめ、原始記録にまで順次遡及し得るように企画されなければならない。

(5) 単一性の原則 財務諸表は、一定時点において一あって二なきものであるとする原則であり、提出目的によってその形式は相違するも、内容の真実な表示を歪めてはならない。

(6) (保守主義の原則) 安全性の原則 収益はなるべく内輪に見積もり、確実なもののみを計上し、損費は細大漏らさず、なるべく過大に計上するところの、「一切の可能損失は計上すべきも予想利益は計上すべからず」とする。

(7) 時間比較または期間比較と経営比較を可能な限り示すべしとする。

(8) 継続性の原則 一度決定した会計の内容および形式はこれを継続して実行するべく、みだりに変更しないように要求する。

(9) 重要性の原則 金額または計算項目の重要性に応じて、適正にその計算精粗を決定すべしとする。

(10) 連続性の原則 会計は経営の継続する限り中断することなく連続すべきものであるとする。

第42条 会計監査会は、次の会員をもって構成される。

(1) 役員 本学在学学生より選出

(2) 特別会員 学生部長、学生担当課長

2 本会に次の役員を置く。

(1) 委員長：委員会を総括し、本会を代表する。

- (2) 副委員長：委員長を補佐し，委員長不在のときは任務を代行する。
- (3) 財務長：会計監査会の財務を総括する。
- (4) 監査委員：役員の指示により，委員会の円滑な事業遂行を援助する。

第43条 会計監査会の任務は，以下のとおりとする。

- (1) 会計監査会は，会計監査会を除く五委員会に会計の公開を求める。このとき，各委員会は，十日以内にその内容を明らかにしなければならない。
- (2) 会計監査会を除く五委員会に対して会計監査を行い，学生大会にて，監査報告を行うこと。
- (3) 会計監査会を除く五委員会の財務に関する会議に出席し，会計指導を行うこと。

2 会計監査会の一般原則の維持に関する権限は，以下のとおりとする。

- (1) 会計監査会は，会計の一般原則に関するいかなる問題も討議し，会計監査会を除く五委員会およびサークルに対して勧告をすることが出来る。
- (2) 会計監査会を除く五委員会およびサークルは勧告の正当性を認めた場合この勧告に従わなければならない。
- (3) 相手が会計監査会の正当なる勧告に従わない場合は，委員長会議を開催しその処分を決定する。

第45条 会計監査会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

2 会計監査会の出納および証明書類の会計監査は学友会および体育会の立会いのもと監査される。

第46条 会計監査会の運営に関する活動については別に定める。

## 第9章 共済会総務委員会

第47条 共済会総務委員会は西日本工業大学共済会総務委員会（以下「共済会」と称する）の本部を学内に置く。

2 共済会は，西日本工業大学学生の傷病保障，および学生生活向上を計る会とする。

第48条 共済会に次の役員を置く

- (1) 委員長
- (2) 副委員長
- (3) 財務長
- (4) 専任委員

2 役員の任期は，就任後一ヶ年とし，再任は妨げない。また，役員の任期は，在学期間内とする。

3 役員は次の任務を遂行する。

- (1) 委員長は，委員会を総括し，本会を代表する。
- (2) 副委員長は，委員長を補佐し，委員長不在のときは任務を遂行する。
- (3) 給付委員は，給付にあたって諸事務を遂行する。
- (4) 専任委員は，それぞれの専任の仕事を行う。

第49条 共済会は，次の任務を行う。

- (1) 共済会は，学生生活意識向上のための諸問題討議，および講演を行う。
- (2) 共済会は，学生の健康増進に関して医療給付事業の管理・運営を行う。
- (3) 献血活動な社会福祉事業に積極的に参加し，福祉向上に努める。

第50条 共済会の運営に関する活動については別に定める。

## 第10章 広報委員会

第51条 広報委員会は、西日本工業大学広報委員会と称し、本会を本大学内に置く。

第52条 広報委員会は、相互信頼のもと、学問、文化の発展を志向し、情報交換のために西日本工業大学新聞を発行することを目的とする。

2 広報委員会は、卒業アルバム制作および学内広報記事作成などの発行等に関する事業を目的とする。

第53条 広報委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長
- (2) 副委員長
- (3) 編集局長
- (4) 財務長
- (5) 専門委員

2 役員の任期は、就任後一ヶ年とし、再任は妨げない。

3 役員は次の任務を遂行する。

- (1) 委員長は、委員会を総括し、本会を代表する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在のときは任務を遂行する。
- (3) 編集局長は、美夜古新聞の編集および学生活動広報の管理・統括の諸事務を遂行する。
- (4) 財務長は、広報委員会の会計全般の指導および管理を行う。
- (5) 専門委員は、それぞれの任務を遂行する。

第54条 広報委員会は、次の任務を遂行する。

- (1) 卒業アルバムに掲載する写真の撮影および日程調整に関する諸事
- (2) 卒業アルバム制作に関する諸事
- (3) 西日本工業大学新聞「美夜古新聞」を発行する
- (4) 大学行事などアルバム、新聞製作に関わる撮影
- (5) その他、広報に関する事業計画および実施について管理する。

第55条 本学学生は、アルバム購入を義務とする。

2 納入済みのアルバム代は、アルバム作成費の関係上、返還はしないものとする。

## 第11章 財務長会議

第56条 本会議は、学友会費を学友会総務委員会、体育会執行委員会、大学祭実行委員会、会計監査委員会、共済会総務委員会に分配する。

2 アルバム代は、各年代の積立金より広報委員会に配分される。また、年度末決算に配分残金については学友会予備費に合算する。

3 学友会予備費の使用が生じた場合は、臨時財務長会議を招集し、六委員会の承認を得なければならない。

第57条 本会議は、六委員会委員長および財務長で構成され、議決は3分の2以上を必要とする。

2 必要に応じて議長より任命された者は財務長会議の参加を認め、議決権を得る。

第58条 本会議の司会・進行は、会計監査委員会委員長が務め、議長は学友会総務委員会委員長がこれにあたる。

## 第12章 会 議

第59条 学友会に属するすべての会議の召集の告示は、会議当日まで少なくとも3日の期間を置き、原則として学友会関係専用の掲示板を使用する。

第60条 学生大会、および学生代表会で議決された事項は、その会議終了後10日以内に内容を正会員に告示し、掲示期間は最低5日間とする。

## 第13章 雑則および会費

第61条 学友会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1ヵ年とする。

第62条 学友会の運営に関する経費は、学友会費、アルバム代、寄付金、その他をもってこれにあてる。

2 会費は、年度始めに大学財務室に納入しなければならない。その他特殊な事情のある者については、別に定める。

3 アルバム代は、年度始めに大学財務室に納入しなければならない。ただし、休学者は、卒業までに完納する。

第63条 会計の管理は、各委員会が行い、保管を大学財務室に託し、会計支出は各委員会委員長、および財務担当の認印を必要とする。

第64条 学友会の予算は、本予算および特別予算として次の各号について行う。

(1) 本予算は、入会金、会費をもってこれにあて、学友会独自の事業に使用し学生大会で承認された予算によって、各委員会が使用方法を決定する。

(2) 特別予算は、寄付金その他をもってこれにあて、その用途は各執行委員会が決定する。

第65条 各委員会の財務担当は、予算執行伺書を備え、金銭出納を明らかにしておかなければならない。

第66条 各委員会の財務担当は、決算報告書を会計年度末に作成の上、会計監査に提出し、学生大会の承認を得なければならない。

第67条 学生大会決算報告書に使用する領収書の保管年数は4年間とし、以降の領収書の保管は各委員会の任意とする。ただし予算執行伺書の保管年数は8年間とする。

第68条 罰則に関しては別に記す。

第69条 催物（学外）に関しては別に記す。

第70条 特別委員は、学友会の行う学内行事の全てに参加することができる。

第71条 一般学生の学友会会則改正要求は、正会員の10分の1の署名をもって提案され、学生大会において過半数の賛同により、附加・削除することができる。



## 附 則

本会則は、昭和48年4月1日より施行する。

昭和49年1月16日一部改正

昭和51年2月 一部改正

昭和57年1月16日一部改正

昭和62年1月5日一部改正

平成6年12月6日一部改正

平成9年12月4日一部改正

平成11年12月3日一部改正

平成16年12月7日一部改正

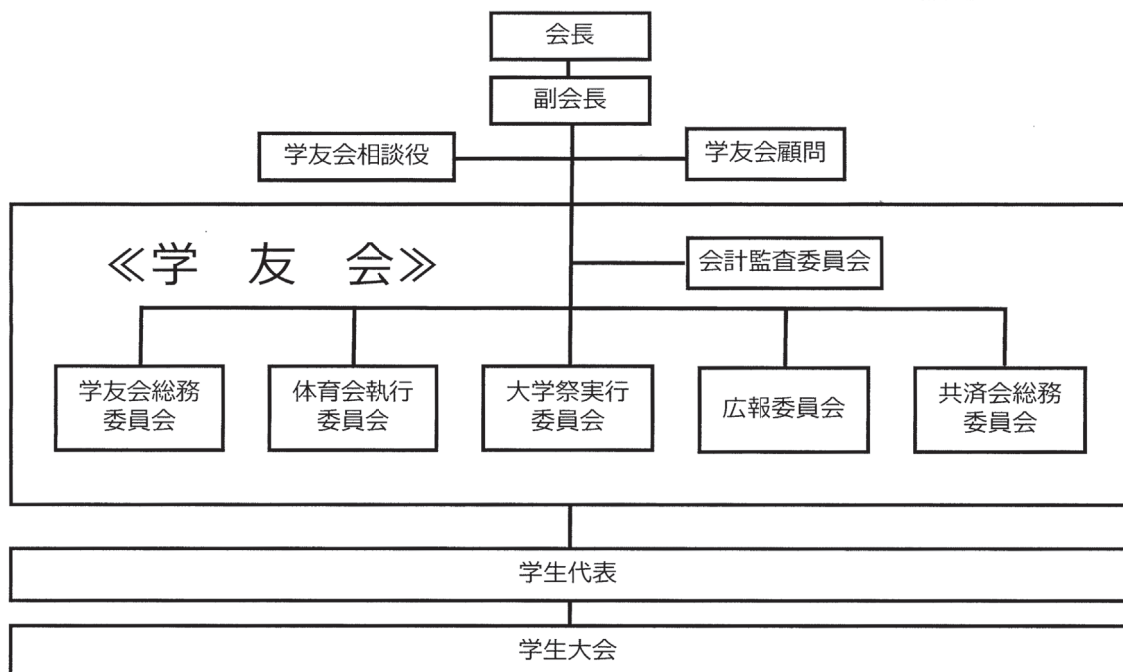
平成25年12月7日一部改正

平成28年12月3日一部改正

本会則は、令和2年12月5日に改正施行し、令和3年4月1日から適用する。

本会則は、令和5年12月2日から改正施行し、令和5年4月1日から適用する。

## 学友会組織図







西日本工業大学  
大学院

# 大学院 工学研究科

## ■教育研究上の目的

工学生産系分野（生産システム分野）におけるエネルギー、制御、製造など、および自然・人間環境分野（環境システム分野）における制御、計画、デザインなどに関わる学術技術の理解と応用を教授研究し、幅広い技術システムへの対応能力を備え、地域の発展と文化・福祉に貢献できる有為な人材を育成することを目的とする。（大学院学則第2条および第6条）

## ■人材養成像

幅広い社会的見識と工学系分野における柔軟な技術応用能力を育成し、課題の発見と対応・解決能力を備えた高度専門技術者、経営者、起業家を養成する。（大学院学則第2条の2）

### (1) 生産システム分野

エネルギー、制御、製造、設計などに関する高度な専門性を修得し、工学生産技術システムへの対応能力を備え、地域の発展と文化・福祉に貢献できる有為な人材を養成する。

### (2) 環境システム分野

制御、計画、デザイン、防災などに関わる高度な専門性を修得し、自然・人間環境技術システムへの対応能力を備え、地域の発展と文化・福祉に貢献できる有為な人材を養成する。

## ■ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

所定のカリキュラムを履修し、次の資質・能力を身につけると共に、必要な単位を修めた学生に修士（工学）の学位を授与する。

### (1) 豊かな人間性と社会人基礎力

幅広い社会的見識と豊かな人間性を兼ね備えた高度専門技術者として、人間と地域や自然との関わりおよび生産技術あるいは環境技術の役割と位置づけを幅広く理解し、将来を洞察し、経営的判断力を身につけマネジメントすることができる。【主体性・協働して学ぶ態度】

## (2) 創意工夫力・問題解決力

創意工夫をしながら自己の研鑽を日々行う高度技術者として、キャリアアップに関して必要な事柄・目標を自ら設定し、物事を計画的に進めるとともに、創意工夫を凝らした課題解決法を考案し実行することができる。

【思考・判断・表現】

## (3) 専門的知識・技術の活用力

生産技術あるいは環境技術に関する専門的な知識を有する高度技術者として、数理科学、経営工学、3D技術、またはデザイン学に関する専門力を習得して自らの研究に応用し、生産システム分野あるいは環境システム分野における専門力を備え、最新の技術動向を収集・蓄積し、それを利用、実践して課題解決を図ることができる。【知識・技能】

## (4) 実務型技術者としての実践力

生産システム分野あるいは環境システム分野における実務能力、ICT活用力、表現力に富む高度技術者として、各分野における実務能力を備え、課題の解決に活用することができる。さらに、ICTに関わる先進的な技術を習得し、課題の解決に活用し自らの研究に応用できるとともに、自己の考えを的確に表現できる。【知識・技能】

## ■カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

カリキュラムを以下の方針に基づいて編成する。

### (1) 分野共通科目

幅広い社会的見識と倫理観および豊かな人間性を兼ね備えた高度専門技術者を育成するために、人文系・社会系・経営工学系科目を含む共通科目群を配置する。【思考・判断・表現】【知識・技能】

### (2) 社会人基礎力養成科目

生産システム分野あるいは環境システム分野における実務能力、ICT活用力、表現力に富む高度技術者を育成するために、演習科目群およびインターンシップ科目群を配置する。【主体性・協働して学ぶ態度】

### (3) 専門総合教育科目

創意工夫をしながら自己の研鑽を日々行う高度技術者を育成するため

に、主に1年次に専門基礎科目群を配置する。さらに、高度専門技術者としての思考力・判断力・表現力を養うために通年で生産・環境システム特別研究を配置する。【思考・判断・表現】

#### (4) 専門教育科目

生産技術あるいは環境技術に関する専門的な知識を有する高度技術者を育成するために必要な専門応用科目群を各年次に配置する。【知識・技能】

### ■アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）

本学の建学の理念および大学院の理念・目的を理解し、機械工学、電気・電子・情報工学の生産システム分野あるいは土木工学、建築学、情報デザインの環境システム分野のいずれかの研究領域に必要な基礎知識を有し、高い関心と研究意欲を持つ次のような入学者を求める。

- (1) 大学院における教育研究にふさわしい専門学力と一般教養を有する人。【知識・技能】
- (2) 責任感、協調性と豊かな感性があり、幅広い社会的見識と工学分野における柔軟な技術応用能力の修得を目指す人。また、この分野における生産技術や環境技術に関連する技術者または経営者を目指し、プロジェクト活動や地域活動などに積極的に参加する意欲を持つ人。【思考・判断・表現】
- (3) 生産技術と社会・地域との関わり、または環境技術と自然・地域との関わりを総合的に考えることができる高度技術者を目指している人、および研究力を高め、創意工夫力を向上させるための努力を続けることができる人。【主体性・協働して学ぶ態度】
- (4) 生産システム分野あるいは環境システム分野における実務能力、ICT活用力、表現力を向上させるための努力を続けることができる人。【知識・技能】

# 1 西日本工業大学大学院学則

## 第1章 総 則

### (趣 旨)

第1条 この大学院学則は、西日本工業大学学則（以下「学則」という。）第2条の4の規定に基づき、西日本工業大学大学院（以下「本学大学院」という。）に関する必要な事項を定める。

### (目 的)

第2条 学部における確かな専門技術教育の基礎としつつ、複雑に多様化する現代の技術分野に対応すべく、大学院においては、幅広い社会的見識と、柔軟な技術応用能力の涵養を図り、高度専門技術者、経営者、起業家を育成することを目的とする。

### (人材養成に関する目的)

第2条の2 人材養成に関する目的は、次のとおりとする。

幅広い社会的見識と工学系分野における柔軟な技術応用能力を育成し、課題の発見と対応・解決能力を備えた高度専門技術者、経営者、起業家を養成する。

#### (1) 生産システム分野（工学生産系分野）

エネルギー、制御、製造などに関する高度な専門性を修得し、工学生産技術システムへの対応能力を備え、地域の発展と文化・福祉に貢献できる有為な人材を養成する。

#### (2) 環境システム分野（自然・人間環境分野）

制御、計画、デザインなどに関わる高度な専門性を修得し、自然・人間環境技術システムへの対応能力を備え、地域の発展と文化・福祉に貢献できる有為な人材を養成する。

### (自己点検・評価)

第3条 前条の目的及び社会的使命を達成し、本学大学院の教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を受けるものとする。

## 第2章 研究科、課程、専攻、収容定員及び修業年限

### (研 究 科)

第4条 本学大学院に、工学研究科を置く。

### (課 程)

第5条 工学研究科に修士課程を置く。

2 修士課程は、幅広い社会的見識と工学系分野における柔軟な技術応用能力を育成し、課題の発見と対応・解決能力を備えた高度専門技術者、経営者、起業家を養成することを目標とする。

### (専攻及び教育研究上の目的)

第6条 工学研究科に生産・環境システム専攻を置く。

2 生産・環境システム専攻においては、工学生産系分野（生産システム分野）におけるエネルギー、制御、製造など、及び自然・人間環境分野（環境システム分野）における制御、計画、デザインな

どに関わる学術技術の理解と応用を教授研究し、幅広い技術システムへの対応能力を備え、地域の発展と文化・福祉に貢献できる有為な人材を育成することを目的とする。

#### (収容定員)

第7条 工学研究科の定員は、入学定員を10名、収容定員を20名とする。

#### (修業年限)

第8条 修士課程の修業年限は、2年とする。

2 在学期間は、修業年限の2倍の年数を超えることができない。

### 第3章 組 織

#### (教員組織)

第9条 本学大学院の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）は、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）に定める資格を有する教員が担当し、又は分担するものとする。

2 本学大学院は、教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。

#### (研究科長)

第10条 研究科に、研究科長を置き、学長が推薦し、理事長が任命する。

#### (運営組織)

第11条 本学大学院に、工学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）を置く。

2 研究科委員会は、工学研究科長、工学研究科の教授及び准教授をもって構成する。ただし、必要に応じてその他職員を加えることができる。

3 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

4 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

5 研究科の運営に係る規定については、別に定める。

### 第4章 学年、学期及び休業日

#### (学年、学期及び休業日)

第12条 学年、学期及び休業日については、学則第9条、第10条及び第11条の規定を準用する。

### 第5章 入学、転入学、再入学、休学、復学、退学及び除籍

#### (入学の時期)

第13条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 特別の必要があり、教育上支障がないときは、入学の時期を学期の始めとすることができる。

#### (入学資格)

第14条 本学大学院に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。



- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者

#### **(入学の出願)**

第15条 入学の出願については、学則第16条の規定を準用する。ただし、入学検定料は、別表2のとおりとする。

#### **(入学者の選考)**

第16条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

#### **(入学手続及び入学許可者の手続)**

第17条 入学手続及び入学許可者の手続については、学則第18条の規定を準用する。

#### **(外国人留学生等)**

第18条 外国人留学生等については、学則第19条の規定を準用する。

#### **(転入学)**

第19条 他の大学院の学生で本学大学院に転入学を志願する者があるときは、当該年次に欠員のある場合に限り、選考のうえ、入学を許可することができる。

2 前項の規定による入学の時期は、毎学期の始めとする。

3 第1項の規定により入学した者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

#### **(再入学)**

第20条 本学大学院を退学した者又は除籍された者で再入学を志願する者があるときは、当該年次に欠員のある場合に限り、選考のうえ、入学を許可することができる。

2 前項の規定による入学の時期は、毎学期の始めとする。

3 第1項の規定により入学した者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

#### **(転入学等の入学手続等)**

第21条 前2条に規定する転入学及び再入学に係る入学の出願及び手続については、第15条及び第17条の規定を準用する。

## (休 学)

第22条 休学については、学則第23条の規定を準用する。

## (休学期間)

第23条 休学期間は、引き続き1年、通算2年を超えることができない。

2 休学期間は、第8条に規定する在学年限に算入しない。

## (復 学)

第24条 復学については、学則第25条の規定を準用する。

## (退 学)

第25条 退学については、学則第26条の規定を準用する。

## (除 籍)

第26条 次の各号の一に該当する者は、研究科委員会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 授業料その他納付金の滞納が長期にわたる者
- (2) 第8条に定める在学年限を超えた者
- (3) 第23条に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 長期間にわたり所在不明の者

## 第6章 教育課程及び履修方法

### (教育課程)

第27条 本学大学院は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、本学大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

3 本学大学院において開設する授業科目及び単位数は、別表1に掲げる「教育課程表」のとおりとする。

4 履修方法は、本学大学院学則に定めるものの他、別にこれを定める。

5 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

6 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。

7 本学大学院において教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生を当該大学院又は研究所等に派遣のうえ、必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、学生が当該研究指導を受ける期間は、1年を超えることができない。

### (教育方法の特例)

第27条の2 本学大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

**(単 位)**

第28条 各授業科目の単位の算出基準及び認定は、学則第30条、第31条第2項及び同条第3項の規定を準用する。

**(入学前の既修得単位の認定)**

第29条 本学大学院において教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、15単位を超えない範囲で本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、次条に規定する他の大学院（外国の大学院を含む。）において修得した単位とは別に、15単位を超えない範囲で修了要件に算入できるものとする。

**(他の大学院における授業科目の履修等)**

第30条 学生が、他の大学院における授業科目の履修及び外国の大学の大学院へ留学する場合には、学則第32条の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「60単位」とあるのは「15単位」と読み替えるものとする。

- 2 第29条及び第30条を適用して修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

**(成績評価基準等の明示等)**

第30条の2 本学大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 本学大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

**(教育職員免許状)**

第31条 高等学校教諭1種免許状授与の所要資格を有する者で、本学大学院において高等学校教諭専修免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所定の単位を修得しなければならない。

- 2 本学大学院研究科の修士課程において、当該所要資格を取得できる教育職員免許状の種類及び教科は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	免許状の種類（免許教科）
工学研究科	生産・環境システム専攻	高等学校教諭専修免許状（工業）

- 3 前項の所要資格を得るための授業科目の履修方法等その他必要な事項については、別にこれを定める。

## 第7章 課程の修了及び学位の授与

### (課程の修了)

第32条 課程の修了は、研究科に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、課程の目的に応じ、学位論文又は特定の課題についての研究の成果を提出してその審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

### (学位)

第33条 本学大学院の課程を修了した者には、修士（工学）の学位を授与する。

## 第8章 賞 罰

### (表彰及び懲戒)

第34条 表彰及び懲戒については、学則第38条及び第39条の規定を準用する。

## 第9章 研究生及び科目等履修生

### (研究生)

第35条 研究生については、学則第41条、第42条、第43条、第44条、第45条、第46条、第47条、第48条及び第53条の規定を準用する。ただし、特別の必要があり、教育研究上支障がないときは、入学の時期を学期の始めとすることができる。

### (科目等履修生)

第36条 科目等履修生については、学則第49条、第50条、第52条、第53条、第54条、第55条及び第56条の規定を準用する。この場合において、科目等履修生の入学資格については第14条の規定を準用する。

## 第10章 学 費

### (学 費)

第37条 学生は、授業料その他の学費を納入しなければならない。ただし、特別に認められた場合は、その一部を免除することがある。

2 学費の額は、別表2のとおりとする。

3 学費の納入時期その他の取扱いについては、別にこれを定める。

4 納入済の学費は、返還しない。ただし、特別に認められた場合は、その一部を返還することがある。

## 第11章 特別奨学生

### (特別奨学生)

第38条 人物、学力ともに優秀な学生に対しては、選考のうえ、特別奨学生として授業料の減免または奨学金を支給する。

2 特別奨学生に関する必要な事項は、別にこれを定める。

## 第12章 雑 則

### (雑 則)

第39条 この大学院学則に定めるもののほか、必要な事項は、別にこれを定める。

## 附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この学則は、平成17年4月1日から改正施行する。
- 3 この学則は、平成18年4月1日から改正施行する。
- 4 この学則は、平成19年4月1日から改正施行する。
- 5 この学則は、平成20年4月1日から改正施行する。
- 6 この学則は、平成22年4月1日から改正施行する。
- 7 この学則は、平成23年4月1日から改正施行する。
- 8 この学則は、平成26年4月1日から改正施行する。
- 9 この学則は、平成27年4月1日から改正施行する。
- 10 この学則は、平成28年4月1日から改正施行する。ただし、平成27年度以前に入学した学生に対する学則第27条及び第37条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 11 この学則は、平成30年4月1日から改正施行する。ただし、平成29年度以前に入学した学生に対する学則第27条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 12 この学則は、平成31年4月1日から改正施行する。ただし、平成30年度以前に入学した学生に対する学則第37条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 13 この学則は、令和2年4月1日から改正施行する。ただし、令和元年度以前に入学した学生に対する学則第27条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 14 この学則は、令和3年4月1日から改正施行する。ただし、令和2年度以前に入学した学生に対する学則第27条、第29条、第30条及び第37条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 15 この学則は、令和3年12月16日から改正施行する。
- 16 この学則は、令和4年4月1日から改正施行する。ただし、令和3年度以前に入学した学生に対する第27条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 17 この学則は、令和5年4月1日から改正施行する。ただし、令和4年度以前に入学した学生に対する第27条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 18 この学則は、令和6年4月1日から改正施行する。ただし、令和5年度以前に入学した学生に対する第27条、第32条及び学則第37条（別表2備考3ただし書を除く。）の規定の適用については、なお従前の例による。

別表1

## 教育課程表

区分	科目番号	授業科目	単位数	分野別種別		授業時数				備考
				生産	環境	1年		2年		
						前	後	前	後	
生産システム分野専門科目	MS125	機械・電気エネルギー工学特論	2				2			
	MS104	制御工学特論	2			2				
	MS120	成形加工特論	2			2				
	MS126	機械・電気材料学特論	2			2				
	MS127	スポーツ工学特論	2				2			
	MS106	電気応用工学特論	2				2			
	MS123	信号処理特論	2				2			
	MS108	電子デバイス特論	2			2				
	MS109	情報通信工学特論	2			2				
	MS118	データサイエンス特論	2				2			
	MS128	ロボットデザイン特論	2				2			
	MS129	人工知能特論	2			2				
	MS130	数値モデル化特論	2				2			
	MS114	生産システム特別実習	1~2					(随時)		
環境システム分野専門科目	ME101	地域環境工学特論	2			2				
	ME134	空間情報工学特論	2				2			
	ME135	地下空間工学特論	2				2			
	ME136	水環境工学特論	2			2				
	ME123	耐震工学特論	2			2				
	ME301	都市環境マネジメント論	2			2				
	ME125	空間設計論	2			2				
	ME126	住環境デザイン論	2			2				
	ME127	鉄骨構造工学特論	2			2				
	ME137	耐震設計工学特論	2			2				
	ME309	建築材料工学特論	2			2				
	ME108	空間デザイン史特論	2			2				
	ME109	学外構造系インターンシップ	1							集中講義
	ME305	学外プロジェクト型インターンシップI	4							集中講義
	ME502	学外プロジェクト型インターンシップII	4							集中講義
	ME306	学内プロジェクト型インターンシップI	4				4			集中講義
	ME503	学内プロジェクト型インターンシップII	4					4		集中講義
	ME129	視覚伝達デザイン特論	2			2				
	ME112	情報数学特論	2			2				
ME307	情報デザイン特論	2			2					
ME132	Webデザイン特論	2				2				
ME138	ジェネラティブデザイン特論	2				2				
ME118	環境システム特別実習	1~2					(随時)			

区分	科目番号	授業科目	単位数	分野別種別		授業時数				備考
				生産	環境	1年		2年		
						前	後	前	後	
共通科目	MC114	環境マネジメント論	2				2			
	MC103	知的財産戦略論	2			2				
	MC109	社会心理学特論	2			2				
	MC115	科学技術英語特論	2				2			
	MC112	人間・感性工学特論	2			2				
	MC116	メディアデザイン特論	2				2			
	MC502	生産・環境システム特別演習	4	◎	◎	(随時)				
	MC501	生産・環境システム特別研究	8	◎	◎			(随時)		

### 備考

- 1 分野別種別欄（生産は生産システム分野，環境は環境システム分野の略）は，それぞれの科目について各分野の必修・選択の指定を示すものであり，◎印が必修，無印が選択を示す。
- 2 生産システム分野又は環境システム分野いずれかを選択し，生産・環境システム特別演習及び生産・環境システム特別研究を修得するとともに，生産・環境システム特別演習及び生産・環境システム特別研究を除く共通科目から2科目以上修得しなければならない。
- 3 生産システム分野専門科目の生産システム特別実習及び環境システム分野専門科目の環境システム特別実習については，履修（実習）状況に応じて，生産システム特別実習Ⅰ・環境システム特別実習Ⅰ，生産システム特別実習Ⅱ・環境システム特別実習Ⅱとして，この順にそれぞれ1単位を付与する。

### 別表2

## 入学検定料・学費

① 入学検定料		30,000円			
② 学費					
年度	学費種別	入学金	授業料	教育充実費	合計
1年次		100,000円	574,000円	294,000円	968,000円
2年次			574,000円	294,000円	868,000円
備考					
1 本学卒業生（卒業見込みの学生を含む。）の入学検定料は，①の入学検定料の2分の1の額とする。					
2 本学卒業生（卒業見込みの学生を含む。）の入学金は，免除する。					
3 修業年限を超えて在籍した場合は，当該学生の2年次の学費を徴収する。ただし，その学費については，修業年限を超えてもなお学費の免除がある場合を除き，免除が無い場合の額とする。					

## 2 西日本工業大学大学院工学研究科履修に関する規程

### (目 的)

第1条 この規程は、西日本工業大学大学院学則（以下「学則」という。）第27条第4項に基づき、工学研究科の履修方法等について必要な事項を定めるものとする。

### (教育の方法)

第2条 工学研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成又は特定の課題についての研究等に対する指導により行う。

### (履修方法)

第3条 学生は、学則別表に基づいて作成される授業時間割表に従って、次のように履修するものとする。

- (1) 学生は、学則別表に掲げる授業科目のうちから36単位以上履修しなければならない。
- (2) 学生は、原則として、所属する分野から1名の主指導教員を、他の分野から1名の副指導教員を定め、履修する科目の選択ならびに学位論文の作成又は特定の課題についての研究等について、研究指導計画書に基づいてその指導を受けるものとする。
- (3) 指導教員に変更の必要が生じた場合には、工学研究科長の承認により変更することができる。
- (4) 社会人学生の生産・環境システム特別研究は、工学研究科長の承認により、当該社会人学生が所属する企業等で行うことができる。

### (履修申告)

第4条 履修申告については、西日本工業大学履修に関する規程（以下「学部規程」という。）第5条の規定を準用する。

### (授 業)

第5条 授業については、学部規程第6条、第7条及び第8条の規定を準用する。

### (試 験)

第6条 試験は、授業科目の筆記試験、口頭試験または研究報告とし、授業科目の終了する学期末に行う。

- 2 追試験については、学部規程第9条第2号の規定を準用する。
- 3 再試験については、学部規程第9条第3号の規定を準用する。

### (成績、評価及び単位認定)

第7条 授業科目を履修した者には、試験及び修学状況等によって成績の認定を行う。

- 2 授業科目の成績は、秀・優・良・可・不可・履修放棄の評語をもって表し、秀・優・良・可を合格、不可・履修放棄を不合格とする。
- 3 秀・優・良・可・不可・履修放棄の点数は、学部規程第19条の規定を準用する。
- 4 合格した授業科目については、所定の単位を与える。

### (学位論文等の提出)

第8条 学生は、学位論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「学位論文等」という。）の審査を受けようとするときは、主指導教員の承認を得て、所定の書類を工学研究科長が指定した期



日までに提出しなければならない。

- 2 特定の課題についての研究成果（作品等）の審査を受ける場合には、作品等に係る資料を所定の書類に含めるものとする。

#### **（最終試験）**

第9条 最終試験は、第3条に規定する履修すべき授業科目の単位を履修し、かつ、学位論文等を提出した者について行う。

#### **（学位論文等の審査及び最終試験の方法）**

第10条 工学研究科長は、主査1人及び副査2人以上の審査委員を定めて、審査委員から成る論文審査委員会において学位論文等の審査及び最終試験を行わせるものとする。

- 2 主査は、学位論文等の提出者の主指導教員が務める。
- 3 副査は、審査対象の学位論文等の専門性を踏まえ、本学大学院の教員の中から選任するが、少なくとも1名は主査の所属する学科・系の教員とする。なお、学位論文等の内容により、より適切な学外の研究者等を副査に選任することができるものとする。
- 4 学位論文等の審査は、以下の審査項目にもとづき審査委員による総合評価により行うものとする。
  - (1) 学位論文等には、独創的かつ有用的な内容が含まれていること。
  - (2) 関連する内容の文献調査及び研究動向調査が十分であること。
  - (3) 研究計画が適切であり、かつその遂行により何らかの知見を見いだすこと。
  - (4) 論文の構成や体裁が適切であり、かつその記述が的確であること。
  - (5) 研究倫理をはじめ学術研究が従うべき規範を守っていること。
  - (6) 研究内容の発表が平易に、かつ適切に行われること。

なお、第6号については、修士論文発表会における評価も加味するものとする。

- 5 最終試験は、論文提出者の学力及び研究成果を確認する目的をもって学位論文等を中心とし、これに関連のある科目あるいは専門領域について、筆記試験または口頭試問により行う。
- 6 工学研究科長は、審査委員の報告に基づいて、学位論文等及び最終試験の合否を決定する。

#### **（課程修了の要件）**

第11条 課程の修了要件は、課程に2年以上在学し、36単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文等の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

#### **（学位の授与）**

第12条 工学研究科の課程を修了した者には、学則の定めるところにより、修士（工学）の学位を授与する。

#### **（教育職員免許状の取得）**

第13条 大学においてすでに高等学校教諭一種免許状（工業）を授与されている者で、教育職員免許法による教育職員専修免許状を取得しようとする者は、別表1に定める授業科目の中より、24単位以上を修得しなければならない。

## 附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成22年9月24日から改正施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 6 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 7 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 8 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 9 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 10 この規程は、平成30年4月1日から改正施行する。ただし、平成29年度以前に入学した学生に対する第13条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 11 この規程は、令和2年4月1日から改正施行する。ただし、令和元年度以前に入学した学生については、この規程にかかわらず、なお従前の例による。
- 12 この規程は、令和3年4月1日から改正施行する。ただし、令和2年度以前に入学した学生に対する第13条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 13 この規程は、令和3年12月16日から改正施行する。
- 14 この規程は、令和4年4月1日から改正施行する。ただし、令和3年度以前に入学した学生に対する第13条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 15 この規程は、令和5年4月1日から改正施行する。ただし、令和4年度以前に入学した学生に対する第13条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 16 この規程は、令和6年4月1日から改正施行する。ただし、令和5年度以前に入学した学生に対する第13条の規定の適用については、なお従前の例による。

別表1

科目番号	授業科目	単位数	分野別種別		授業時数				備考
			生産	環境	1年		2年		
					前	後	前	後	
MS125	機械・電気エネルギー工学特論	2				2			
MS104	制御工学特論	2			2				
MS120	成形加工特論	2			2				
MS126	機械・電気材料学特論	2			2				
MS106	電気応用工学特論	2				2			
MS123	信号処理特論	2				2			
MS108	電子デバイス特論	2			2				
MS109	情報通信工学特論	2			2				
MS118	データサイエンス特論	2				2			
MS128	ロボットデザイン特論	2				2			
MS129	人工知能特論	2			2				
ME101	地域環境工学特論	2			2				
ME134	空間情報工学特論	2				2			
ME135	地下空間工学特論	2				2			
ME136	水環境工学特論	2			2				
ME123	耐震工学特論	2			2				
ME301	都市環境マネジメント論	2			2				
ME125	空間設計論	2			2				
ME126	住環境デザイン論	2			2				
ME127	鉄骨構造工学特論	2			2				
ME137	耐震設計工学特論	2			2				
ME309	建築材料工学特論	2			2				
ME108	空間デザイン史特論	2			2				
MC114	環境マネジメント論	2				2			
MC103	知的財産戦略論	2			2				
MC112	人間・感性工学特論	2			2				
MC116	メディアデザイン特論	2				2			

### 3 西日本工業大学大学院授業料その他諸納入金等規程

#### (趣 旨)

第1条 この規程は、西日本工業大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）に基づき、本学大学院学生、研究生及び科目等履修生から徴収する授業料その他諸納入金及び手数料等について、必要な事項を定めるものとする。

#### (入学金等の徴収)

第2条 大学院学則第37条に定める入学金、授業料、教育充実費のほか、委託徴収金の諸費を徴収する。なお、授業料及び教育充実費は、これを二期に分けて徴収する。

2 入学手続時において委託徴収金として学生教育研究災害傷害保険料1,750円を徴収する。なお、修業年限を超えて在籍した場合は、修了までの期間に応じ同保険料を徴収する。

3 外国人留学生（本学卒業生を除く。）については、留学生会費1,000円を前項の委託徴収金とあわせて徴収する。

4 前項の授業料その他諸納入金の納入時期は、別表1のとおりとする。

#### (準 用)

第3条 本学大学院学生の学籍異動に伴う授業料その他諸納入金の取り扱い、証明書等発行手数料、履修料等、研究料等、追試験料、再試験料、学費返還の特例については、西日本工業大学授業料その他諸納入金規程の規定を準用する。

#### (見 舞 金)

第4条 本学大学院学生に見舞金の支給等を行う場合は、学生の事故等に対する見舞金等の基準の規定を準用する。

#### (所 管)

第5条 この規程に関する事務は、財務室が所管する。

#### (規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、学務研究協議会の議を経て、学長が決定する。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 6 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 7 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 8 この規程は、平成23年4月1日から改正施行する。
- 9 この規程は、平成25年1月9日から改正施行し、平成25年度入学生から適用する。
- 10 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

- 11 この規程は、平成28年4月1日から改正施行する。ただし、平成27年度以前に入学した学生に対する第2条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 12 この規程は、平成31年4月1日から改正施行する。ただし、平成30年度以前に入学した学生に対する第2条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 13 この規程は、令和元年9月1日から改正施行する。ただし、令和元年度前期以前に入学した学生については、なお従前の例による。
- 14 この規程は、令和3年4月1日から改正施行する。ただし、令和2年度以前に入学した学生に対する第2条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 15 この規程は、令和6年4月1日から改正施行する。

別表1

学費等納入時期

区 分	納 期
前 学 期	4月30日まで
後 学 期	10月31日まで

## 4 西日本工業大学大学院特別奨学生規則

### (趣 旨)

第1条 この規則は、西日本工業大学大学院学則（以下「学則」という。）第38条第2項の規定に基づき、特別奨学生制度に関する必要な事項を定める。

### (目 的)

第2条 特別奨学生制度は、学力・人物共に優秀な学生に学費及び修学上の特別な取り扱いを行うことにより、本学を代表して将来社会に貢献できる有為な高度専門技術者、経営者、起業家を育成することを目的とする。

### (資 格)

第3条 特別奨学生の資格は、学力・人物共に優秀で、明確な目的意識を持って入学した者とする。ただし、国費外国人留学生は除く。特別奨学生資格の有効期間は、授業料全額免除者においては1年間、授業料半額免除者においては2年間とする。

### (特 典)

第4条 特別奨学生は、授業料の全額又は半額を納付免除（又は、奨学金として支給）する。

### (定 員)

第5条 特別奨学生の定員は、以下のとおりとする。

- (1) 資格1年間の授業料全額免除者 採用基準を満たし、かつ、各学年10名につき1名
- (2) 資格2年間の授業料半額免除者 採用基準を満たす者全員

### (選 考)

第6条 特別奨学生は、受験者の中から大学院工学研究科委員会で選考し、学長が決定する。特別奨学生の選考は、入学試験の成績、および、学部または大学院での成績と特別な研究や活動等を総合的に判断して行うものとする。なお、授業料免除の資格の採用基準のうち、学部での成績（4年前期までの通算成績）については、原則、GPA 3.0以上の優秀な者とする。

2 入学試験において特別奨学生に選考された者は、定められた期限内に入学の手続きをした時から資格を有するものとする。

### (資格の停止又は喪失)

第7条 特別奨学生が次の各号の一に該当する場合は、資格の停止又は喪失を大学院工学研究科委員会の審査を経て学長が決定することがある。

- (1) 退学あるいは修学を途中で放棄した場合
- (2) 学業成績が著しく低下した場合（学業成績に関する基準は別に定める。）
- (3) 学則による懲戒処分を受けた場合
- (4) その他、特別奨学生としてふさわしくない行為があった場合

2 前項各号に該当する場合は、当該年度の授業料免除額の全額または一部を納付させることがある。

3 休学した場合は、休学の期間中その資格を停止する。

(所 管)

第8条 この規則に関する事務は、学務課が所管する。

(規則の改廃)

第9条 この規則の改廃は、工学研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

ただし、第4条の特典及び第5条の定員に関する規定については、理事会の承認を必要とする。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度入学生から適用する。
- 2 この規則は、平成23年10月1日から改正施行する。
- 3 この規則は、平成24年10月1日から改正施行する。
- 4 この規則は、平成27年4月1日から改正施行する。
- 5 この規則は、令和元年9月1日から改正施行する。ただし、令和元年度前期以前に入学した学生については、なお従前の例による。
- 6 この規則は、令和4年9月15日から改正施行する。

## 付 1 西日本工業大学大学院特別奨学生に関する細則

(目 的)

第1条 この細則は、西日本工業大学特別奨学生規則第7条第1項第2号に規定する「学業成績の基準」に関する必要な事項について定める。

(学業成績の基準)

第2条 特別奨学生規則第7条「資格の停止又は喪失」の第1項第2号に規定する「学業成績が著しく低下した場合」とは、次の基準を満たさない場合をいう。

- (1) 全額免除者においては学業成績による資格の継続審査は実施しない。
  - (2) 半額免除者においては前半期に履修した授業科目の成績がGPA 2.3以上であること。ただし、2年次後期審査の場合、1年次からの通算の授業科目の成績で評価する。
  - (3) 1年次終了時に生産・環境システム特別演習の単位を修得していること。
- 2 前項第2号の基準を満たさないときは、工学研究科委員会の審議を経て工学研究科長が該当者に警告する。警告を受けた該当者が翌学期も基準を満たさないときは、学長は、その者の特別奨学生の資格を停止する。
  - 3 前項において資格を停止された者が、翌学期以降において奮起し、第1項の第2号の基準を満たした場合は、工学研究科委員会で審議の上、学務研究協議会に諮り、学長が資格の復活を行うことができる。
  - 4 第1項第3号の基準を満たさないときは、翌年度の資格を取り消す。

(所 管)

第3条 この細則に関する事務は、学務課が所管する。

(細則の改廃)

第4条 この細則の改廃は、学務研究協議会の議を経て、学長が決定する。

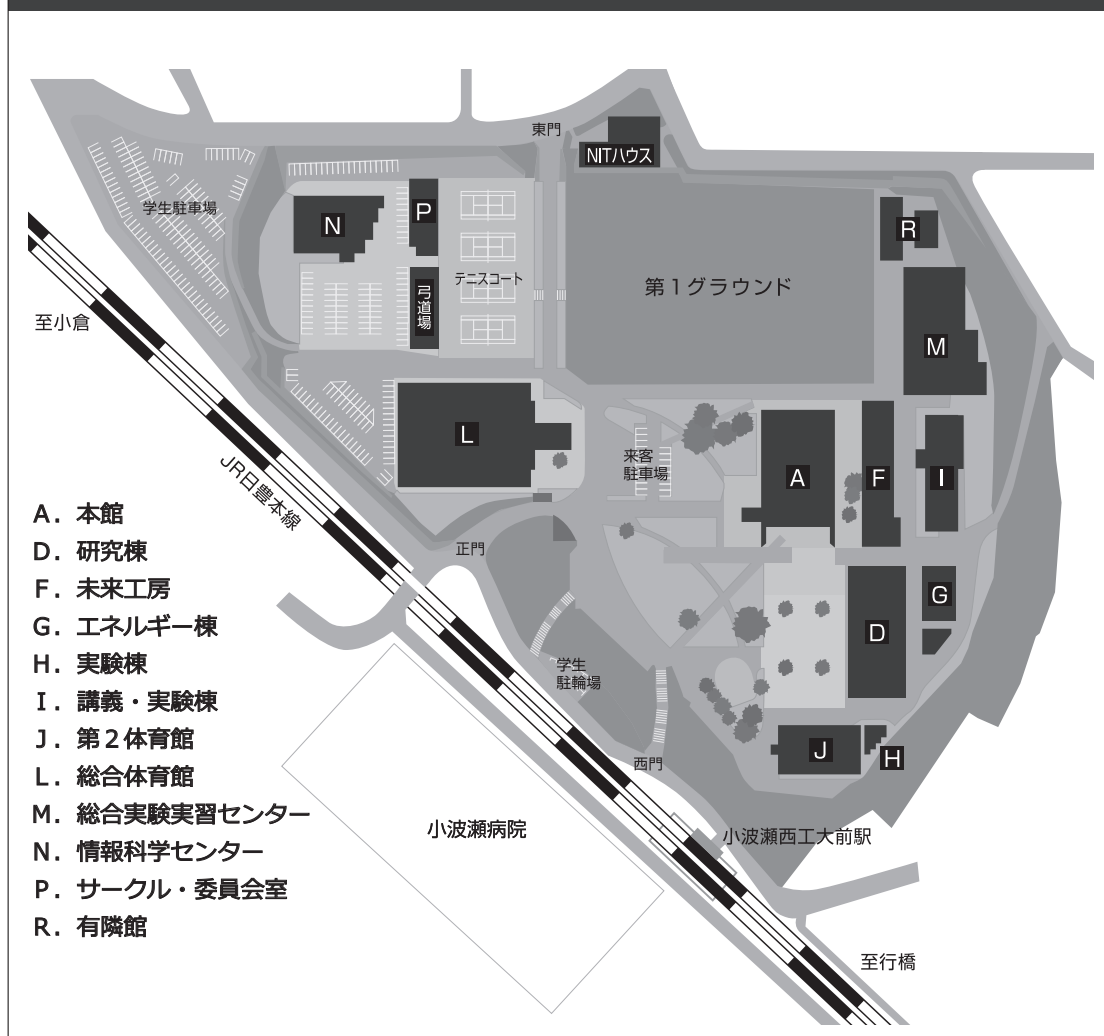
附 則

- 1 この細則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この細則は、平成27年4月1日から改正施行する。
- 3 この細則は、平成29年6月15日から改正施行し、平成29年4月1日より適用する。
- 4 この細則は、令和元年9月1日から改正施行する。ただし、令和元年度前期以前に入学した学生については、なお従前の例による。
- 5 この細則は、令和3年12月16日から改正施行する。
- 6 この細則は、令和6年4月1日から改正施行する。ただし、令和5年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。



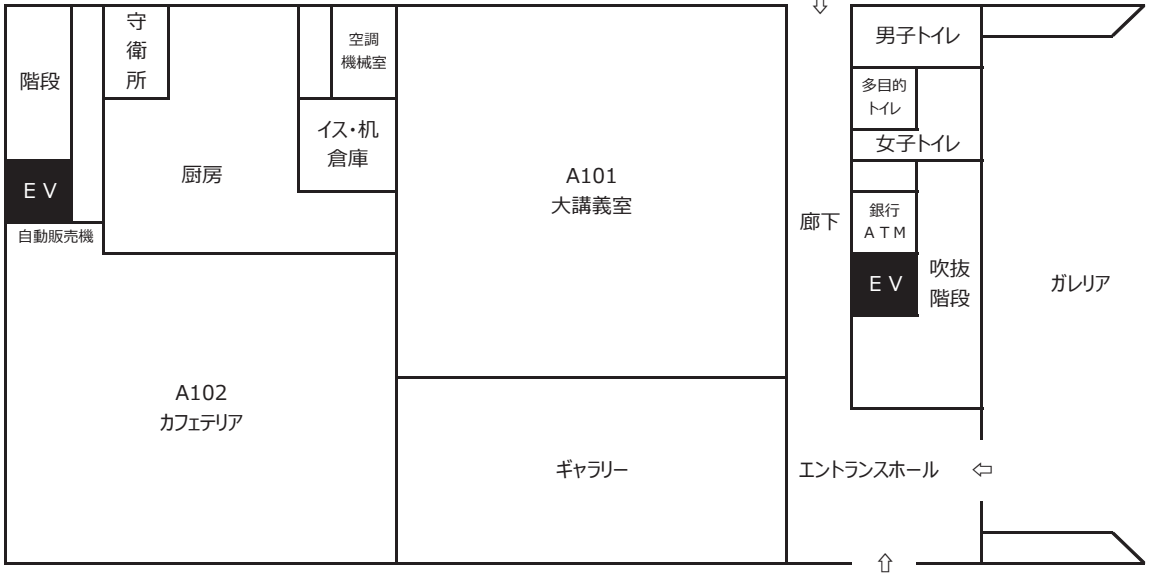
# 西日本工業大学施設案内

NISHINIPPON INSTITUTE OF TECHNOLOGY GUIDE MAP

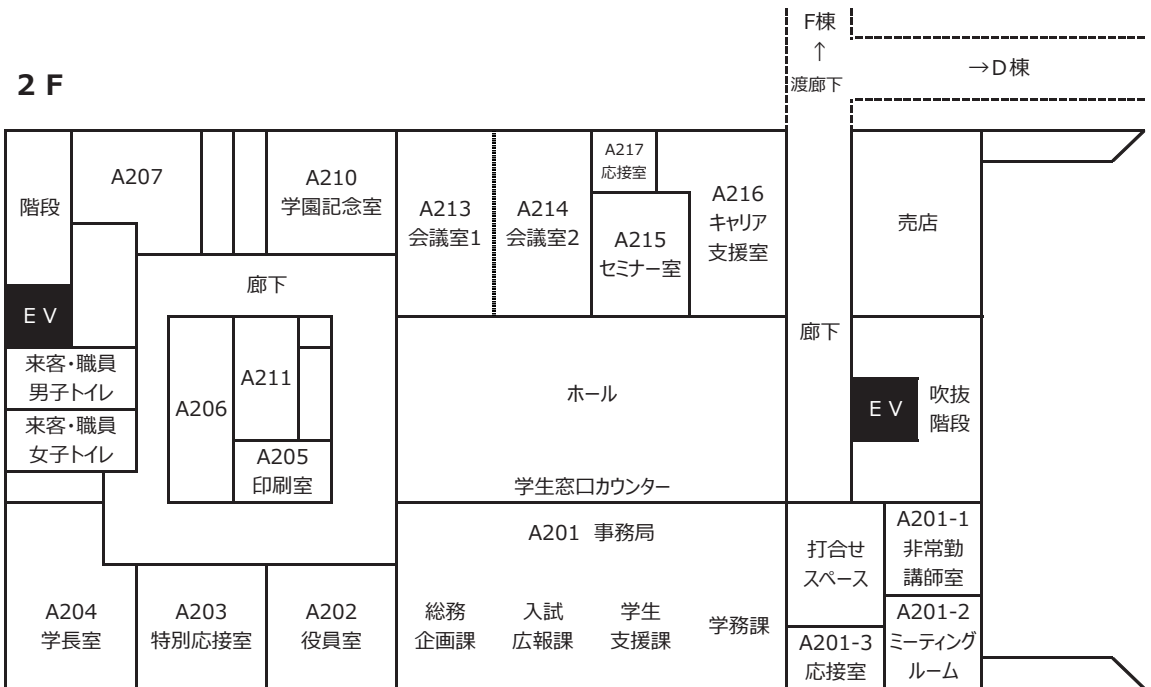


## A棟（本館） 配置図

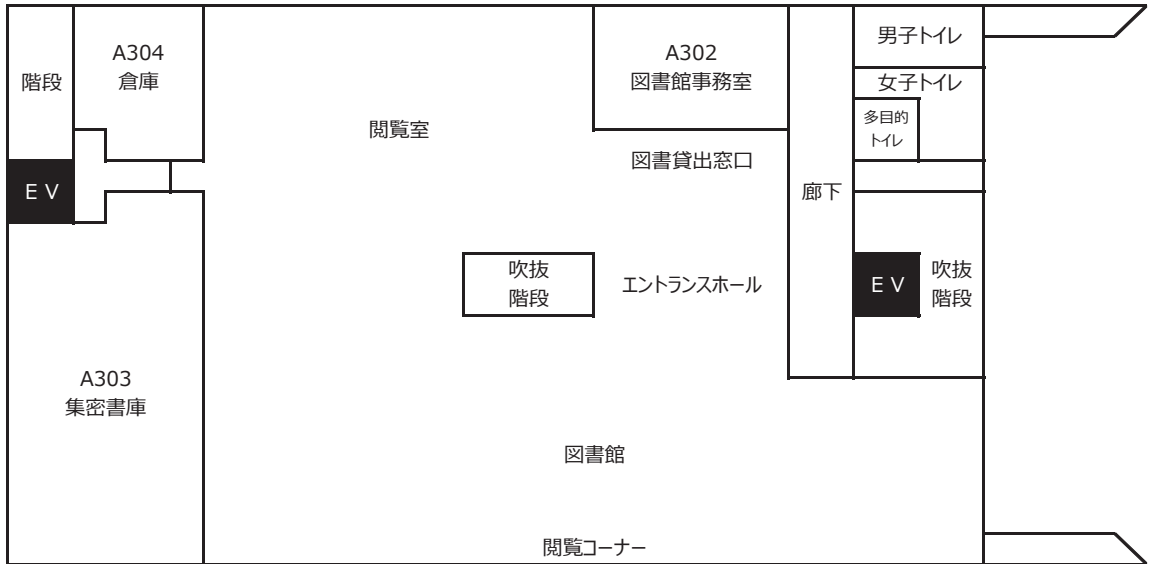
### 1 F



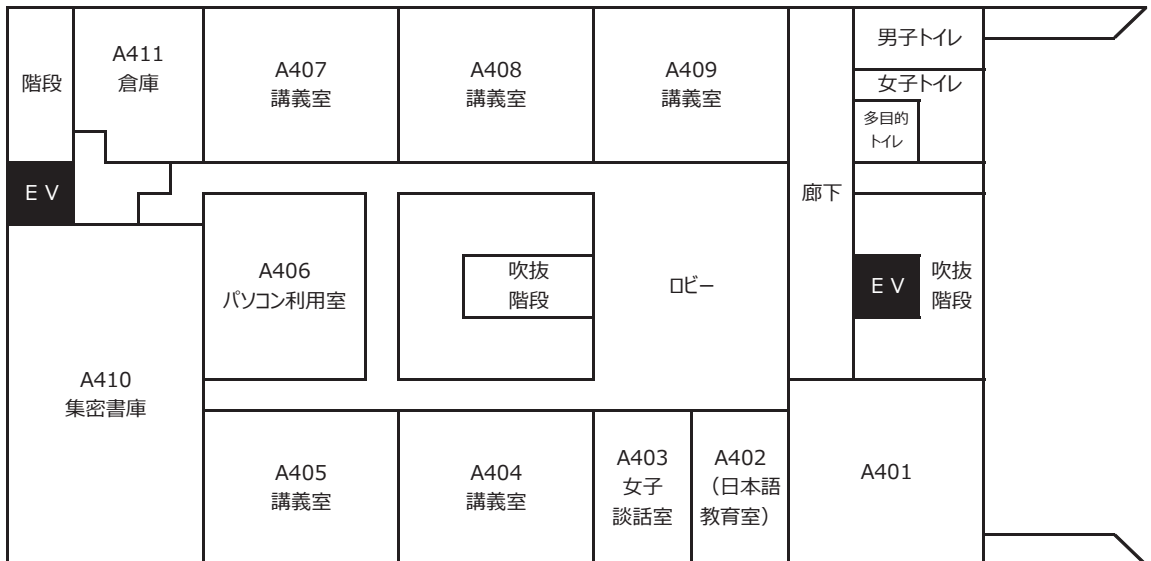
### 2 F



### 3 F

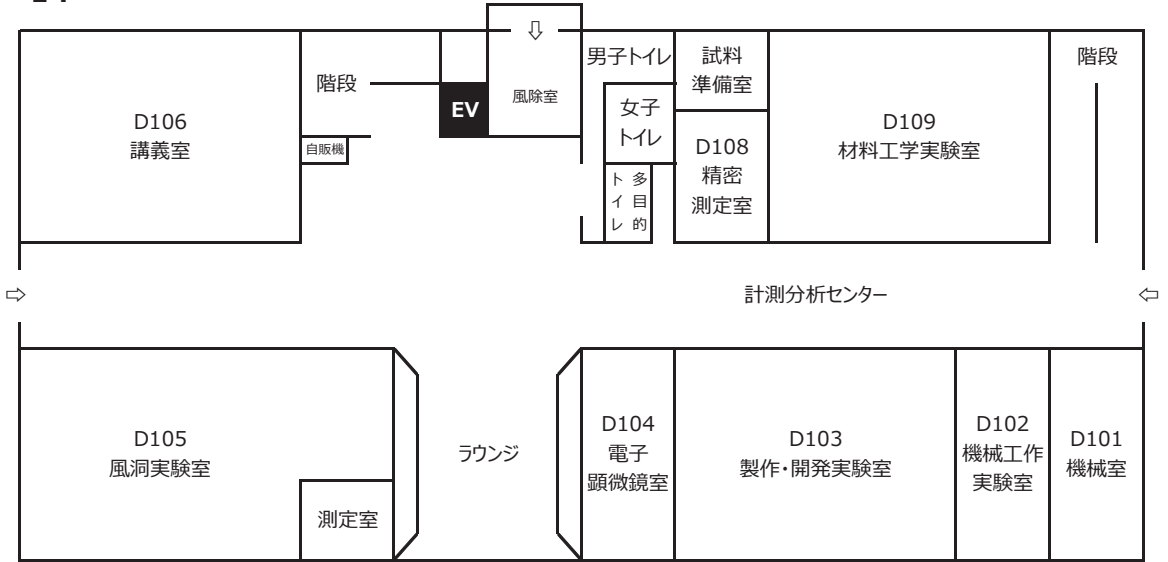


### 4 F

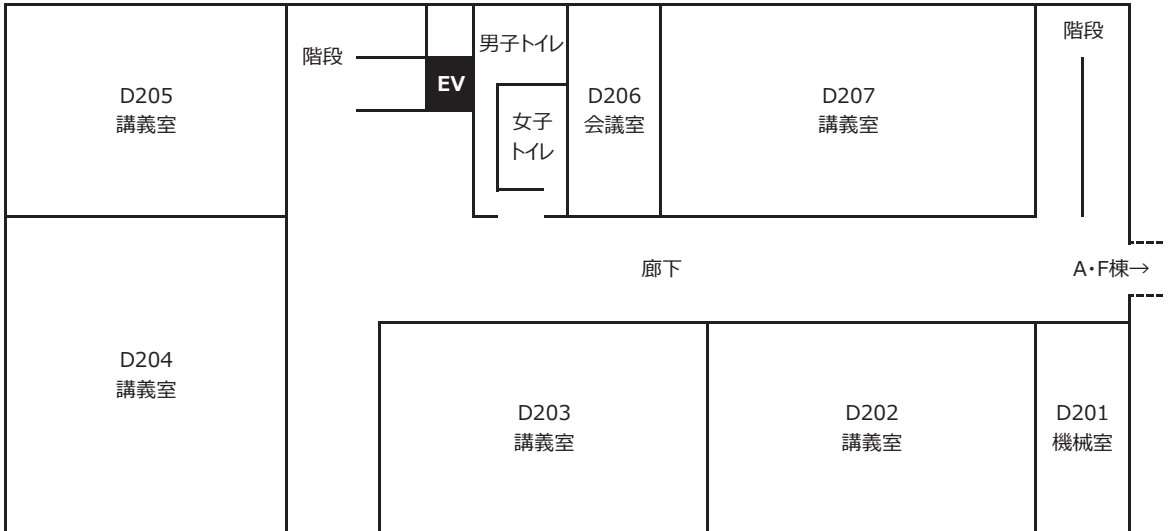


## D棟（研究棟） 配置図

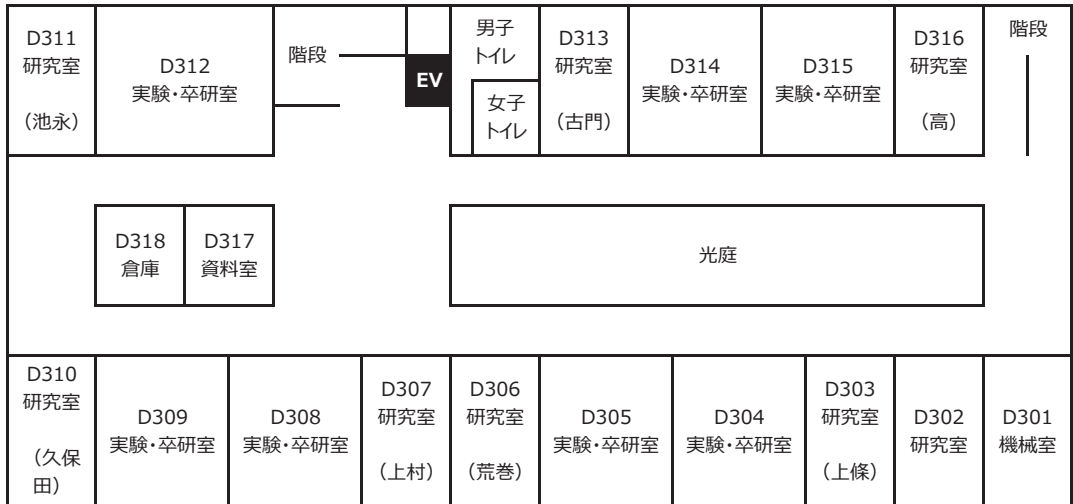
### 1 F



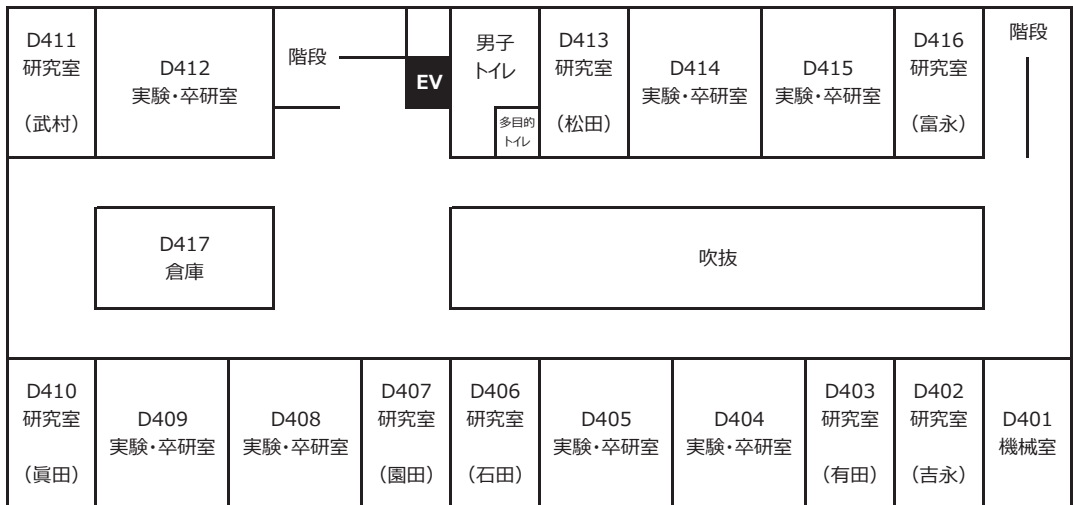
### 2 F



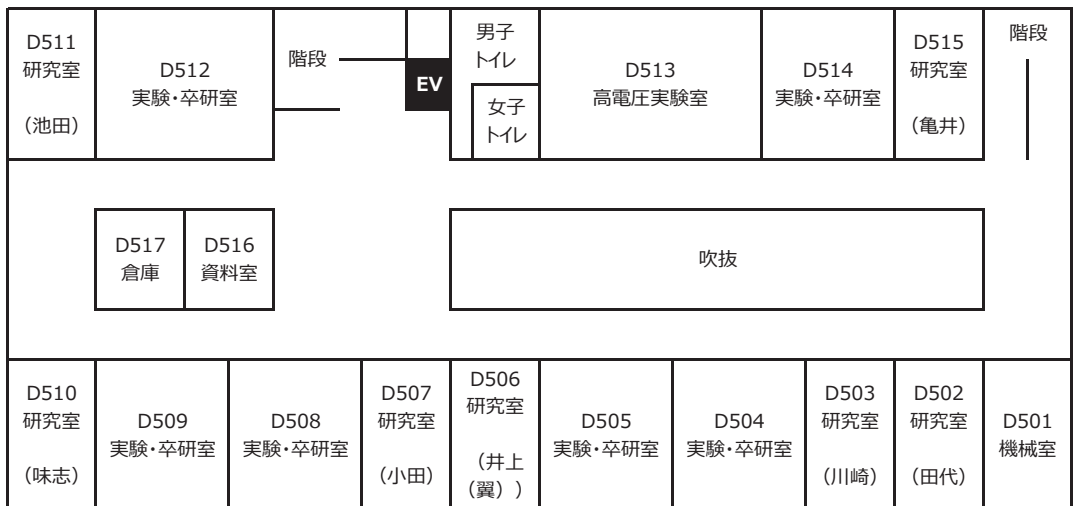
### 3 F



### 4 F

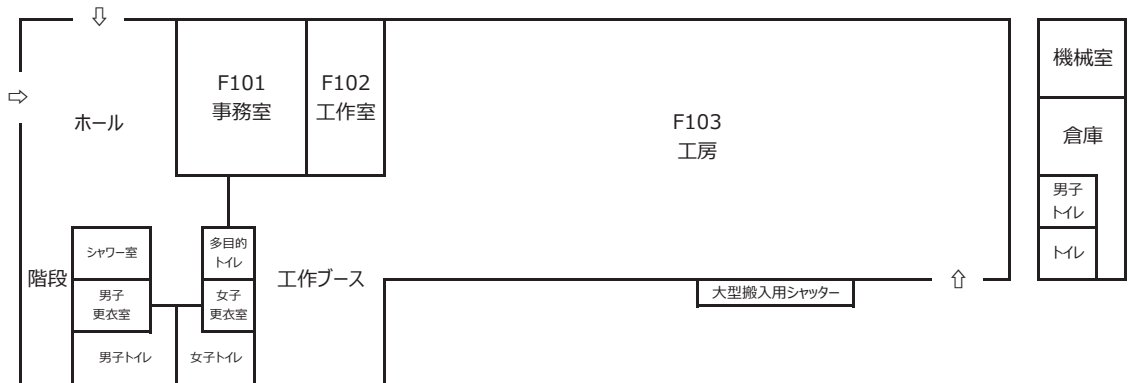


### 5 F

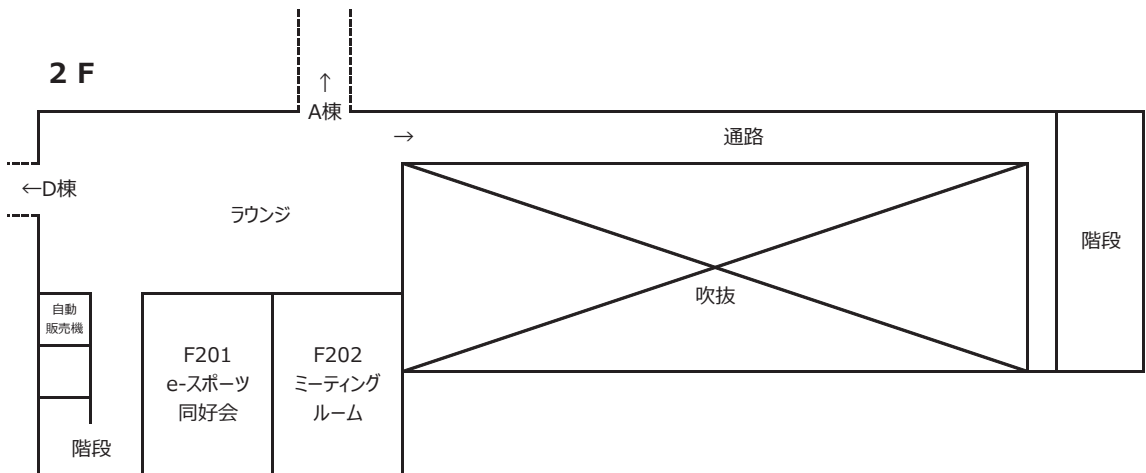


## F棟（未来工房） 配置図

1 F

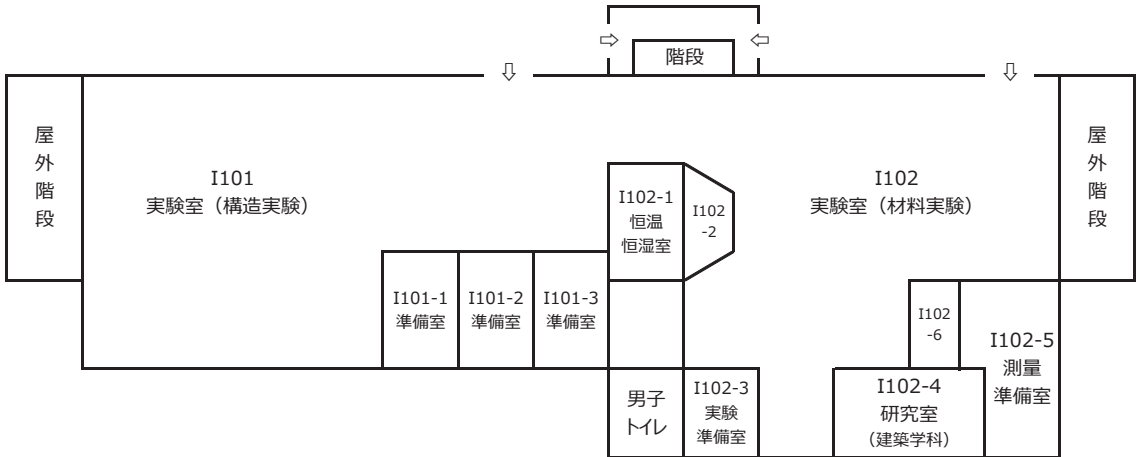


2 F

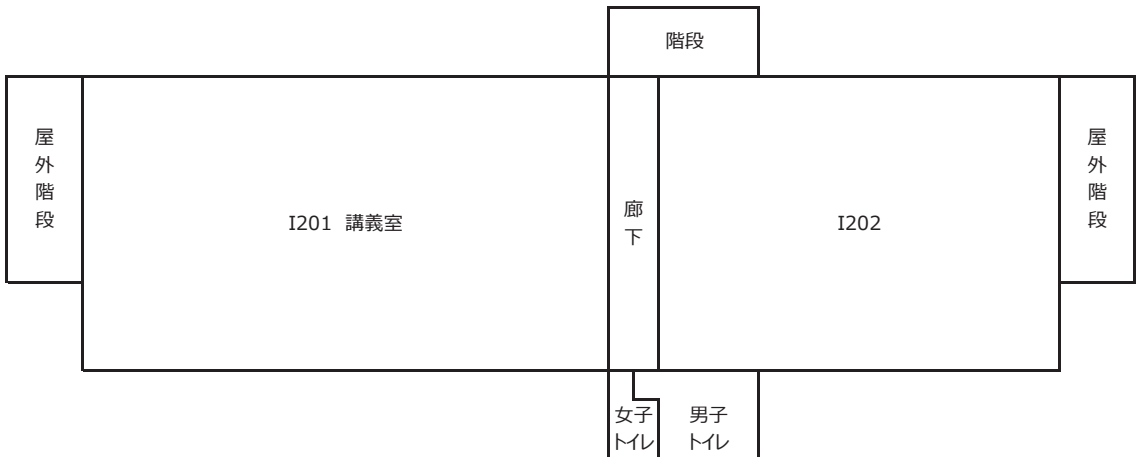


# I 棟（講義・実験棟） 配置図

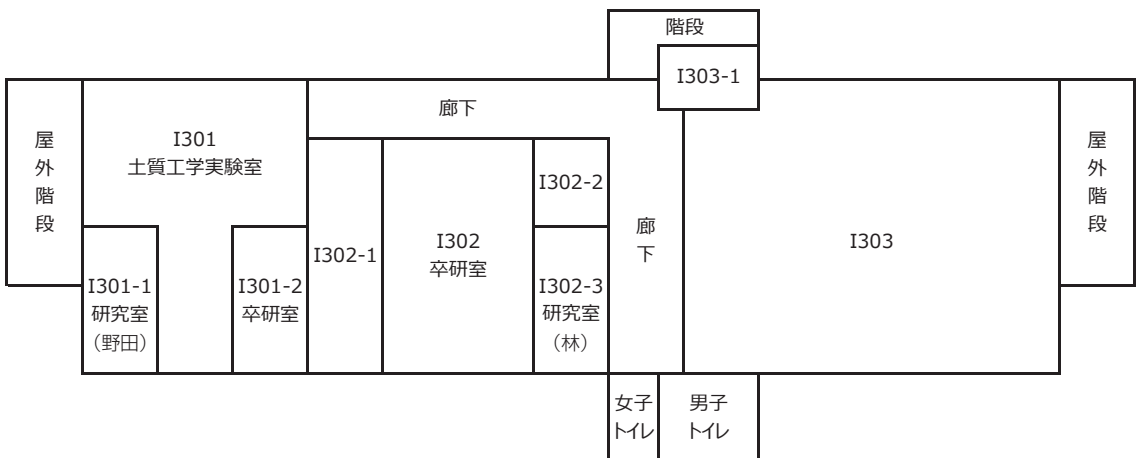
## 1 F



## 2 F

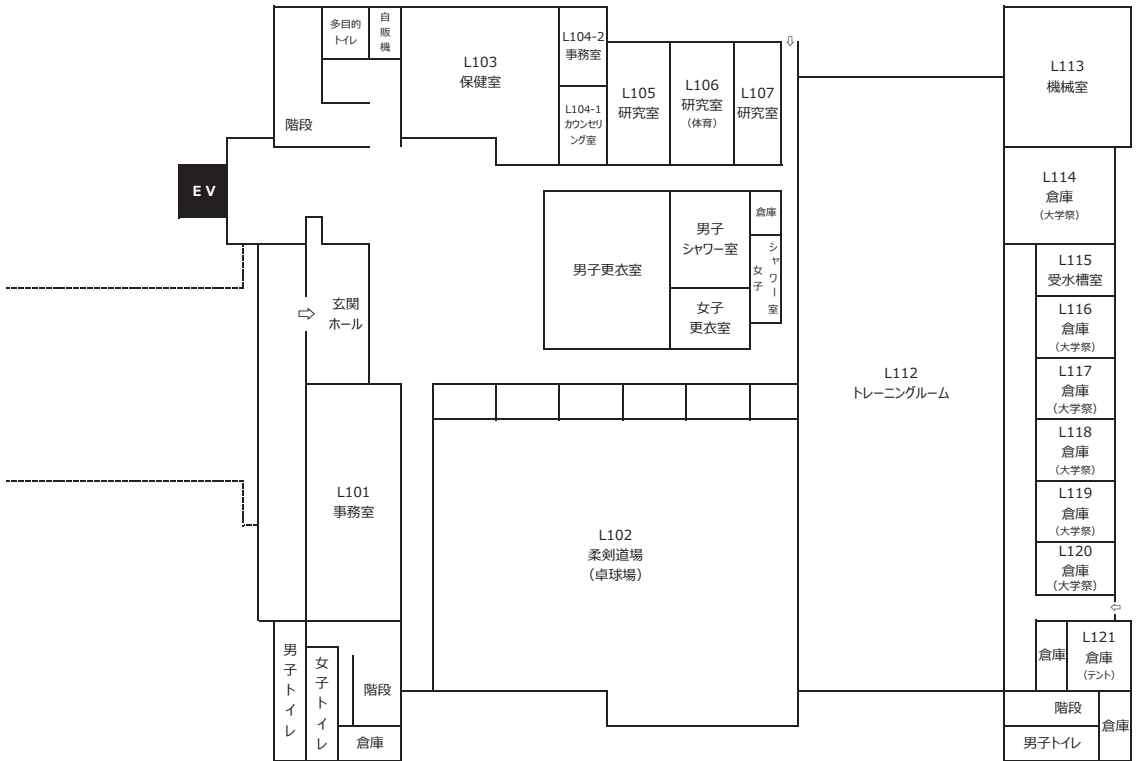


## 3 F

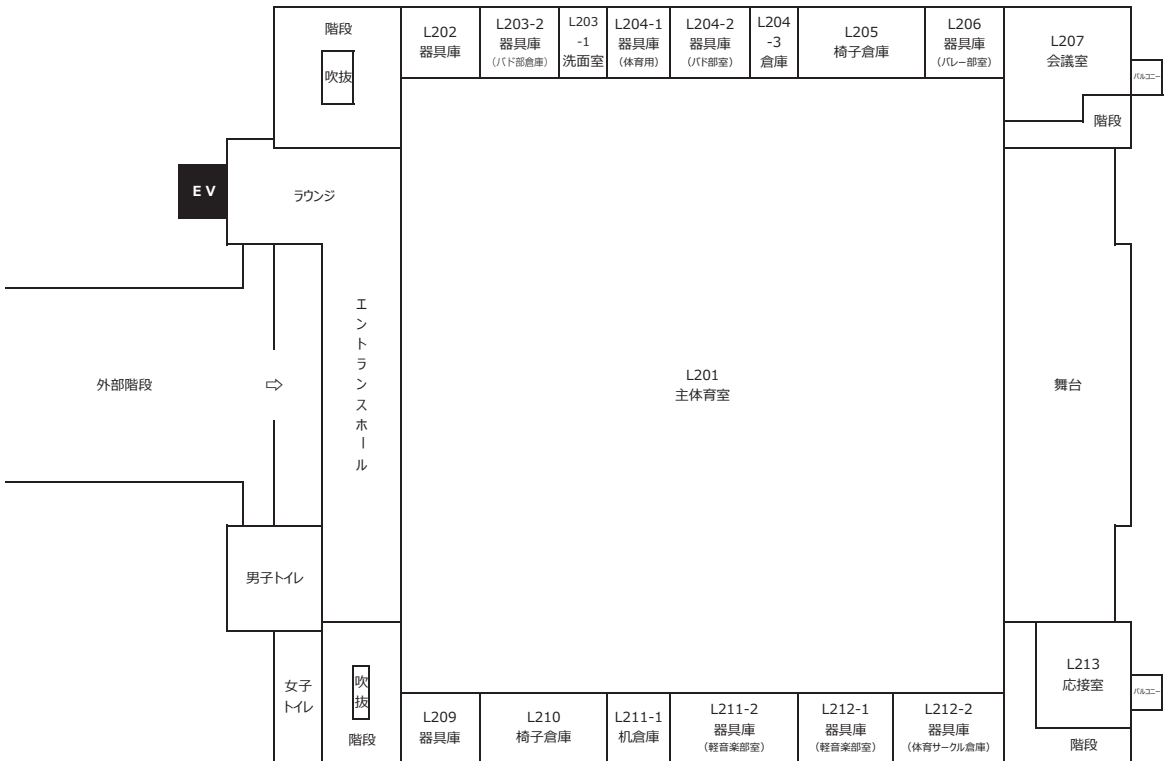


## L棟（総合体育館） 配置図

1 F

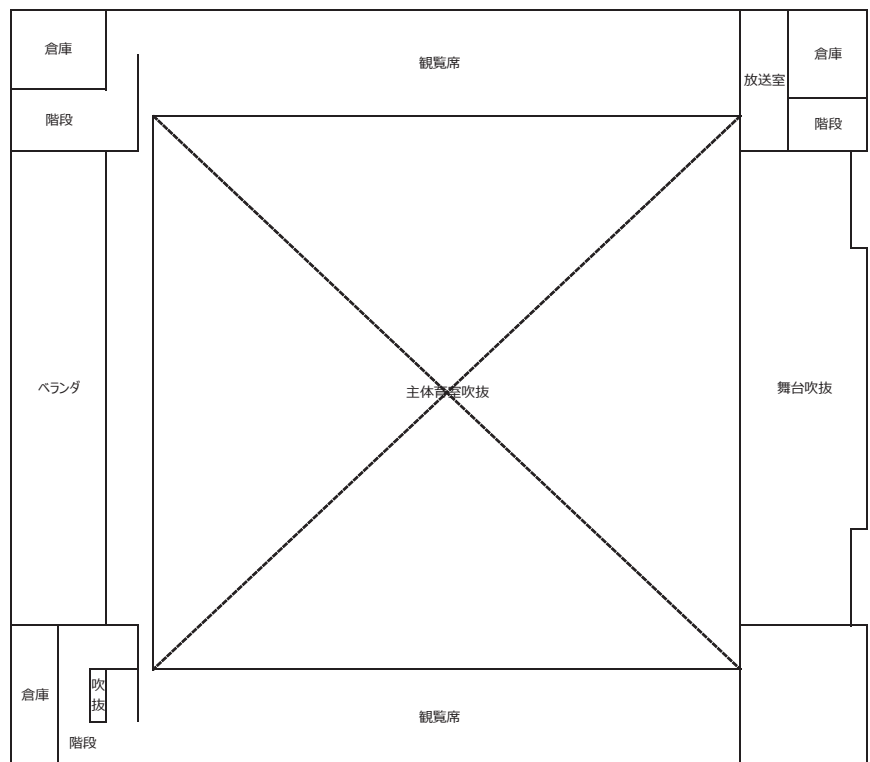


2 F



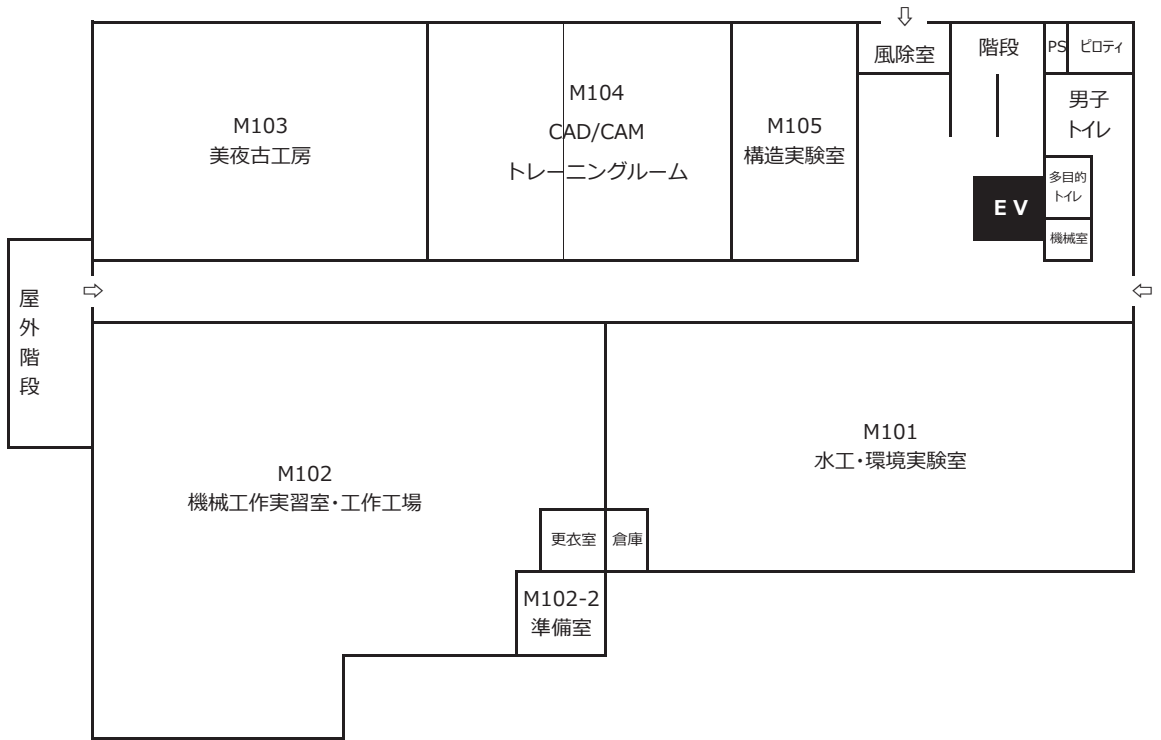


3 F

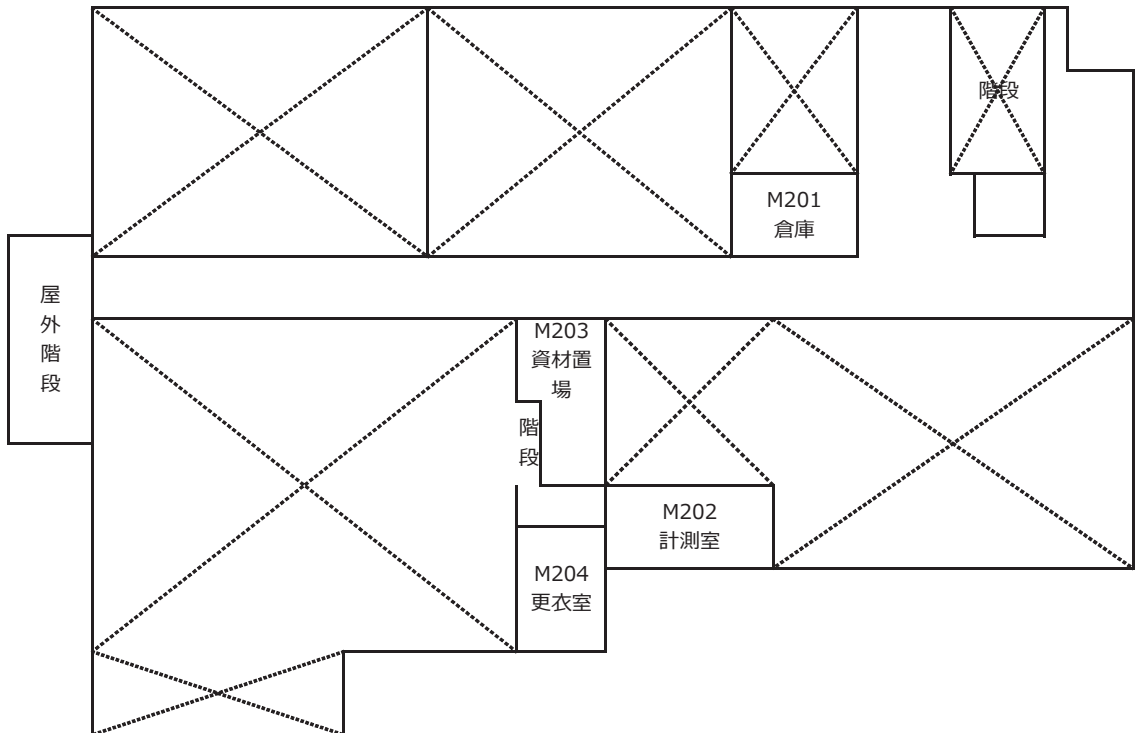


# M棟（総合実験実習センター） 配置図

1 F



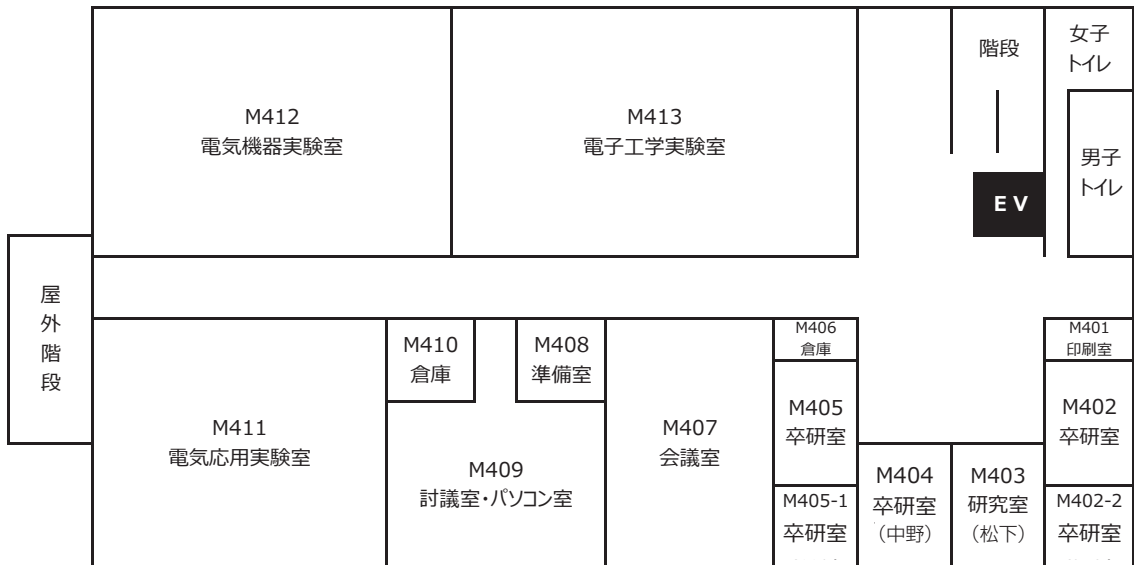
2 F



### 3 F



### 4 F

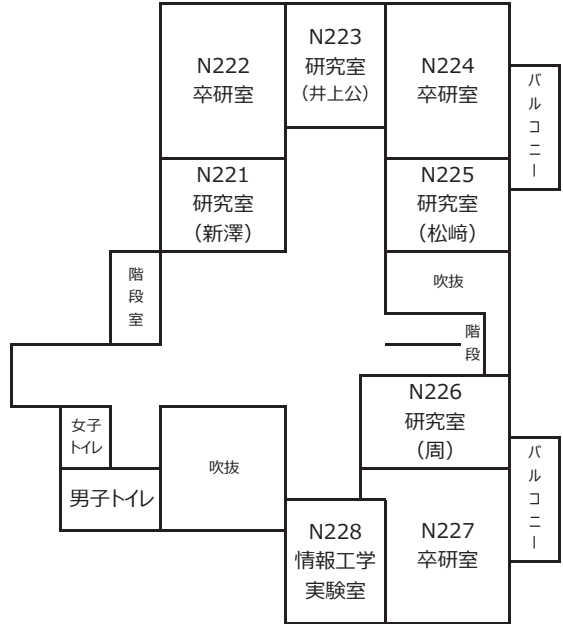


## N棟（情報科学センター） 配置図

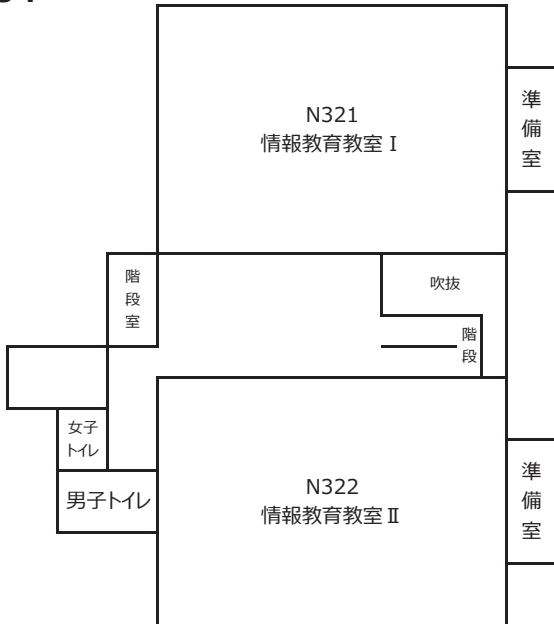
1 F



2 F



3 F

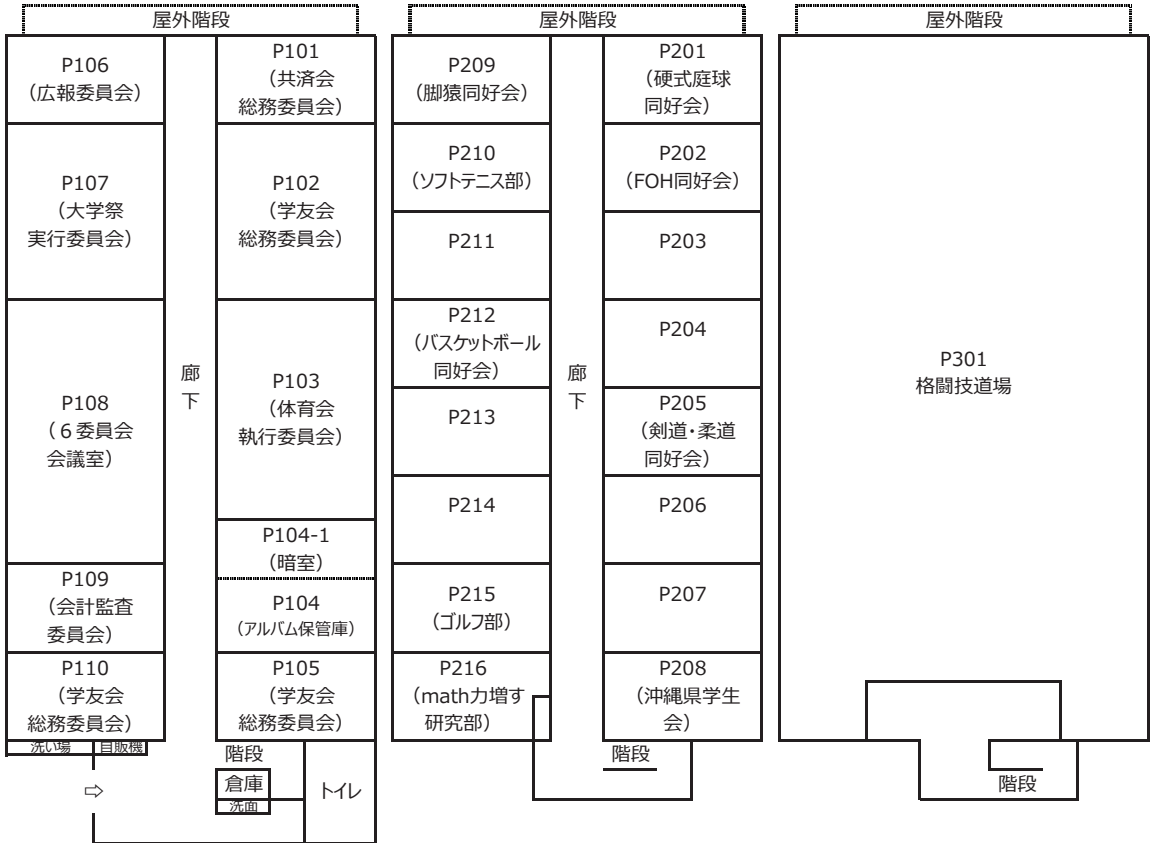


P棟（サークル・委員会室）配置図

1 F

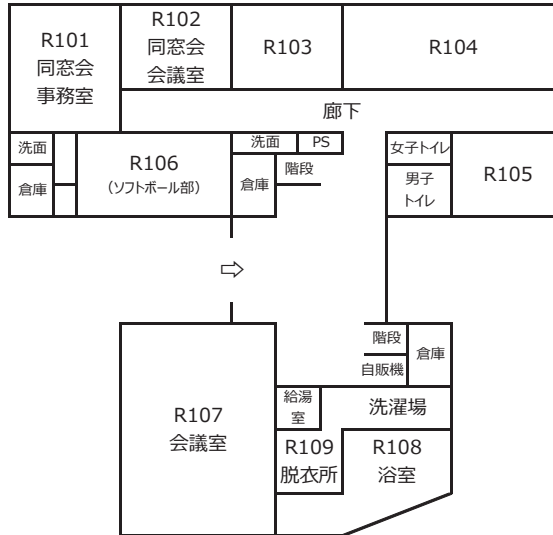
2 F

3 F

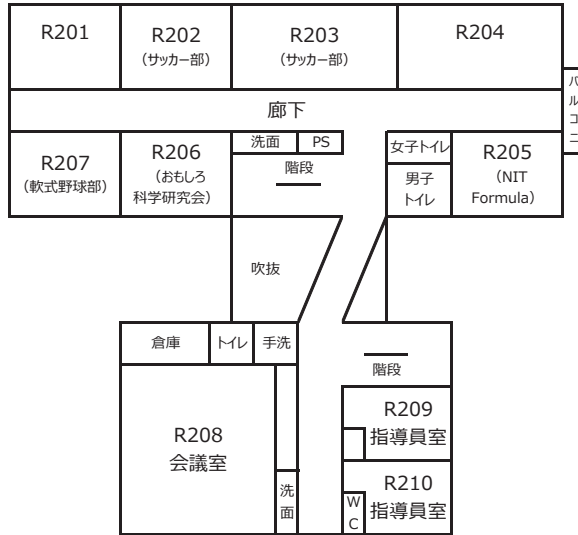


## R棟（有隣館） 配置図

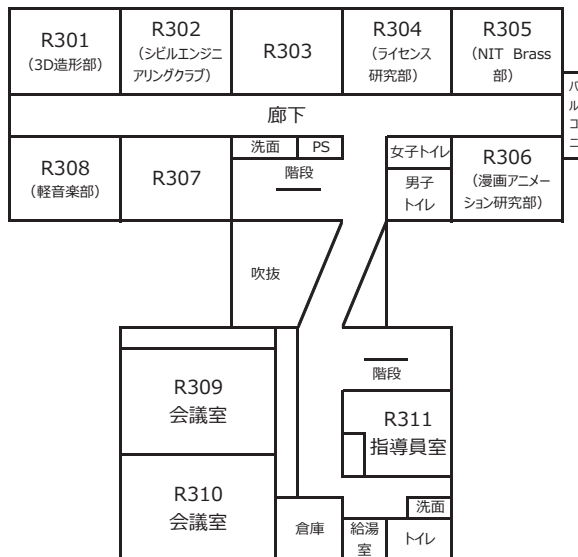
**1 F**



**2 F**



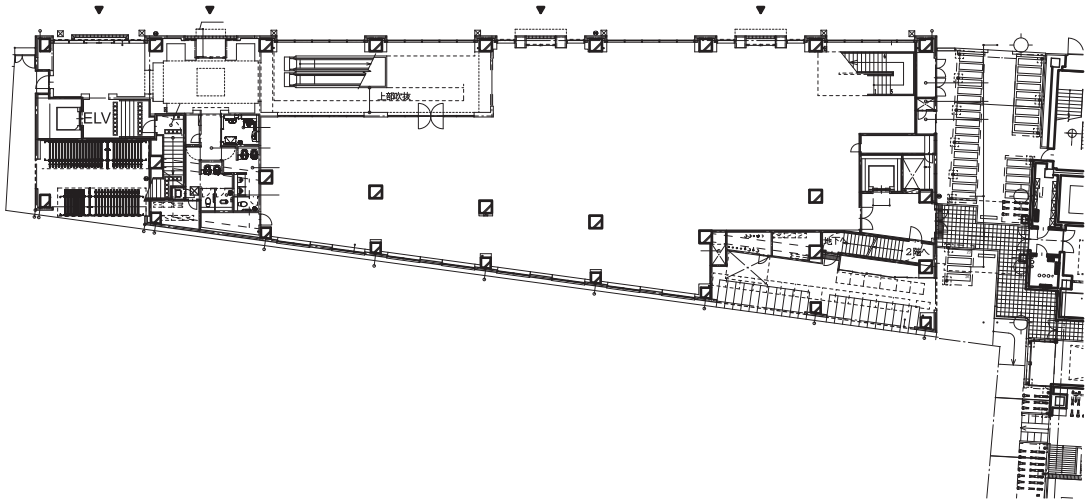
**3 F**



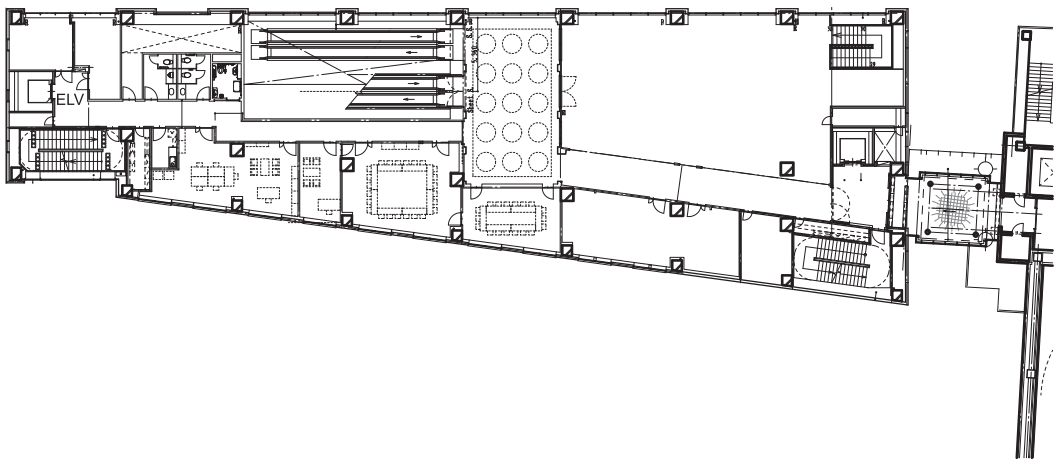
# 小倉キャンパス

## 1st Floor

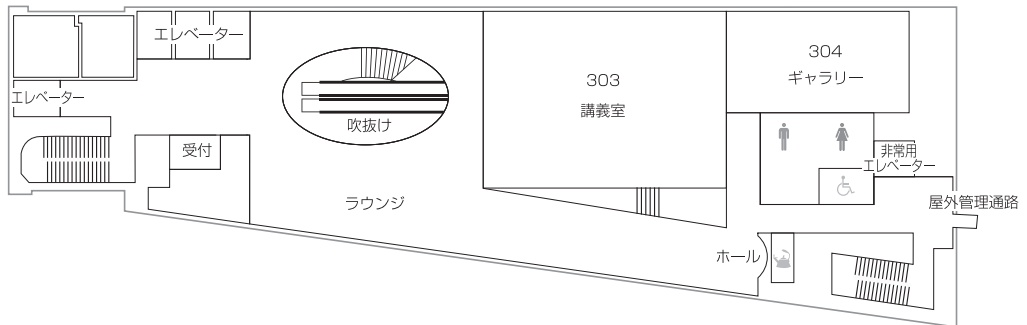
西日本工業大学玄関



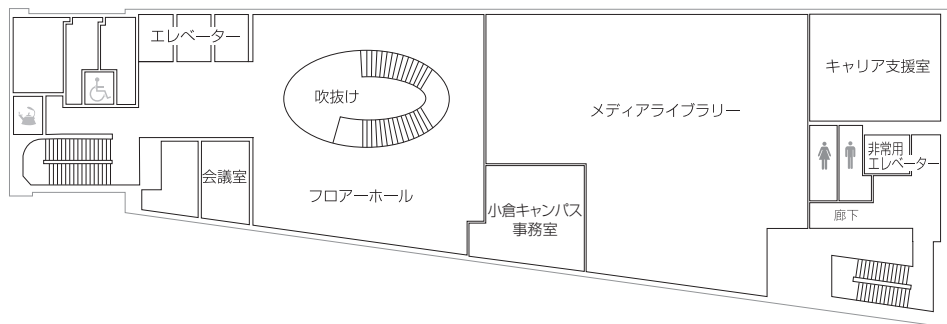
## 2nd Floor



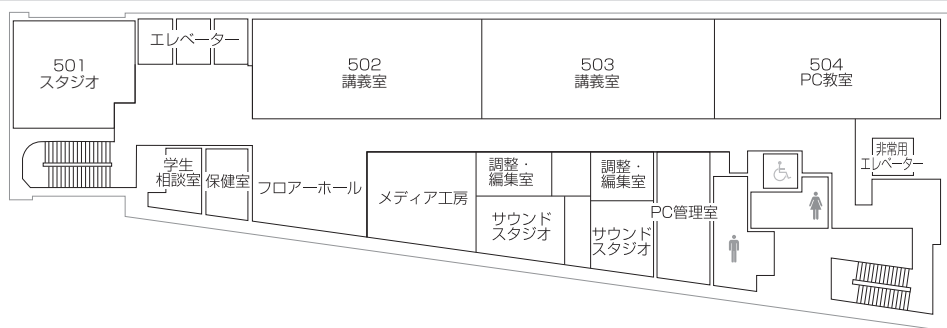
## 3rd Floor



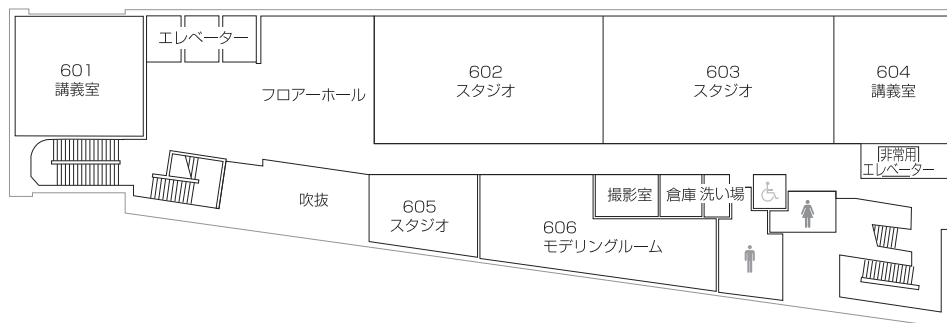
## 4th Floor



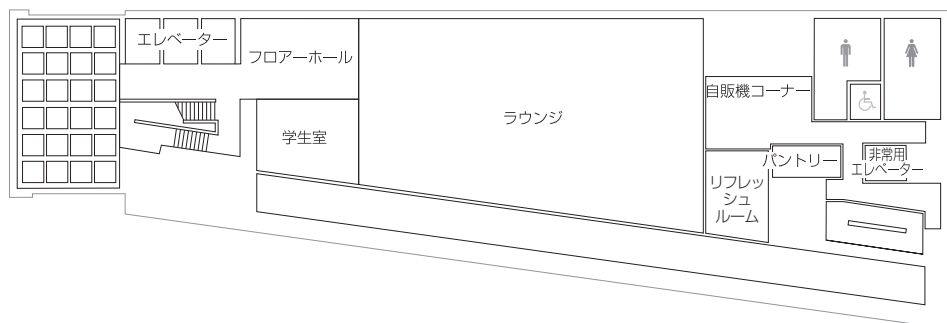
## 5th Floor



## 6th Floor

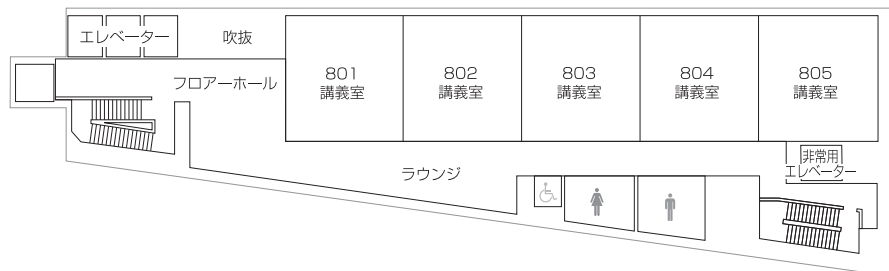


## 7th Floor

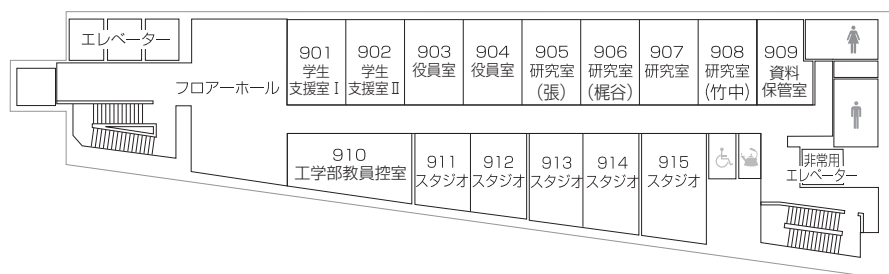




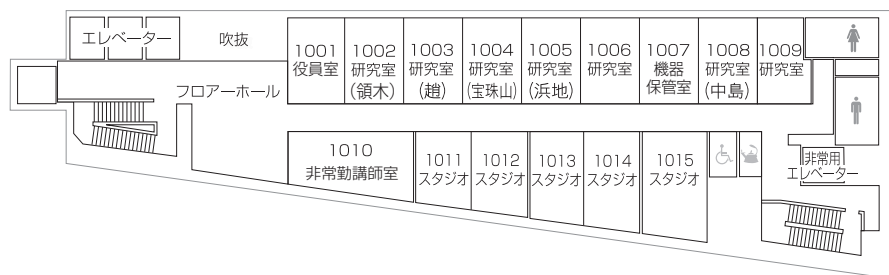
## 8th Floor



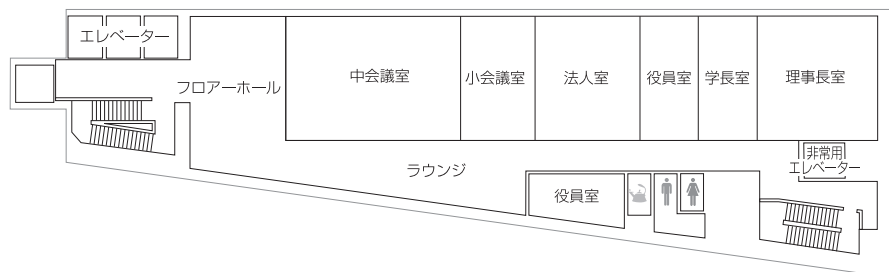
## 9th Floor



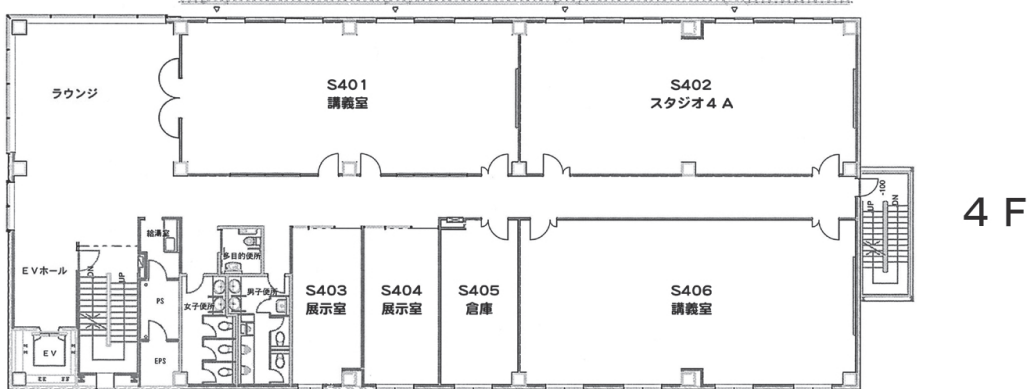
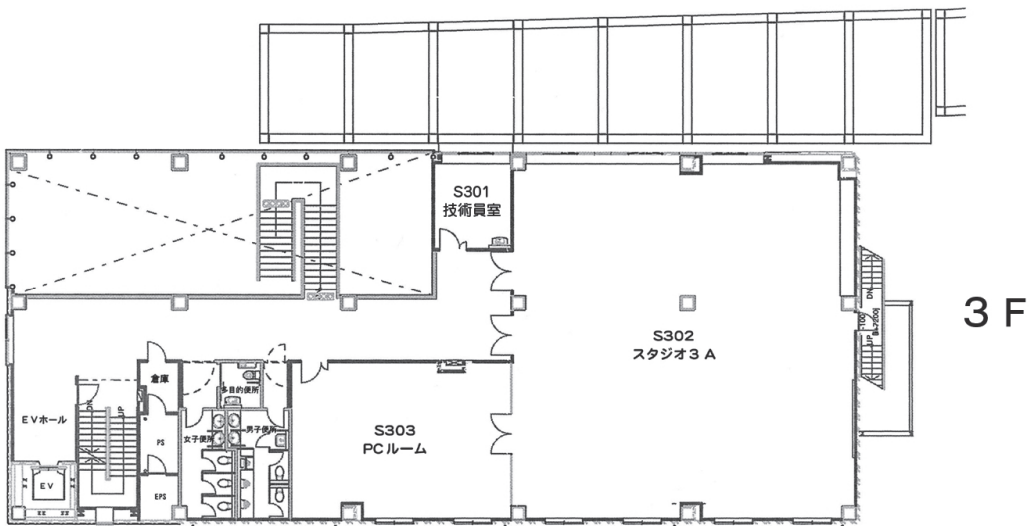
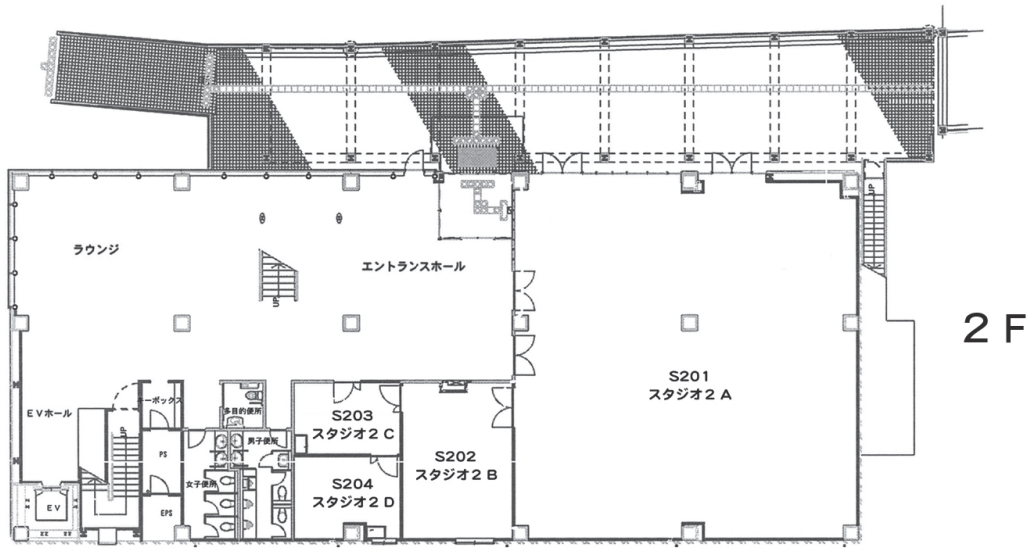
## 10th Floor

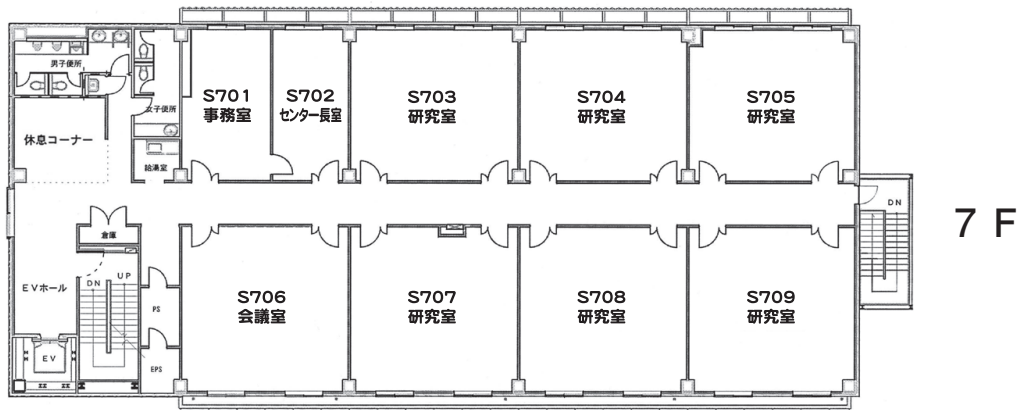
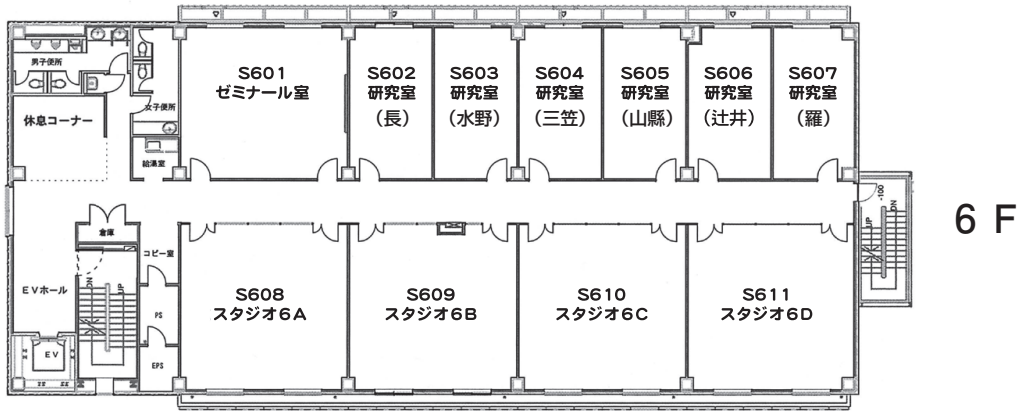
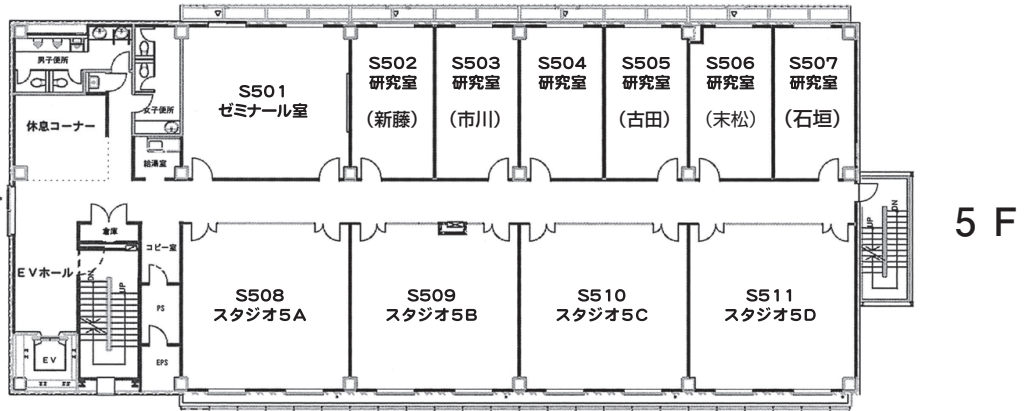


## 11th Floor



# 大学院・地域連携センター配置図





令和6年4月1日 発行

# 学 生 便 覧

— 令和6年度版 —

編集発行 西日本工業大学学務課

TEL 0930-23-1493

印刷所 (株)ARIZONA

TEL 093-647-5170